

ともいく
藤沢市子ども共育計画

だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて



2020年(令和2年)3月
藤沢市

はじめに

近年、地域社会におけるコミュニティの希薄化や少子化に伴う核家族化の進展といった社会構造の変化により、様々な困難を抱える子ども・若者や、子育て家庭への気づきと支援のあり方が問われています。子どもが持つ将来の可能性は、すべての子どもに等しく無限大であって、生まれ育った環境に左右されることがないように、地域全体で支えていく仕組みや「まち」づくりのため地域共生社会の醸成が重要です。



国では、2013年(平成25年)に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014年(平成26年)に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されました。2019年(令和元年)に、同法は子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として改正され、それに伴い、同年11月に「子供の貧困対策に関する大綱～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。

本市におきましても、子どもの貧困対策につきましては、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」に位置づけ、2018年(平成30年)の中間見直しの際には、事業を体系化するなど取り組んでまいりました。さらに推進していくため、同年秋に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施し、この結果等を踏まえ、「藤沢市子ども共育(ともいく)計画」を策定します。本計画では、平等の視点のみではなく、公正という観点も踏まえ、子どもと子育て家庭が抱える問題を全体的・構造的に把握し、社会的包摂を推進し、藤沢市子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像の副題「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を計画のめざす基本的な方向性と定め、その実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました、藤沢市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様や関係機関・団体の方々から、ご意見やご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

2020年(令和2年)3月

藤沢市長 鈴木 恒夫

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の位置づけ	6
3. 計画の期間	8
4. 計画の対象	8
第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況	9
1. 実態把握の方法	9
2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況	12
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況	24
4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ	57
第3章 計画の基本的な考え方	65
1. 計画のめざす基本的な方向性	65
2. 計画の施策方針	70
3. 計画の体系	73
第4章 施策の展開	75
施策方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	75
施策方針2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	85
施策方針3 暮らしや子育てを支援する	90
施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	99
施策方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする	103
施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる	108
第5章 計画の推進	121
1. 計画の推進体制	121
2. 計画の実施状況の点検・評価	121
3. 計画の指標	122
資料編	123
1. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿	124
2. 計画策定の経過	129
3. 関係法令等	132



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

国の平成28年国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの相対的貧困率は2015年（平成27年）の調査時点で13.9%であり、7人に1人が平均的な所得の半分に満たない世帯に暮らすという「相対的貧困の状態」におかれています。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は5割を超えています。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準にあるなど、子どもの貧困は社会全体で取り組む課題となっています。

全国の児童相談所における児童虐待等の相談対応件数は年々増加を続け、2018年度（平成30年度）には約16万件となり、過去20年で20倍以上に増加しました。子どもの命に関わる重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、極めて深刻な社会問題となっています。

また、子ども・若者に関して、不登校、ニート、引きこもり等の問題が深刻化しています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の様々な問題に直面した経験を持ち、抱える問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況におかれていることが指摘されています。

国では、このような子ども・若者、子育て家庭をめぐる課題に対応するために、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を整備し、施策を推進してきました。

① 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、2010 年（平成 22 年）に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。2016 年（平成 28 年）には、同ビジョンが見直され「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。「子ども・若者育成支援推進法」では、同法に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

本市では、2013 年（平成 25 年）に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。2015 年（平成 27 年）からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

② 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013 年（平成 25 年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、2014 年（平成 26 年）に同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

法律施行 5 年後の 2019 年（令和元年）には同法が改正されました。改正後の法律では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活に向けても、子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

改正後の法律を踏まえ、同年 11 月に「子供の貧困対策に関する大綱 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～」が策定されました。新たな「子供の貧困対策に関する大綱」では、めざすべき社会を実現するためには、「子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決する」こと、「子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく」ことを基本的な考え方としています。

本市では、2018 年（平成 30 年）に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行い、本計画を策定するための基礎資料として、「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。



③ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、2016年（平成28年）に「児童福祉法」が改正されました。改正法では、理念として子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

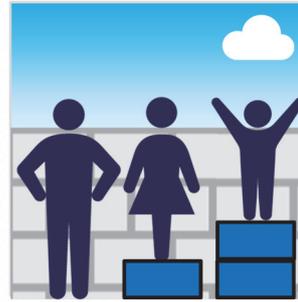
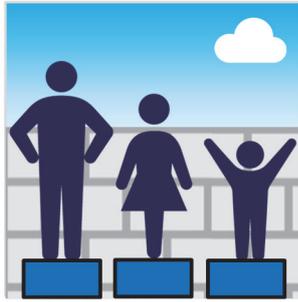
3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

④ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月決定）

2015年（平成27年）9月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等をはじめとする取り組むべき課題と、2030年（令和12年）を期限とする17の持続可能な開発のための目標（以下「SDGs」という。）が掲げられました。

SDGsの採択後、日本では2030年（令和12年）に向けた取組の指針として「SDGs実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたってSDGsの要素を最大限反映し、SDGs達成に向けた取組を推進することが期待されています。

用語解説 平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれのおかれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることのできない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれのおかれた状況に応じて待遇を変えるという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることができ公正(Equity)を達成することができます。

用語解説 社会的包摂(Social Inclusion)

ヨーロッパ諸国では、1980年代から「貧困」の概念をより拡張した「社会的排除(Social Exclusion)」という概念が着目されてきました。「社会的排除」とは、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に社会における仕組から脱落し、人間関係が希薄になり、社会の中心から周縁へと追いやられることを問題視するものです。

「社会的包摂」は、「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です(平成24年度厚生労働白書より)。様々な領域にわたる問題が複雑に絡み、自分の力のみでは必要な支援にたどり着くことが困難な子ども・若者、子育て家庭に対しては、抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組を構築することが重要です。

(2) 計画の趣旨

平成28年国民生活基礎調査によると、子どもの7人に1人が相対的貧困に陥っているとされ、本市においても核家族化の進行や地縁関係の希薄化など社会環境が大きく変化する中で、困難を抱えた子どもは特別な存在ではなく、地域全体で支えていく仕組づくりが必要であるとの声が高まってきました。

そこで、本市では、子どもの貧困対策を子ども・子育て支援施策の中で体系づけ、本計画を策定するための基礎資料として、2018年（平成30年）に「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しました。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が2019年（令和元年）に改正され、市町村による計画策定が努力義務とされたことを踏まえ、同法並びに「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として、「藤沢市子ども共育（ともいく）計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2項に基づく市町村における子どもの貧困対策についての計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条2項に基づく市町村子ども・若者計画として位置づけます。

(2) 主な関連計画

① 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係

本計画は、生まれ育つ環境に左右されず、子ども・若者が健やかに成長できるよう「公正」と「包摂」の実現に重点を置く計画です。子ども・子育て分野における全体計画である「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を補完することで、子ども・子育て分野全体として調和の保たれた計画となるよう策定します。

図表1-2-1 子ども分野における計画の根拠法等

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
藤沢市子ども共育計画 (本計画)	市町村における 子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に 関する法律 第9条2	努力義務
	市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条2	努力義務
第2期藤沢市子ども・ 子育て支援事業計画	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21 (第2次)	※

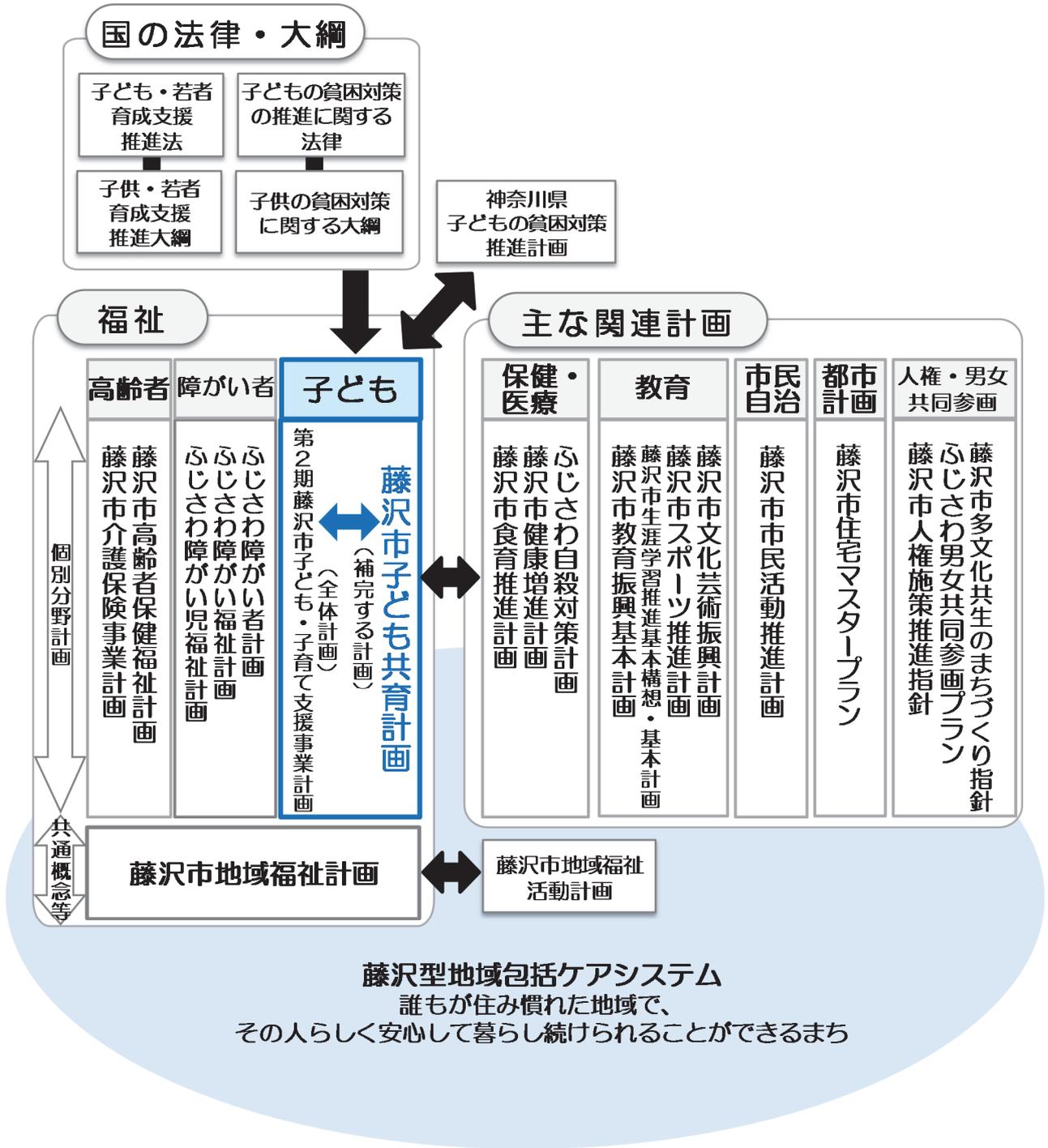
※「母子保健計画について」平成26年6月17日雇児発0617第1号

② 藤沢市地域福祉計画及び庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置づけられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある方の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、「藤沢市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、2020 年度（令和2年度）から 2024 年度（令和6年度）までの5年間で計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とします。その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、施策を講じるよう配慮します。





第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法

(1) 統計データによる把握

本市における生活保護制度、就学援助制度、児童扶養手当制度などの制度利用者数、不登校、進学率などの関連する統計データから実態を整理しました。

(2) アンケート調査

① アンケート調査の実施概要

「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)は、子どもや子育て家庭の健康や生活の状況、子どもの学習や経験の状況、保護者の就業や家庭の収入の状況、子どもや子育て家庭の抱える悩みや支援ニーズ等について、広く実態を把握することを目的に実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表2-1-1-1 アンケート調査の概要

	5歳児保護者調査	小学5年生調査 (児童・保護者)	中学2年生調査 (生徒・保護者)
調査対象	市内の5歳児のいる保護者(全数)	市立小学校(35校)の小学5年生の児童と、その保護者	市立中学校(19校)の中学2年生の生徒と、その保護者
調査方法	各家庭に郵送で配布し、郵送にて回収。	市立小学校を經由して各家庭に配布し、郵送にて回収。	市立中学校を經由して各家庭に配布し、郵送にて回収。
調査期間	平成30年9月22日～10月15日	平成30年9月28日～10月15日	平成30年9月28日～10月31日
配布数	保護者票：3,845件	子ども票：3,957件 保護者票：3,957件	子ども票：3,600件 保護者票：3,600件
回収状況 (回収率)	保護者票：2,457件(63.9%)	子ども票：1,595件(40.3%) 保護者票：1,602件(40.5%)	子ども票：1,049件(29.1%) 保護者票：1,076件(29.9%)

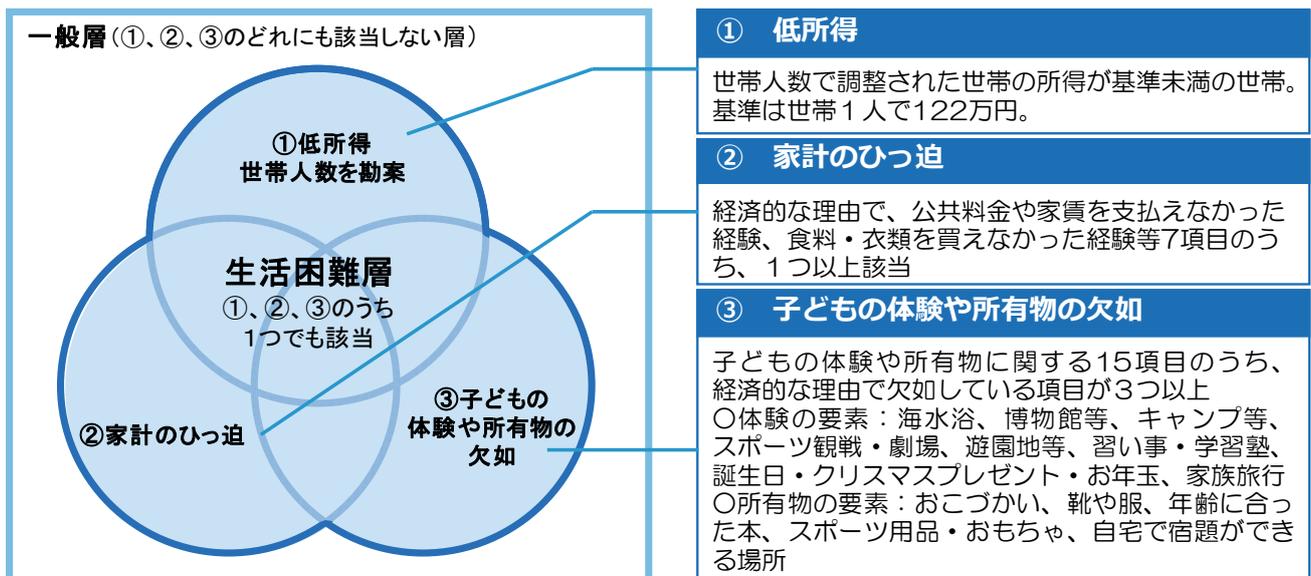
② アンケート調査の分析の視点

アンケート調査の世帯の状況に関する回答結果を用いて、「生活困難層別」、「世帯タイプ別」、「子どもの養育の要因別」に回答者の世帯を分類し、クロス集計による分析を行いました。クロス集計は、「回答者をいくつかのグループに分け、グループによってどのような状況の違いがあるかを分析する」という目的で実施しました。なお、小学5年生調査、中学2年生調査では、保護者の調査票と子どもの調査票を、同一世帯の情報として紐づけて分析しています。

(ア) 「生活困難層」の視点

家庭の経済的な生活困難の状況は、アンケート調査回答の①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況により判定しました。3要素の1つでも該当する場合を「生活困難層」、2つ以上に該当する場合を「困窮層」と分類しました。

図表2-1-1-2 生活困難層の抽出条件



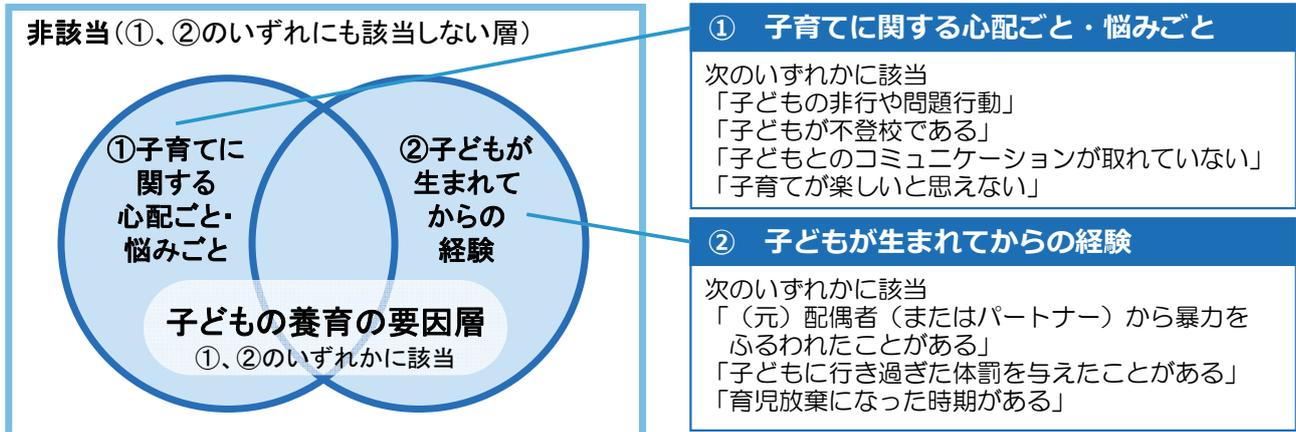
(イ) 「世帯タイプ」の視点

「世帯タイプ」は、アンケート調査回答の保護者の婚姻状況と、同居家族の状況から、「ひとり親世帯（2世代同居）」、「ひとり親世帯（3世代同居）」、「ふたり親世帯（2世代同居）」、「ふたり親世帯（3世代同居）」の4分類を設けて分析をしました。「ひとり親世帯（2世代同居）」は、保護者の婚姻状況が配偶者と「離別（別居）」「死別」「未婚・非婚」のいずれかに該当し、祖父母と同居していない世帯を指します。

(ウ) 「子どもの養育の要因層」の視点

「子どもの養育の要因層」は、厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載されている「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査の設問から次のように該当条件を設定しました。

図表2-1-1-3 子どもの養育の要因層の抽出条件



アンケート調査への回答状況から、子どもの養育状況に具体的な影響が出ているか、子どもの養育に影響が出るリスクが高いと想定されるグループを「子どもの養育の要因層」と分類しました。

(3) ヒアリング調査

様々な困難を抱える子ども・若者、子育て家庭と、普段から接点を持っている関係者や支援者に、子どもや世帯の日常的な生活の様子、世帯の特徴、抱えている困りごとをうかがい、様々な困難の背景にある要因や子どもの育ちに与える影響を把握するという目的で実施しました。子どもや保護者の支援に関連する32団体を対象として、2018年(平成30年)8~10月にかけて実施しました。

ヒアリング調査では、「経済的な貧困」に限定せず、子どもの社会的自立に向けた育ちを阻害する様々な要因や課題を含めて、支援に関わっているそれぞれの立場から気になる子どもや子育て家庭の実態についてヒアリング調査を行いました。なお、ヒアリング調査を受けた支援者が把握した子どもや子育て家庭の状況であるため、当然にすべてのケースを代表するものではなく、また網羅的に課題が把握されていない可能性がある点に留意が必要です。

2. 子ども・若者、子育て家庭に関する概況

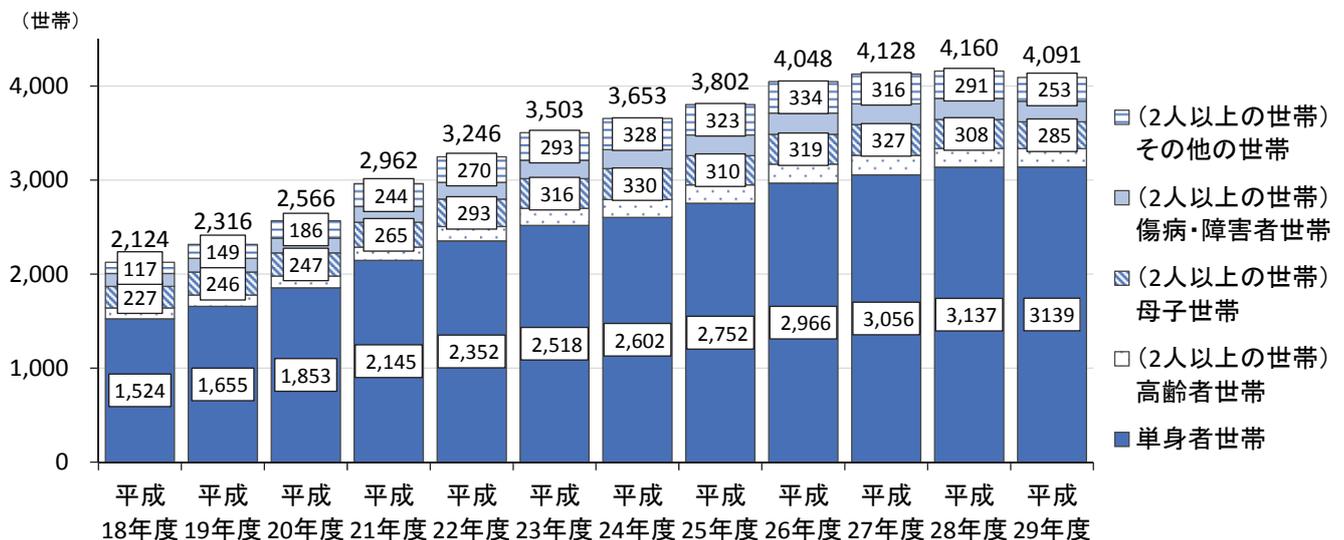
(1) 困難を抱えやすい子ども、子育て家庭の概況

① 経済的困窮を抱える世帯

(ア) 生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給世帯の数は、単身者世帯を中心に増加傾向にあり 2018 年（平成 30 年）3 月末時点で 4,091 世帯となっています。2006 年度（平成 18 年度）から 2017 年度（平成 29 年度）の変化をみると、「母子世帯」は約 1.3 倍、「その他の世帯」は約 2.2 倍に増加しています。

図表2-2-1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移

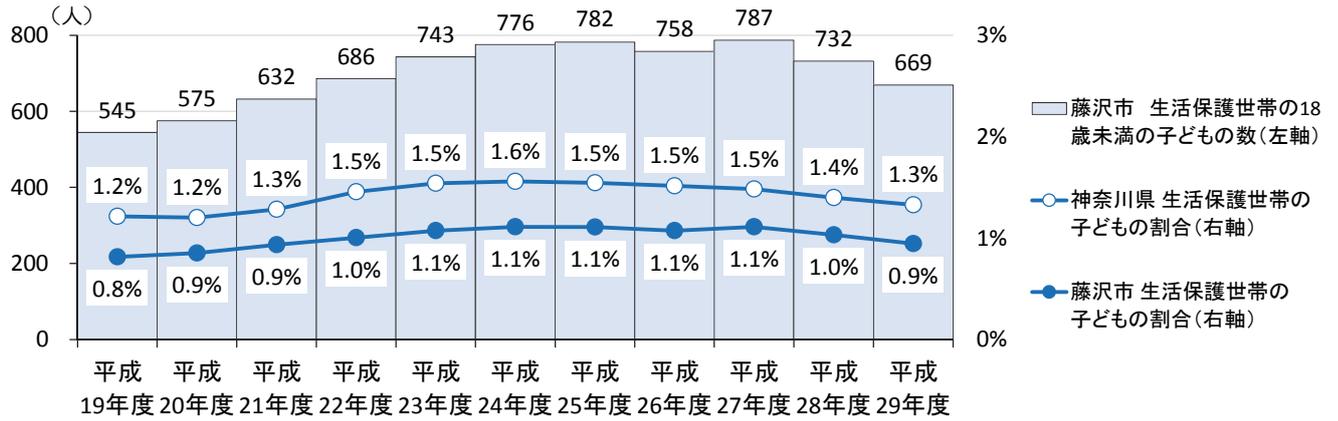


資料：神奈川県「神奈川県福祉統計」
※各年度3月時点

(イ) 生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数

本市の生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数は、2007年度（平成19年度）から2017年度（平成29年度）にかけて約1.2倍に増加しました。2017年度（平成29年度）時点で669人、本市の18歳未満の子どもに占める割合は0.9%となっています。神奈川県の生活保護受給世帯の子どもの割合と比較すると、本市の割合は低い傾向にあります。

図表2-2-1-2 生活保護受給世帯数の子どもの数と割合の推移



資料：藤沢市「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」、神奈川県「神奈川県福祉統計」「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成

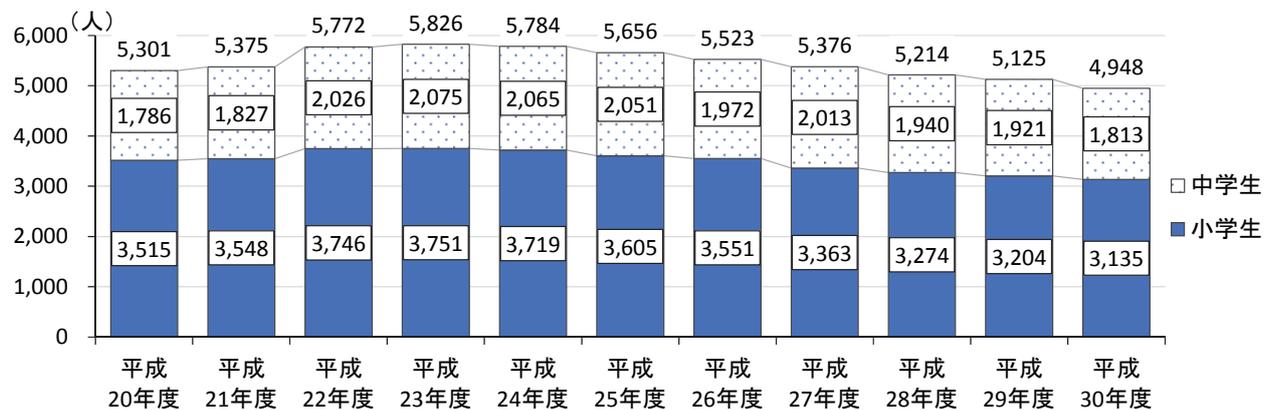
※生活保護受給世帯に属する18歳未満の子どもの数の、18歳未満の子ども全体に対する割合。

※各年度7月末時点の値。ただし、神奈川県の18歳未満の子どもの数（分母）は各年1月1日時点の値。

(ウ) 就学援助受給世帯の数

就学援助制度とは、経済的な理由によって就学が困難な市立小学生と市立中学生の保護者を対象に給食費等の援助をする制度です。本市の就学援助受給世帯の子どもの数をみると、2011年度（平成23年度）以降減少が続いており、2018年度（平成30年度）は4,948人となっています。

図表2-2-1-3 就学援助受給世帯の子どもの数（小学生・中学生）の推移



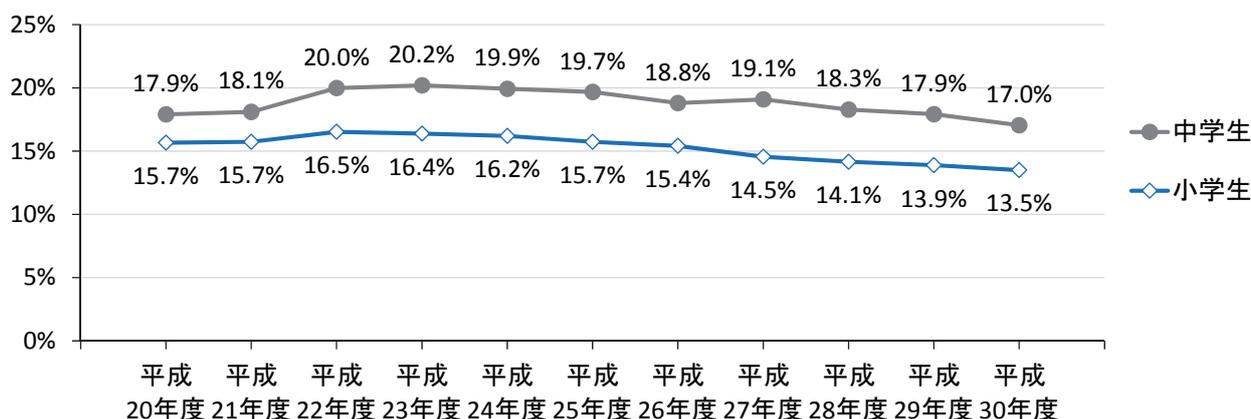
資料：藤沢市教育委員会

※就学援助受給世帯の小学生・中学生の数は、2008・2009年度（平成20・21年度）は8月30日時点、それ以外は各年度3月末時点の値。

(工) 就学援助受給世帯の子どもの割合

就学援助受給世帯の子どもの割合をみると、小学生は2011年度（平成23年度）以降、中学生は2012年度（平成24年度）以降ゆるやかな減少傾向にあります。2018年度（平成30年度）では、小学生が13.5%、中学生が17.0%となっています。また、小学生と中学生を比べると、中学生のほうが就学援助率が高い傾向にあります。

図表2-2-1-4 就学援助受給世帯の子どもの割合（小学生・中学生）



資料：藤沢市教育委員会

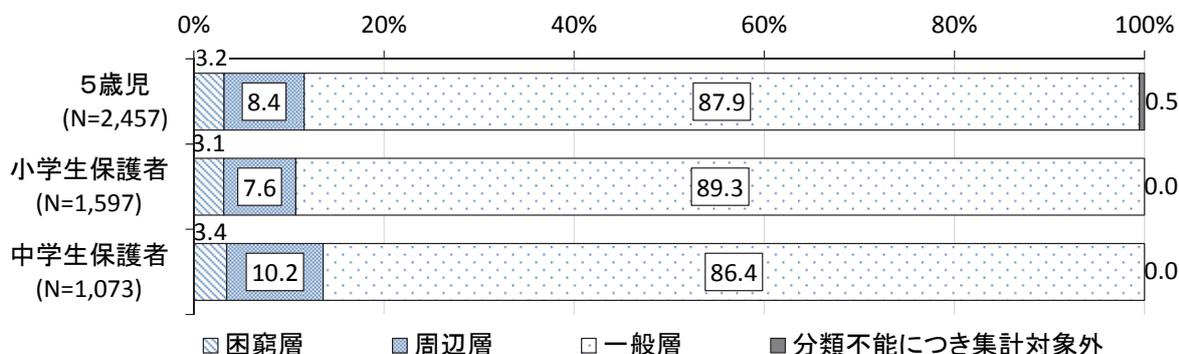
※小学生は、就学援助受給世帯の小学生の数をもとに、小学校の児童の数を分母として算出した。中学生は、就学援助受給世帯の中学生の数をもとに、中学校の生徒の数を分母として算出した。就学援助受給世帯の小学生の数・中学生の数（分子）は、2008・2009年度（平成20・21年度）は8月30日時点、それ以外は各年度3月末時点の値。小学校の児童の数・中学校の生徒の数（分母）は各年度5月1日時点の値。

(オ) アンケート調査における生活困難層の割合

アンケート調査において、子育て家庭の経済的な生活困難の状況は、①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況で判定しています。

3要素のうち1つ以上該当する「生活困難層」は5歳児では全体の11.6%、小学5年生は10.7%、中学2年生では13.6%となっています。2要素に該当する「困窮層」は5歳児で3.2%、小学5年生は3.1%、中学2年生では3.4%となっています。

図表2-2-1-5 アンケート調査における生活困難層の分布状況

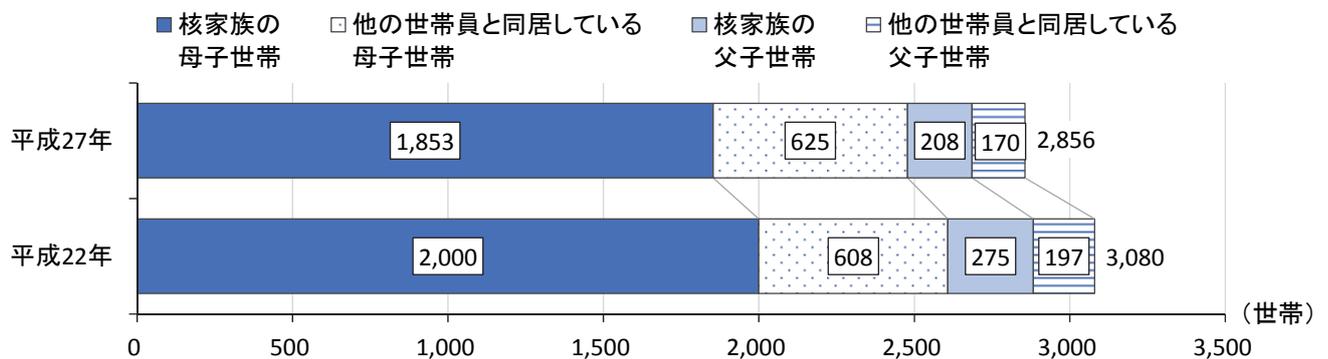


② ひとり親世帯

(ア) 18歳未満の子どものいる世帯数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数は2010年（平成22年）の3,080世帯から2015年（平成27年）の2,856世帯に減少しています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は2015年（平成27年）時点で6.8%となっています。

図表2-2-1-6 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)



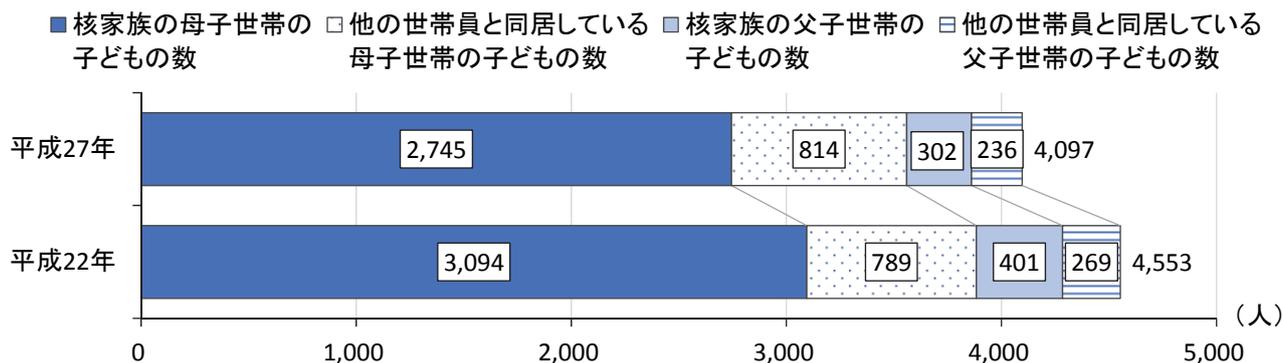
資料：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」から「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員がいる一般世帯数」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(イ) 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数は、2010年（平成22年）の4,553人から2015年（平成27年）には4,097人に減少しています。世帯類型の内訳をみると、母子世帯の子どもの数が8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多くなっています。18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの割合は、2015年（平成27年）時点で5.9%となっています。

図表2-2-1-7 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



資料：総務省「国勢調査」

※ここでの「核家族の母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯」の「18歳未満世帯人員」を指す。「他の世帯員と同居している母(父)子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)」の「18歳未満世帯人員」から「母(父)子世帯」の「18歳未満世帯人員」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母(父)子世帯」は、「未婚、死別または離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子ども及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。）」からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(ウ) 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当とは、父母の離婚や、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。所得制限があり、児童扶養手当の一部または全部が支給されないことがあります。

本市で児童扶養手当を受給している世帯数の推移をみると、2012年度(平成24年度)には2,515世帯でしたが、2018年度(平成30年度)は2,248世帯となっています。

図表2-2-1-8 児童扶養手当受給世帯数の推移(本市)



資料：藤沢市

※各年度3月31日時点の値。

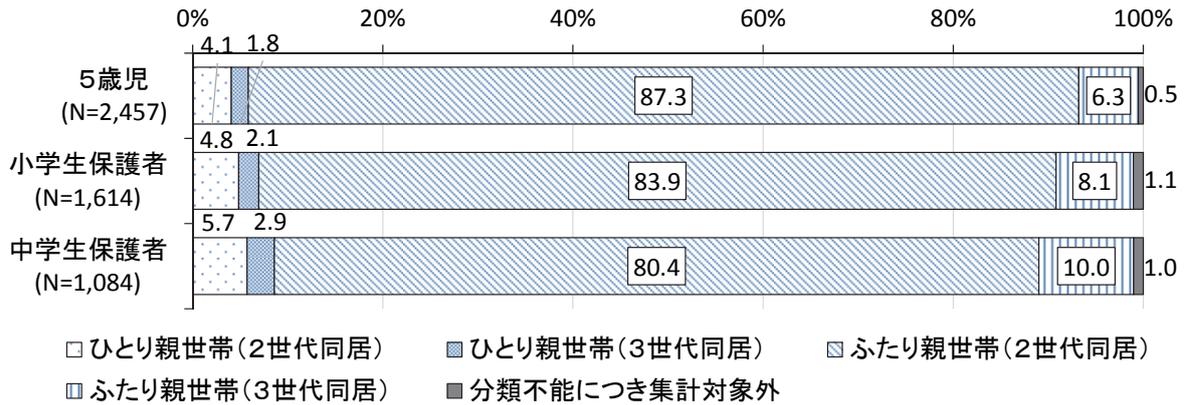
※児童扶養手当全部支給停止の世帯数は除く。

※児童扶養手当は、きょうだいで18歳以上や20歳以上の子どもがいる世帯のひとり親や、父母ともに不明である児童を監護している人にも支給されることがあるため、国勢調査のひとり親世帯数と単純に比較することはできない点に留意が必要。

(エ) アンケート調査におけるひとり親世帯の割合

アンケート調査で、5歳児の同居家族の世帯タイプをみると、ひとり親世帯（2世代同居）が4.1%、ひとり親世帯（3世代同居）が1.8%、ふたり親世帯（2世代同居）が87.3%、ふたり親世帯（3世代同居）が6.3%となっています。祖父母と同居していない、ひとり親世帯（2世代同居）は、大人一人が、仕事、育児、家事を担う必要があり、他の世帯タイプと比較して時間的な余裕が不足する状況にあると考えられます。

図表2-2-1-9 アンケート調査における同居家族の世帯タイプの分布状況



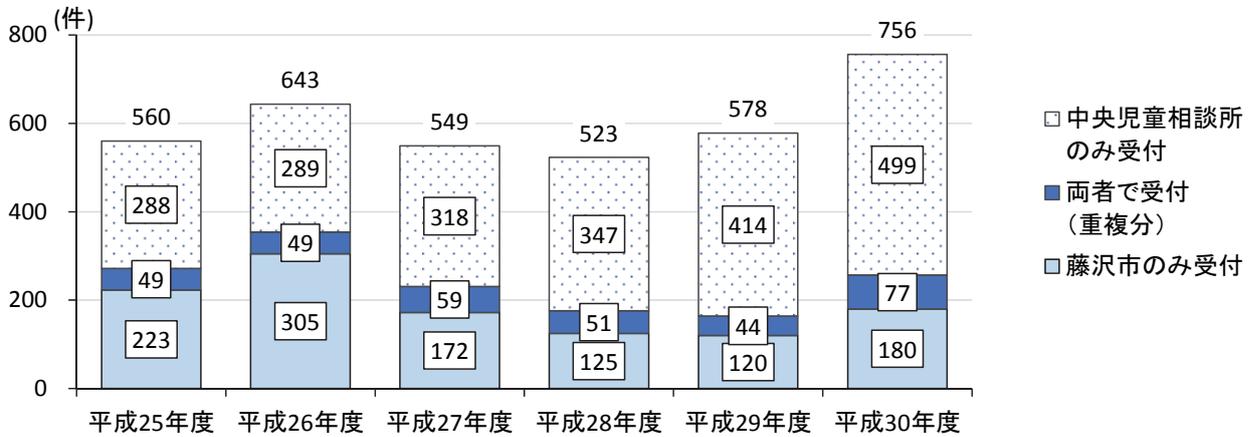
③ 児童虐待、子育てに困難を抱える世帯

(ア) 虐待相談件数の推移

本市に関連する虐待相談の新規受付件数の推移をみると、2013年度（平成25年度）は中央児童相談所受付分（本市分）と本市受付分の合計が560件でしたが、2018年度（平成30年度）は756件となり、過去6年間で約1.3倍に増加しています。

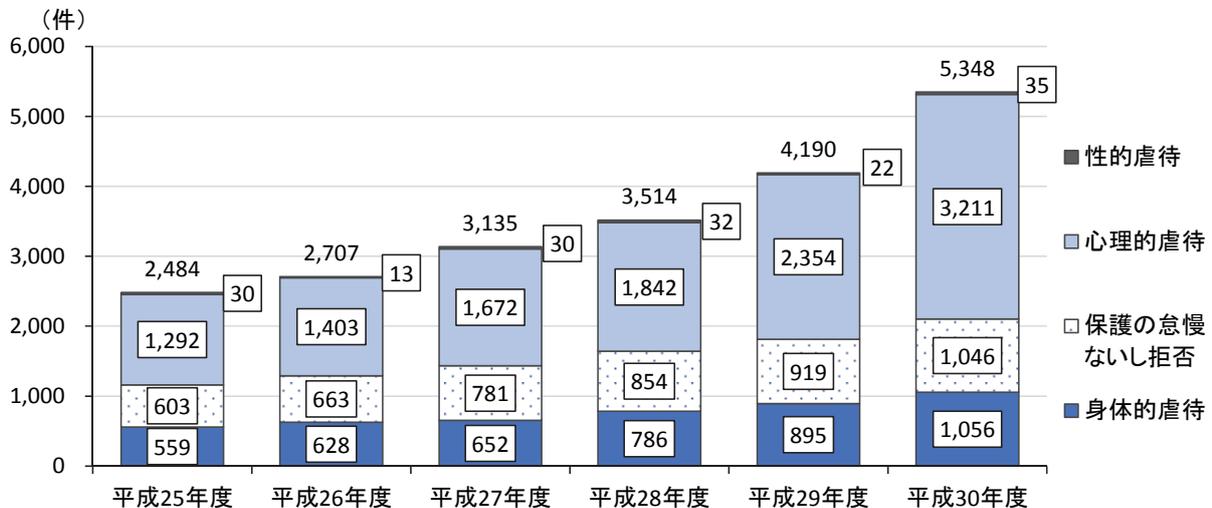
神奈川県児童相談所の虐待相談受付件数の内容別の内訳をみると、2018年度（30年度）は心理的虐待、身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）、性的虐待の順に多くなっています。過去6年間で心理的虐待は約2.5倍、身体的虐待は約1.9倍、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）は約1.7倍に増加しました。

図表2-2-1-10 虐待相談の新規受付件数(中央児童相談所・藤沢市)



資料：神奈川県中央児童相談所資料、藤沢市資料より作成

図表2-2-1-11 神奈川県内児童相談所虐待相談受付内容別件数
(政令市・児童相談所設置市除く)



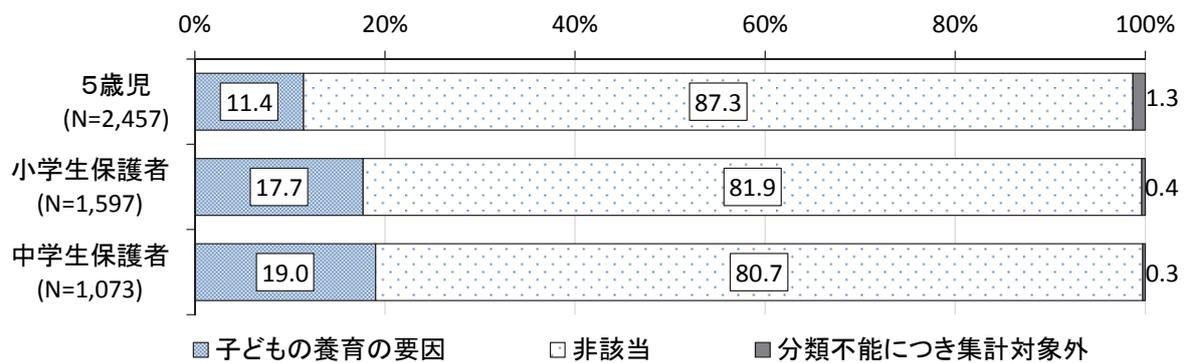
資料：神奈川県「児童相談所虐待相談受付件数の内訳（政令市・児童相談所設置市除く）」

(イ) アンケート調査における子どもの養育に困難を抱える層の分布状況

厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載された「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査回答のリスク因子への該当状況から子どもの養育に困難を抱える層（子どもの養育の要因層）を区分し集計しました。

子どもの養育の要因層に該当するのは、5歳児で11.4%、小学5年生で17.7%、中学2年生で19.0%となっています。

図表2-2-1-12 アンケート調査における子どもの養育の要因層の分布状況



④ ヒアリング調査の個別事例の子ども・子育て家庭

ヒアリング調査では、44件の個別事例について、子どもや子育て家庭と接点を持つ支援者から聞き取りを行いました。

44件の個別事例のうち、両親のいる世帯の事例は15件で、ひとり親世帯の事例は29件でした。生活保護制度を利用している世帯は12件、保護者に障がいあるいは重い疾病のあるケースが15件、子どもに障がい（発達障がい含む）あるいは重い疾病のあるケースが9件、4人以上の子どもがいる多子世帯のケースが9件、両親の片方あるいは両方が外国籍の世帯が10件となっていました。

また、「ひとり親世帯」「保護者が子どもに障がい・疾病がある」「4人以上の多子」「外国籍の保護者」の世帯の状況が、複数重なっていることが把握された個別事例は44件中23件でした。

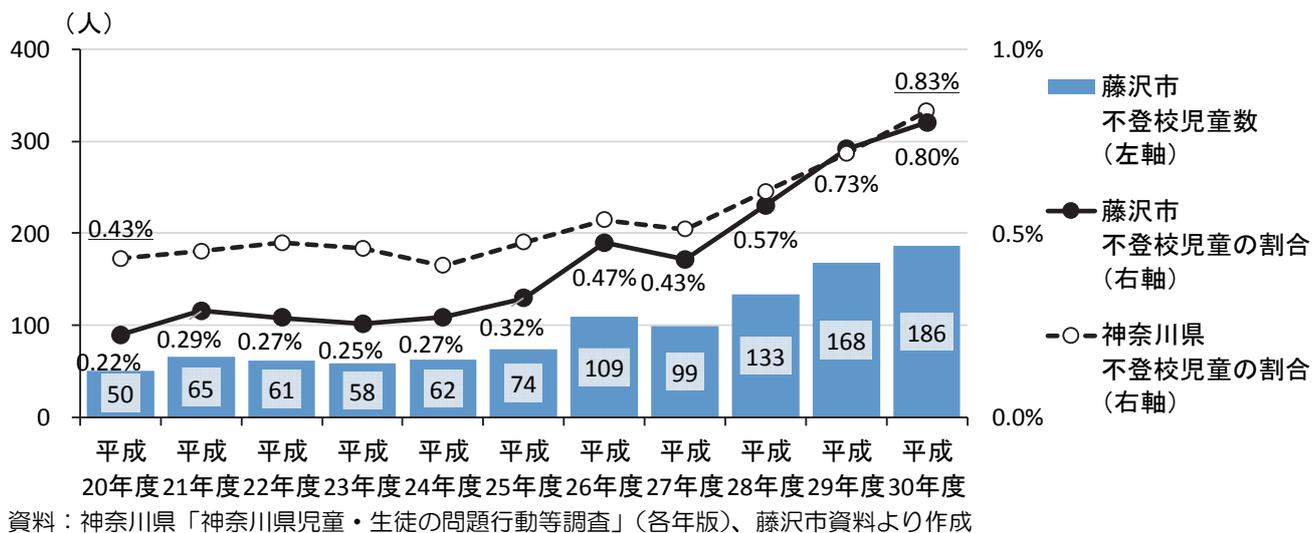
(2) 子ども・若者に関わる概況

① 不登校の児童生徒の状況

(ア) 市立小学校の不登校の児童の数と割合

本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、近年増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）は186人（0.8%）となっています。

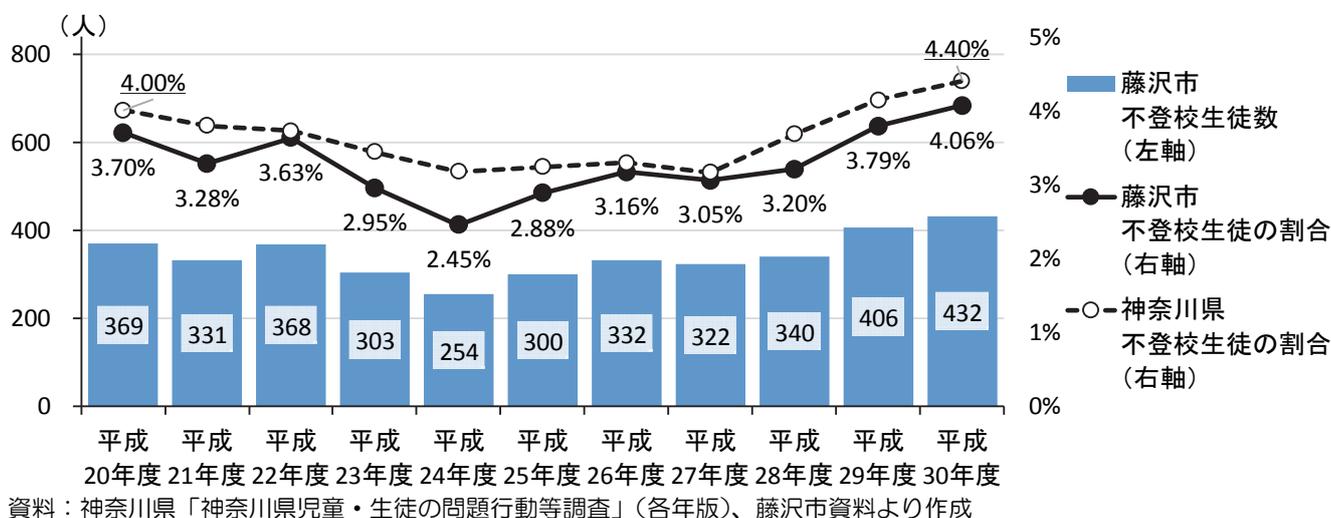
図表 2-2-2-1 不登校児童数と割合の推移（公立小学校）



(イ) 市立中学校の不登校の生徒の数と割合

本市の市立中学生のうち年間30日以上欠席した不登校生徒の数は、2013年度（平成25年度）以降は増加傾向にあり、2018年度（平成30年度）は432人（4.1%）となっています。

図表 2-2-2-2 不登校生徒数と割合の推移（公立中学校）

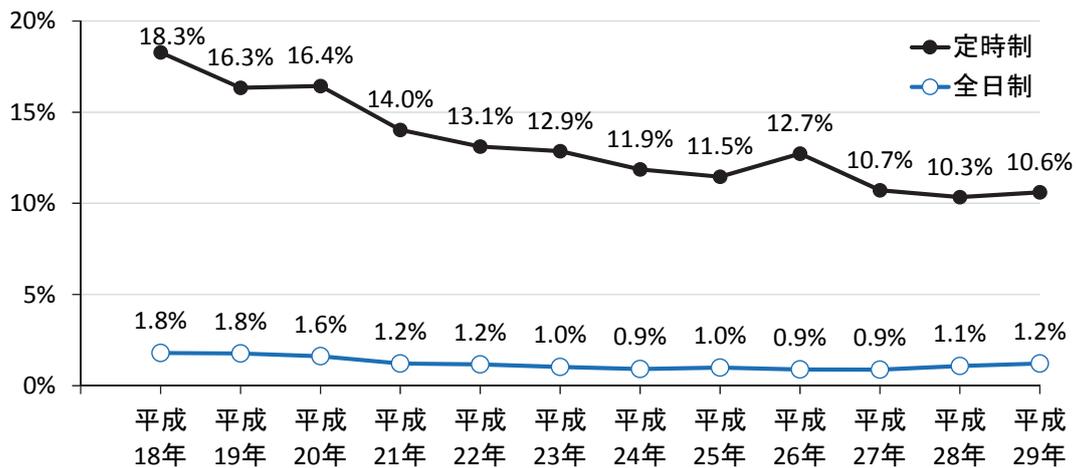


② 高校生の中途退学・進路の状況

(ア) 高等学校の中途退学率（神奈川県公立高等学校等）

神奈川県の公立高等学校の2017年度（平成29年度）の中途退学率は、全日制では1.2%で横ばいの傾向にあります。定時制では低下傾向にあるものの、2017年度（平成29年度）で10.6%と全日制と比較して中途退学率が高くなっています。

図表 2-2-2-3 高等学校の中途退学率（神奈川県・公立高等学校等）



資料：神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」（各年版）

(イ) 高等学校卒業後の進学率

2018年（平成30年）3月卒業の生徒に関する高等学校卒業後の進学率をみると、神奈川県高等学校（全日制・定時制）の大学等進学率は81.0%となっています。また、本市の生活保護受給世帯の子どもの大学等進学率は45.8%となっており、全国や神奈川県の生活保護受給世帯の子どもと比較するとやや高くなっています。

図表 2-2-2-4 高等学校卒業後の進学率

	大学等進学率
高等学校（全日制・定時制）卒業者（全国）	76.7%
高等学校（全日制・定時制）卒業者（神奈川県）	81.0%
生活保護受給世帯の子ども（全国）	36.0%
生活保護受給世帯の子ども（神奈川県）	37.4%
生活保護受給世帯の子ども（藤沢市）	45.8%

資料：文部科学省「学校基本調査（平成30年3月）」、神奈川県「神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」、藤沢市資料より作成

※高等学校（全日制・定時制）卒業者（全国・神奈川県）の大学等進学率には、大学、短期大学、専修学校（専門課程・一般課程）、公共職業能力開発施設等への進学・入学を含む

※生活保護世帯の子ども（全国・神奈川県・藤沢市）の大学等進学率には、大学、短期大学、専修学校（専門課程・一般課程）、各種学校への進学・入学を含む

(ウ) 高校卒業後の就職率

2018年（平成30年）3月卒業の、本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率をみると、2018年度（平成30年度）で43.8%となっており、神奈川県内の高等学校（全日制・定時制）の卒業者と比較して高くなっています。

図表 2-2-2-5 高等学校卒業後の就職率

	就職率
高等学校（全日制・定時制）卒業者（全国）	17.6%
高等学校（全日制・定時制）卒業者（神奈川県）	8.4%
生活保護受給世帯の子ども（全国）	46.6%
生活保護受給世帯の子ども（神奈川県）	39.8%
生活保護受給世帯の子ども（藤沢市）	43.8%

資料：文部科学省「学校基本調査（平成30年3月）」、神奈川県「神奈川県子ども貧困対策推進計画（令和2年度～令和6年度）」、藤沢市資料より作成

③ 引きこもりの推計（全国）

2015年（平成27年）に内閣府が実施した調査によると、「広義のひきこもり」に該当する割合は1.57%で、全国で54.1万人と推計されています。

図表 2-2-2-6 全国のひきこもりの推計

区分	平成22年2月調査		平成27年12月調査	
	推計数	有効回収率に占める割合	推計数	有効回収率に占める割合
狭義のひきこもり※1	23.6万人	0.60%	17.6万人	0.51%
準ひきこもり※2	46.0万人	1.19%	36.5万人	1.06%
合計（広義のひきこもり）	69.6万人	1.79%	54.1万人	1.57%

資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」2009年度（平成21年度）

内閣府「若者の生活に関する調査」2015年度（平成27年度）

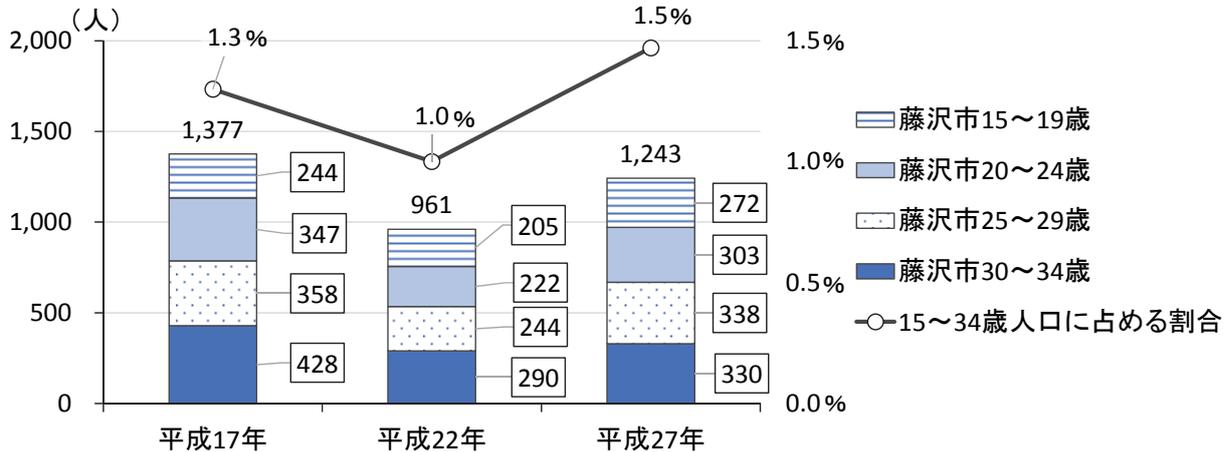
※1 狭義のひきこもりは、「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」の回答の合計の割合

※2 準ひきこもりは、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」と回答した割合

④ 若年無業者（ニート）

本市の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者、いわゆるニート）の数は、2015年（平成27年）時点で1,243人で、15～34歳人口に占める割合は1.5%となっています。

図表 2-2-2-7 若年無業者（ニート）の数と割合



資料：総務省「国勢調査」

※若年無業者（ニート）の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。完全失業者は含まない。

⑤ 自殺

2017年（平成29年）の人口動態調査によると、本市の10歳代と20歳代の死因の第1位は自殺となっています。

また、本市の自殺に関する特徴の1つに、子育て世代である20歳代から50歳代の男女では経済、勤務、家族問題を抱えた生活困窮が要因となっていることが挙げられます*。

図表 2-2-2-8 年齢階級別の死因

年代	第1位	第2位	第3位
10歳代	自殺	悪性新生物	その他の外因
20歳代	自殺	その他の外因	—
30歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺、脳血管疾患

資料：厚生労働省「2017年（平成29年）人口動態調査」

※「ふじさわ自殺対策計画」2019年（平成31年）

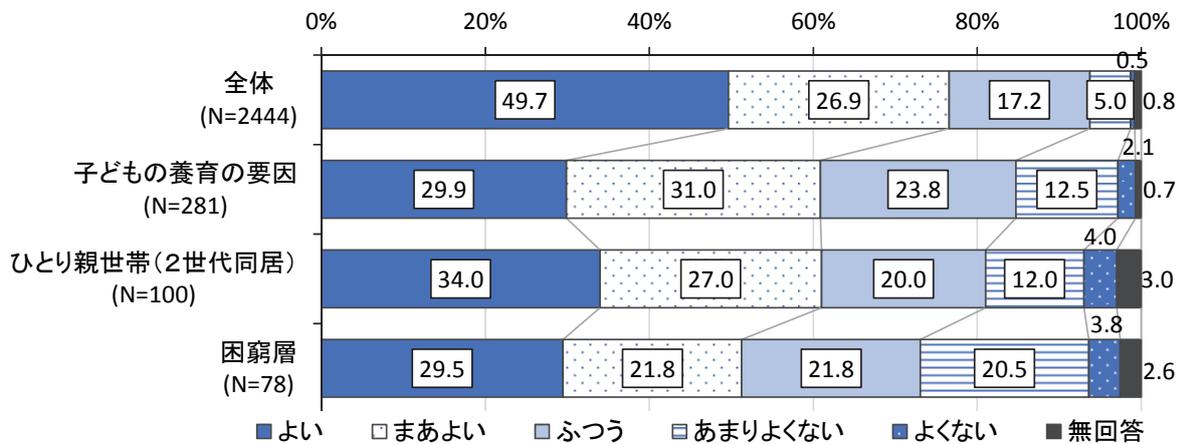
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況

(1) 保護者・子どもの心身の健康

① 保護者の状況

- 困窮層の5歳児保護者の4人に1人は、健康状態が「よくない」「あまりよくない」と回答しました。

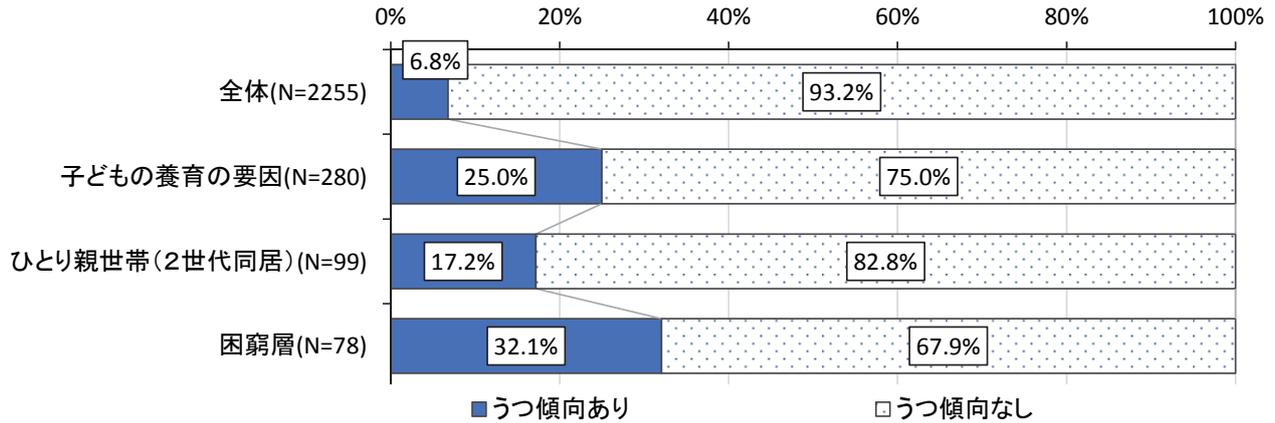
図表2-3-1-1 保護者の健康状態(5歳児保護者)



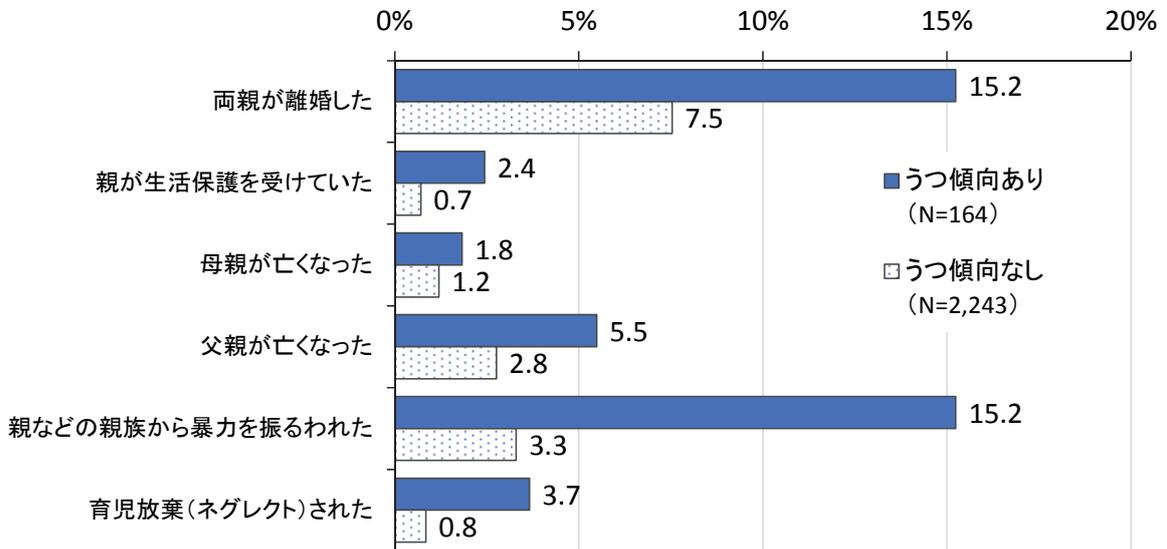
- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯(2世代同居)、困窮層の保護者には、うつ傾向※が相対的に高い傾向がみられました。
- うつ傾向のある回答をした保護者は、子どもの頃に親からの虐待を受けた経験や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰、子どもへの虐待の経験、自殺念慮の経験を回答した割合が高い傾向がみられました。

※ うつ傾向の有無は、過去1か月間の保護者の心の状態についての回答状況をもとに集計を行いました。具体的には、ここ1か月について、「わざわざ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じましたか」「何をしても面倒だと感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の5項目について、「いつも」4点、「たいてい」3点、「ときどき」2点、「少しだけ」1点、「全くない」0点として、回答の得点の合計が10点以上を「うつ傾向あり」として集計しました。

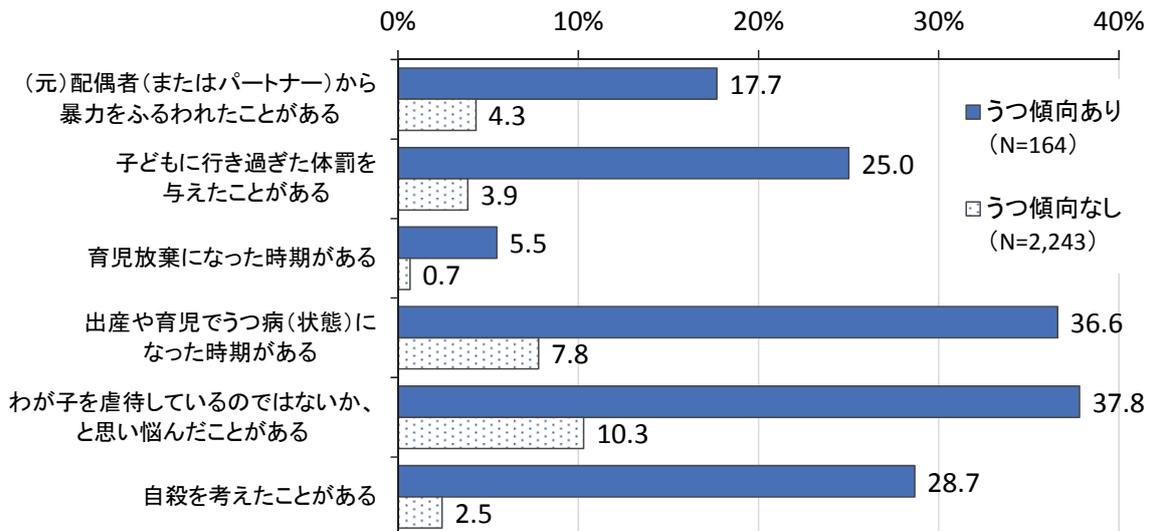
図表2-3-1-2 うつ傾向のある回答をした保護者の割合(5歳児保護者)



図表2-3-1-3 うつ傾向と成人前の保護者の経験(5歳児保護者)



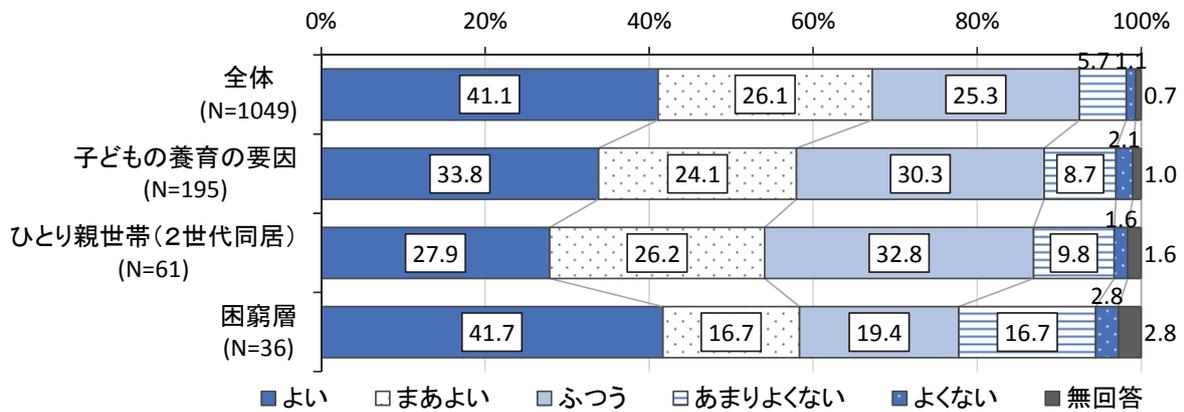
図表2-3-1-4 うつ傾向と子どもが生まれた後の保護者の経験(5歳児保護者)



② 子どもの状況

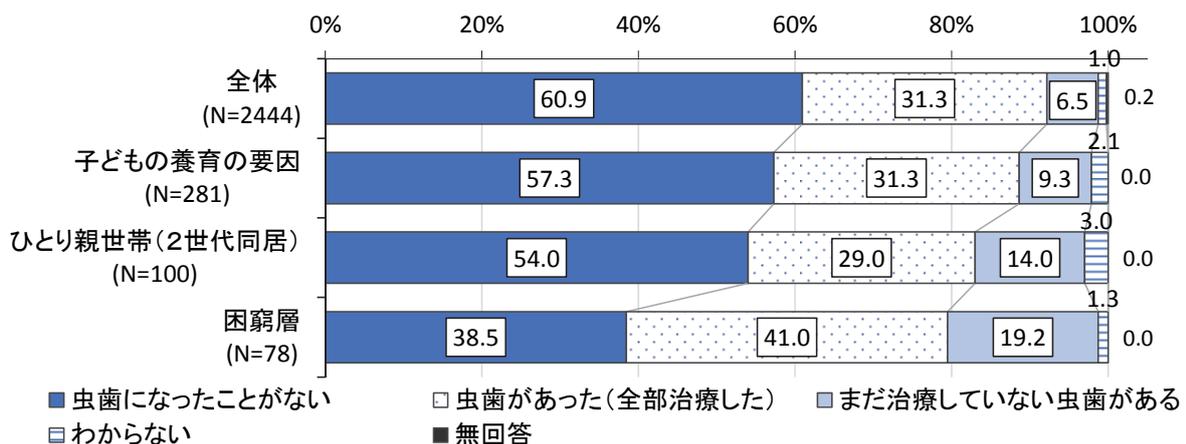
- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向がありました。

図表2-3-1-5 子どもの健康状態(中学2年生)

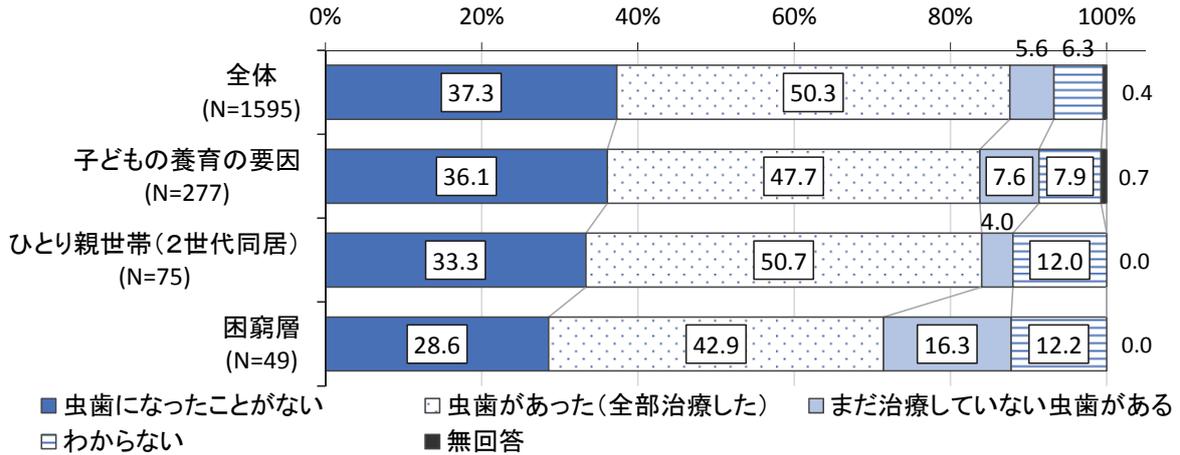


- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、5歳児では、困窮層、ひとり親世帯(2世代同居)、子どもの養育の要因層の子どもで相対的に高い傾向があります。
- 小学5年生では、困窮層、子どもの養育の要因層の子どもで相対的に高い傾向があります。

図表2-3-1-6 子どもの虫歯の状況(5歳児保護者)

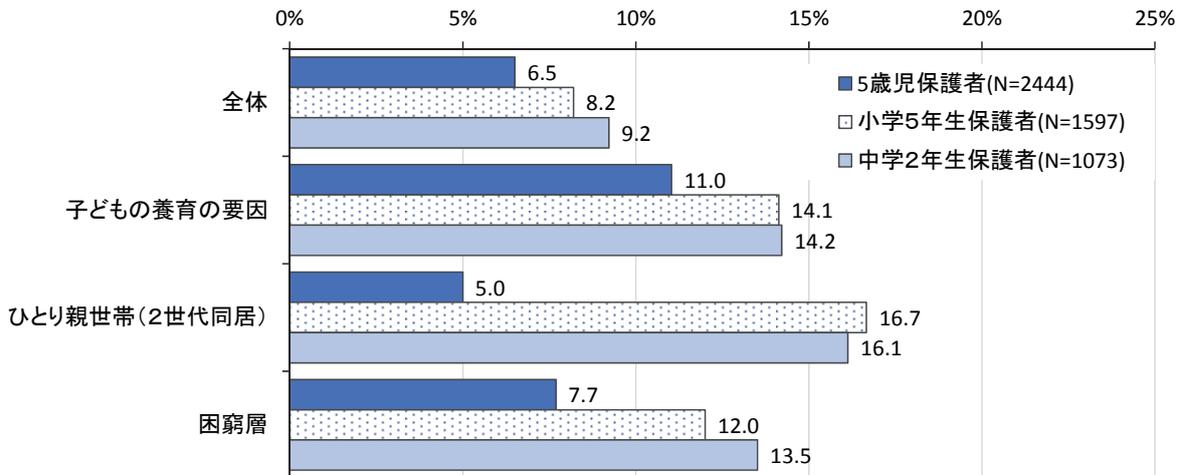


図表2-3-1-7 子どもの虫歯の状況(小学5年生・子ども)



- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生と中学2年生で、全体と比較して高い傾向があります。

図表2-3-1-8 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合



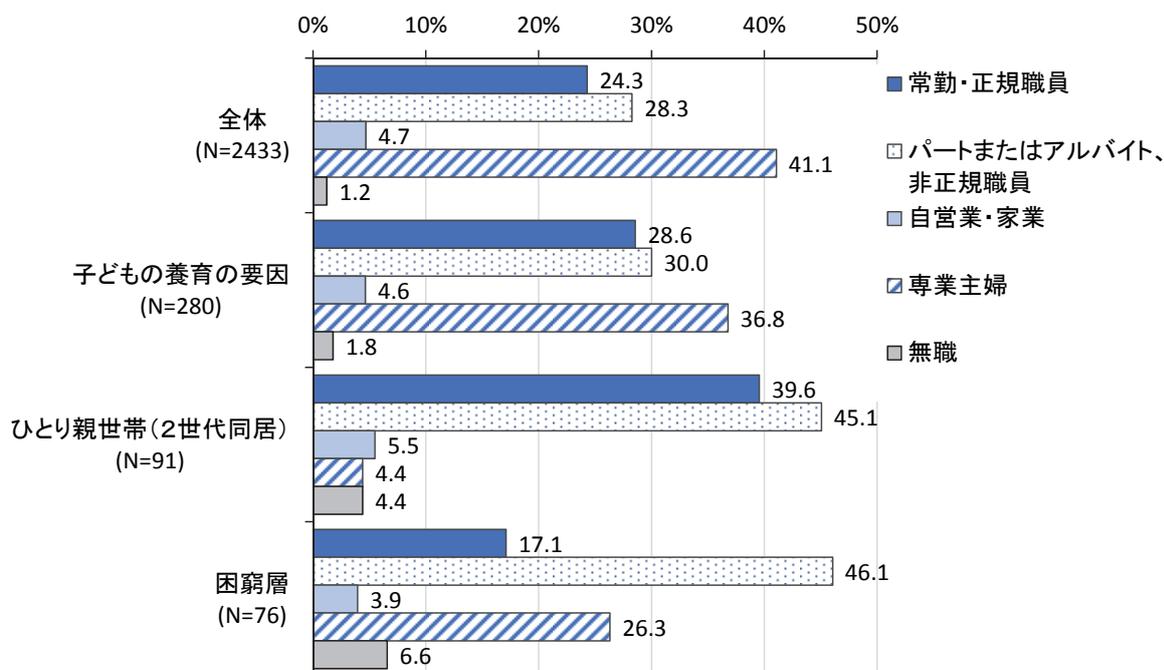
ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が 44 件中 15 件含まれていました。
- 保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっている事例も把握されました。また、保護者の精神疾患の影響等から朝起床することができず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ている事例も把握されました。

(2) 保護者の就労状況

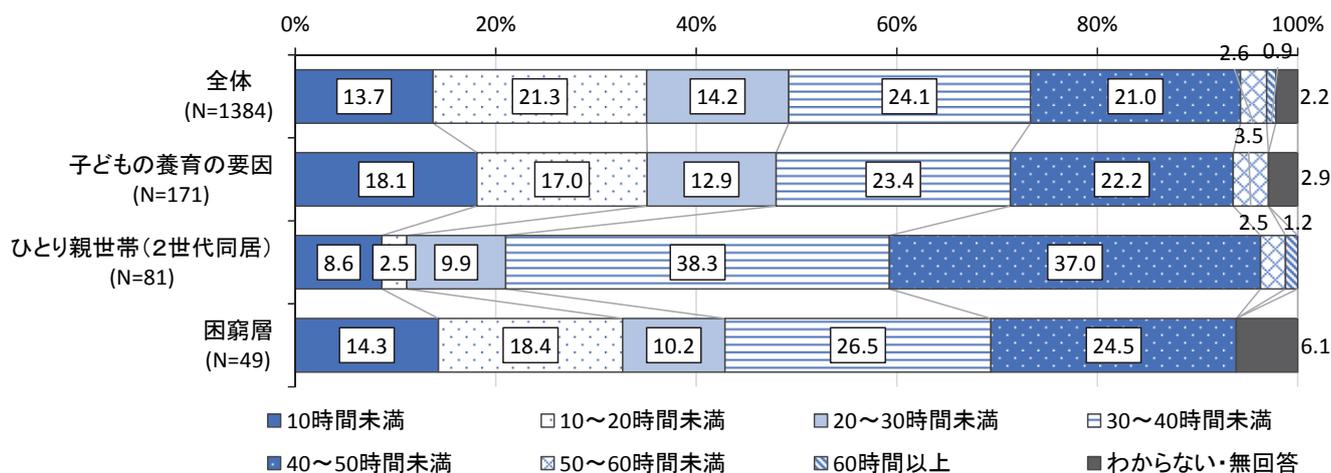
- 5歳児をもつひとり親世帯（2世代同居）の母親の約9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割となっています。
- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。

図表2-3-2-1 母親の現在の就業状況(5歳児保護者)

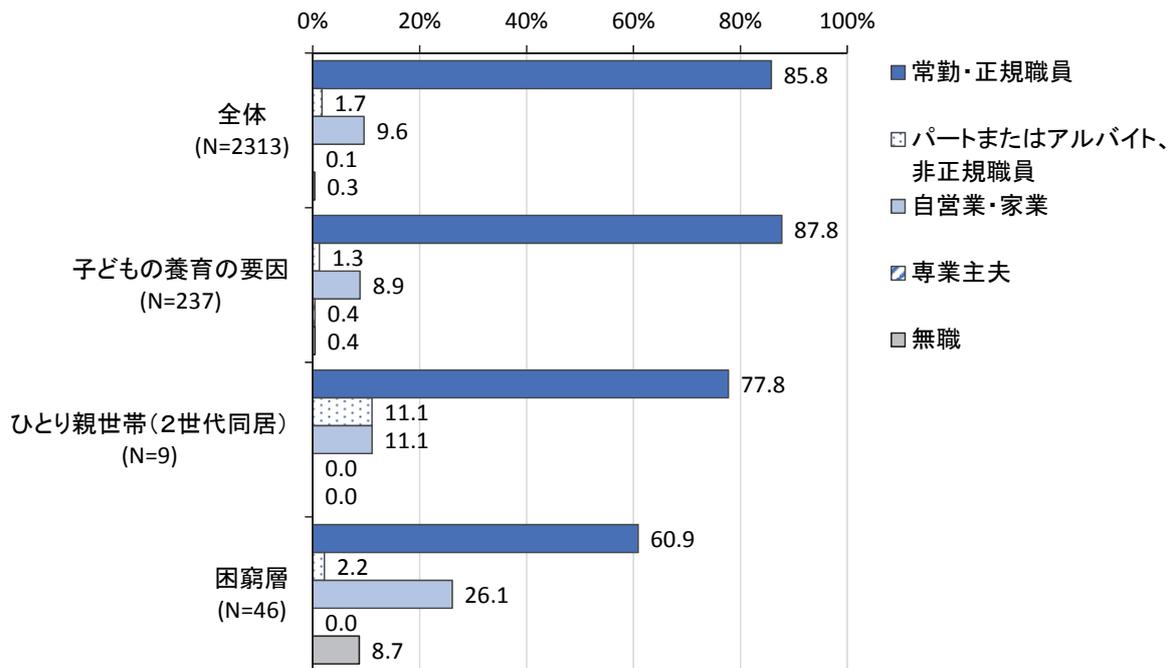


※アンケートの選択肢のうち、「学生」「その他の働き方をしている」「わからない」については回答数が少なかったため掲載を省略しています。複数回答の設問であるため、回答を合計しても100%とはなりません。

図表2-3-2-2 母親の1週間の平均就業時間(働いている5歳児保護者)



図表2-3-2-3 父親の就業状況(5歳児保護者)



※アンケートの選択肢のうち、「学生」「その他の働き方をしている」「わからない」については回答数が少なかったため掲載を省略しています。複数回答の設定であるため、回答を合計しても100%とはなりません。

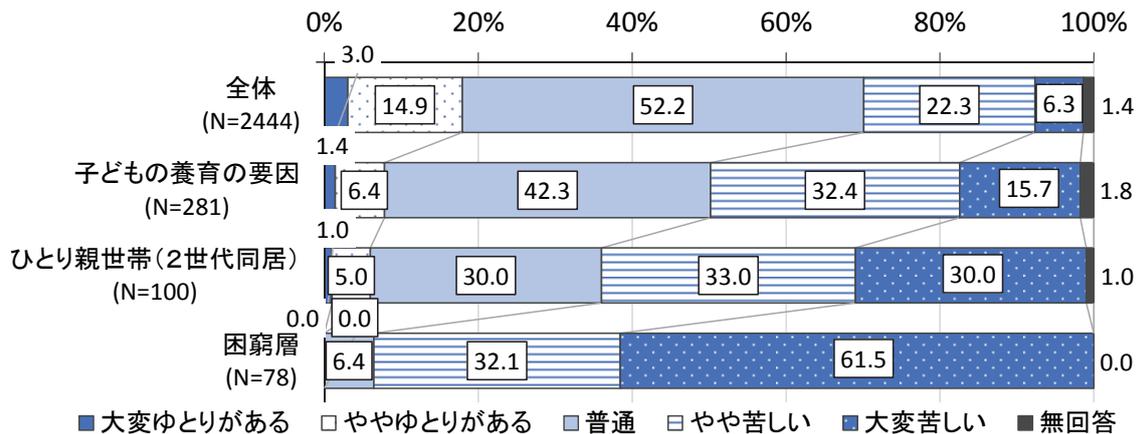
ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど不安定な就労状況や、無業の事例もありました。
- 支援者からみた正規就労の壁となっている要因の例として、ひとり親世帯の保護者では子育てと、正規就労に求められる長時間労働の両立が難しいこと、保護者に精神疾患、疾病、障がいなどがあること、外国籍で日本語の言語能力に制約があること、最終学歴が中学卒業であることなどが挙げられました。

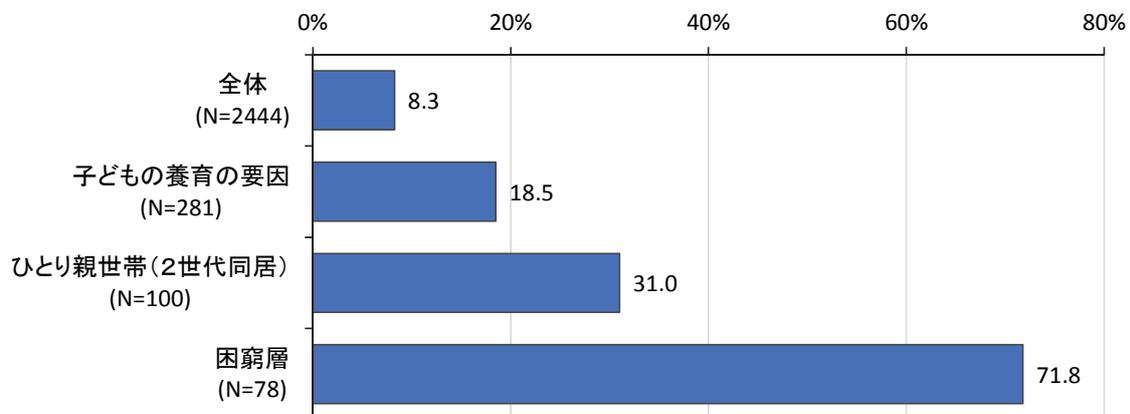
(3) 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 5歳児保護者では、困窮層の9割超、ひとり親世帯（2世代同居）の約6割が、暮らし向きが苦しいと回答しました。
- 5歳児保護者では、困窮層の7割、ひとり親世帯（2世代同居）の3割は、急な出費のための貯金がないと回答しました。

図表2-3-3-1 現在の暮らしの状況をどのように感じているか(5歳児保護者)

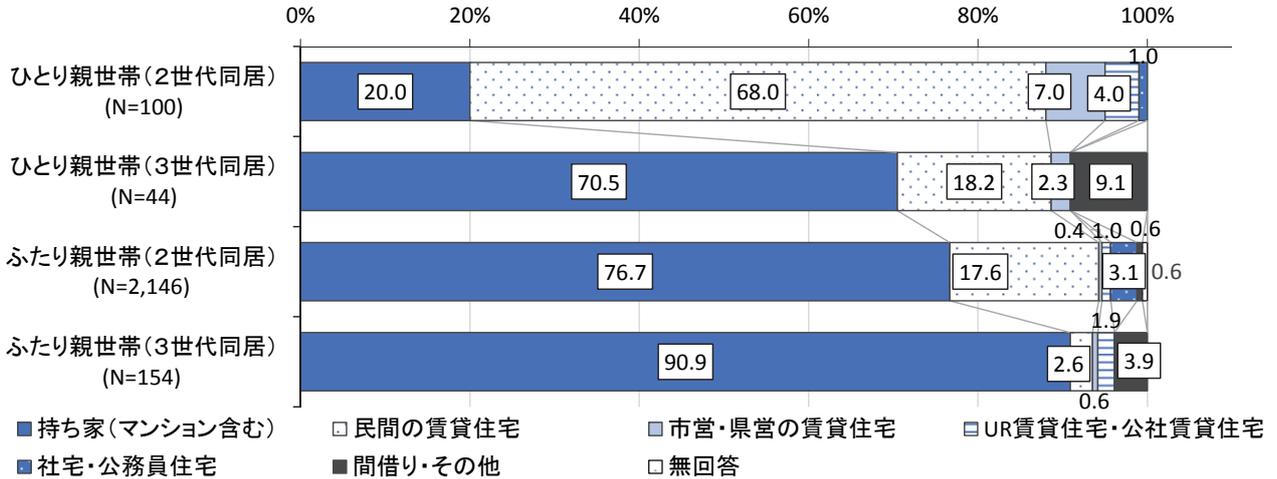


図表2-3-3-2 急な出費のための貯金(5万円以上)がない割合(5歳児保護者)



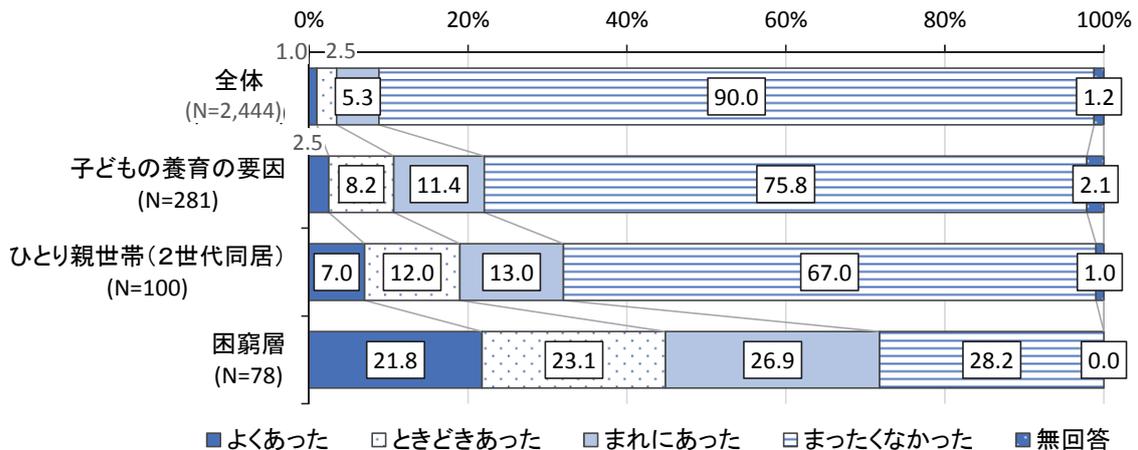
- 現在の住まいの住居形態は、全体では「持家（マンションを含む）」が最も高い割合を占めていますが、ひとり親（2世代同居）では、「民間の賃貸住宅」が約7割となっています。なお、ひとり親（2世代同居）で5万円以上の住居費を負担している割合は8割を上回っています。

図表2-3-3-3 世帯タイプ別の現在の住まいの住居形態（5歳児保護者）

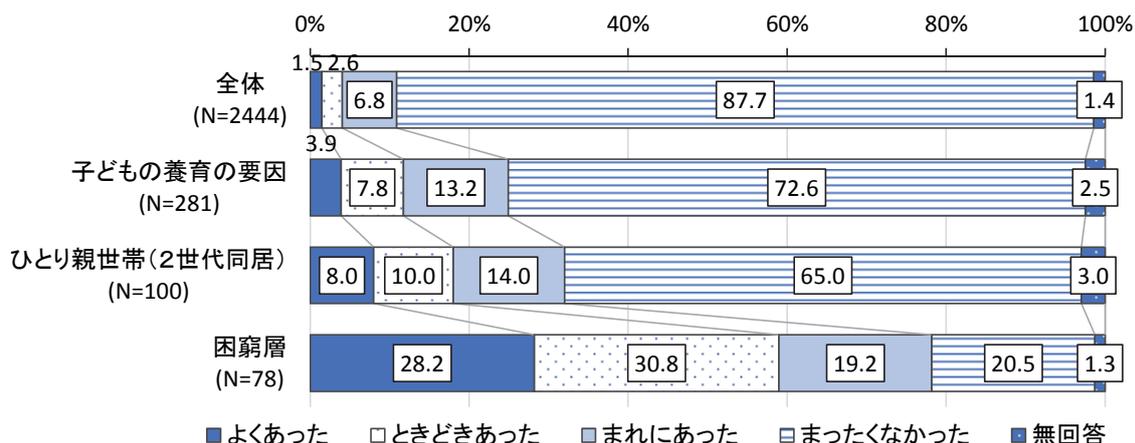


- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と、困窮層の4割超、ひとり親世帯（2世代同居）の約2割が回答しました。
- 衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と、困窮層の6割、ひとり親世帯（2世代同居）の約2割が回答しました。

図表2-3-3-4 家族が必要とする食料を買えない経験（過去1年・5歳児保護者）

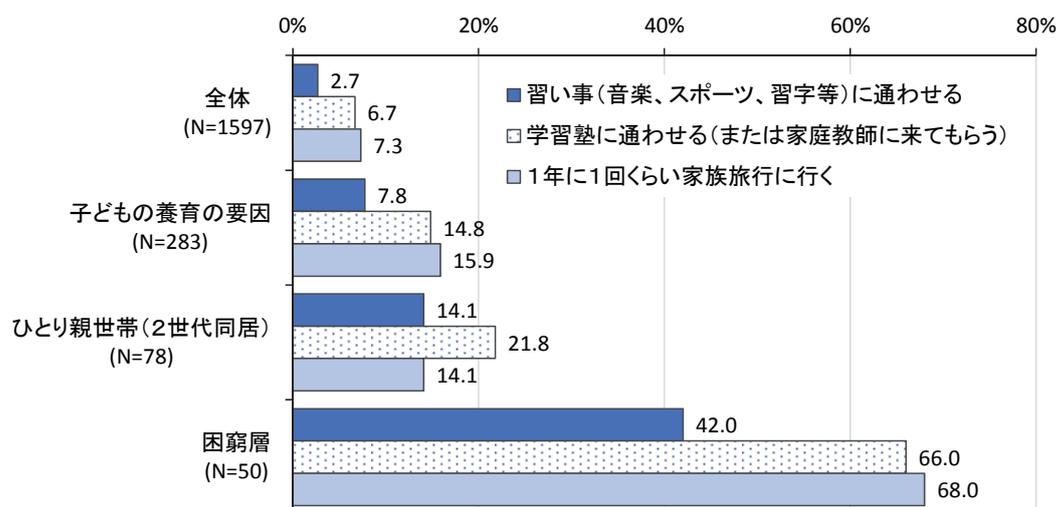


図表2-3-3-5 家族が必要とする衣類を買えない経験(過去1年・5歳児保護者)

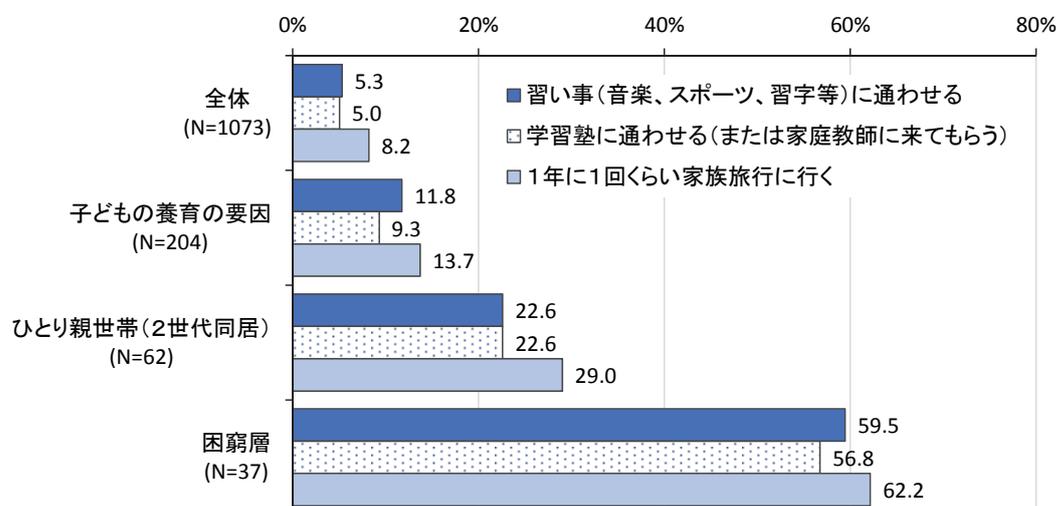


- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-3-6 経済的な理由でできないと回答した割合(小学5年生保護者)

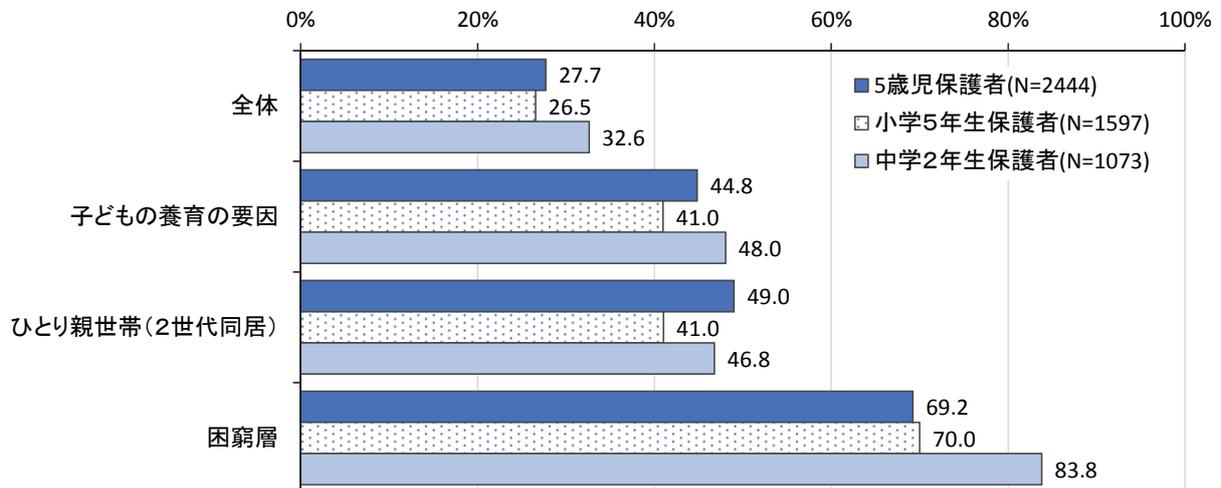


図表2-3-3-7 経済的な理由でできないと回答した割合(中学2年生保護者)

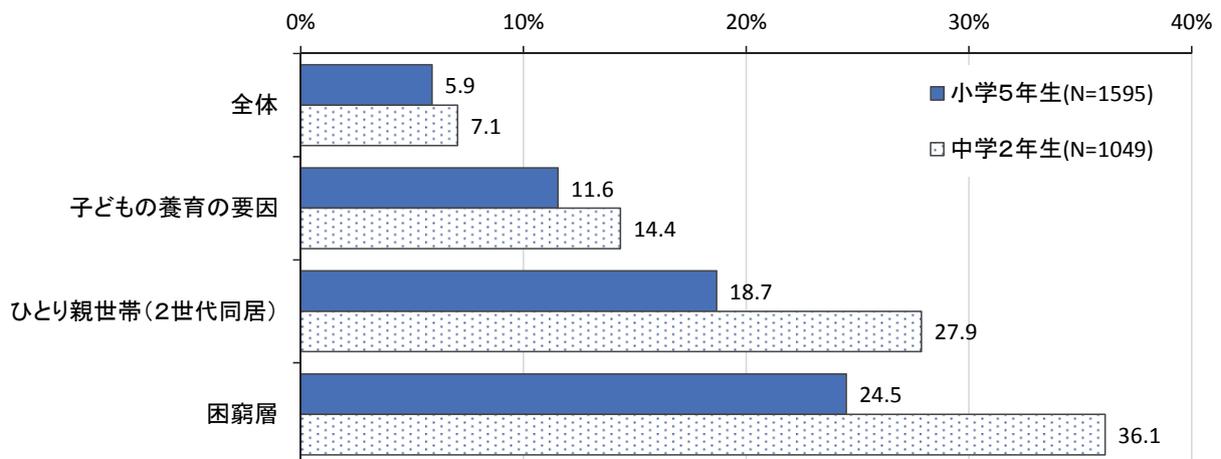


- 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごととして、「子どもの教育費」と回答した割合は困窮層の中学2年生保護者では8割にのぼっています。
- 困窮層の中学2年生の約4割が「家にお金がない」ことが悩みと回答しました。

図表2-3-3-8 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごと - 子どもの教育費



図表2-3-3-9 子どもの心配ごと、悩みごと - 家にお金がない(少ない)



ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯も把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

(4) 親と子の愛着関係・基本的信頼感

用語解説

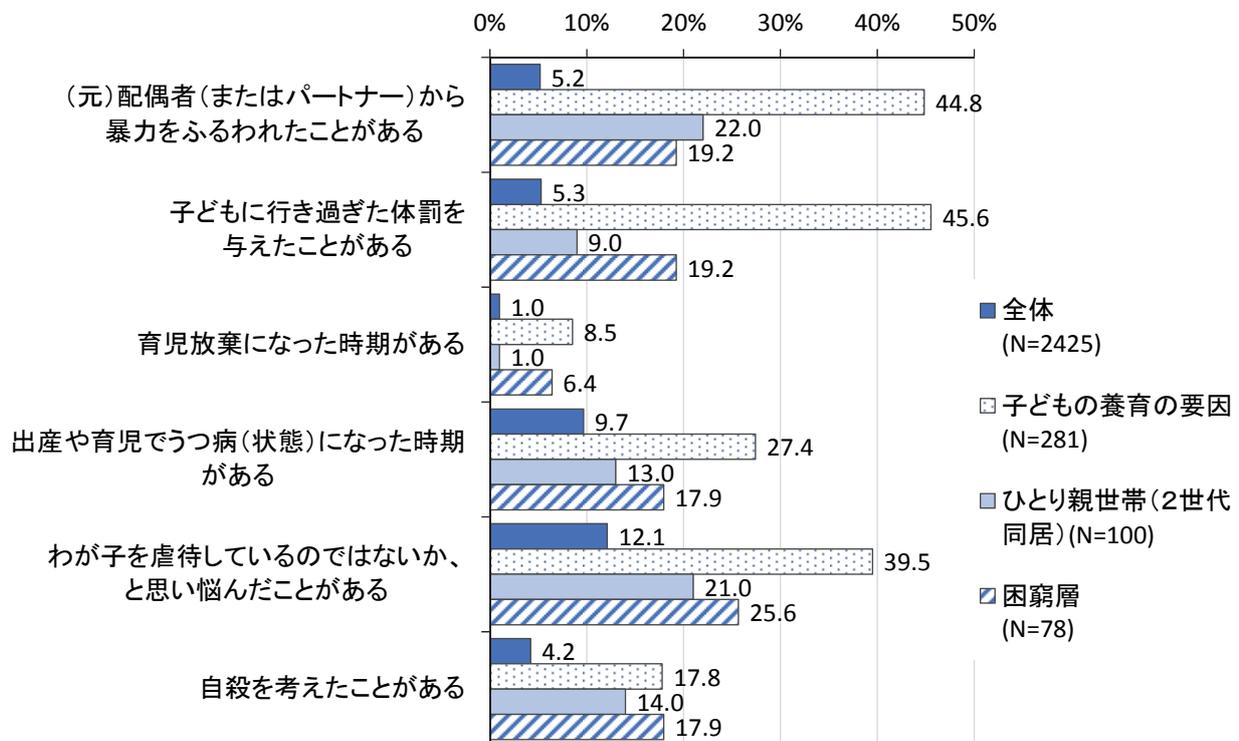
愛着関係、基本的信頼感

「愛着」とは、子どもが養育者など特定の大人に対して持つ情緒的な絆を指します。乳幼児期は、母親や父親等、身近な特定の大人から、愛されること、大切にされることで、情緒的な絆が深まり、愛着関係を形成していくと言われています。子どもが示す欲求に身近な大人が応えていくことで、子どもは人に対する「基本的な信頼感」を獲得していき、「基本的な信頼感」を拠り所として、徐々に他者との関わりを広げていきます。「基本的な信頼感」の獲得は、就学に向けた周囲との人間関係を構築する力、社会性の発達につながっていくと言われています。

① 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、(元)配偶者等から暴力を受けた経験、行き過ぎた体罰を与えた経験、育児放棄になった経験、自殺を考えた経験を回答した傾向が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-4-1 子どもが生まれてからの経験(5歳児保護者)



※「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがある」「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」「育児放棄になった時期がある」は、子どもの養育の要因層の判定基準であるため、参考値として掲載

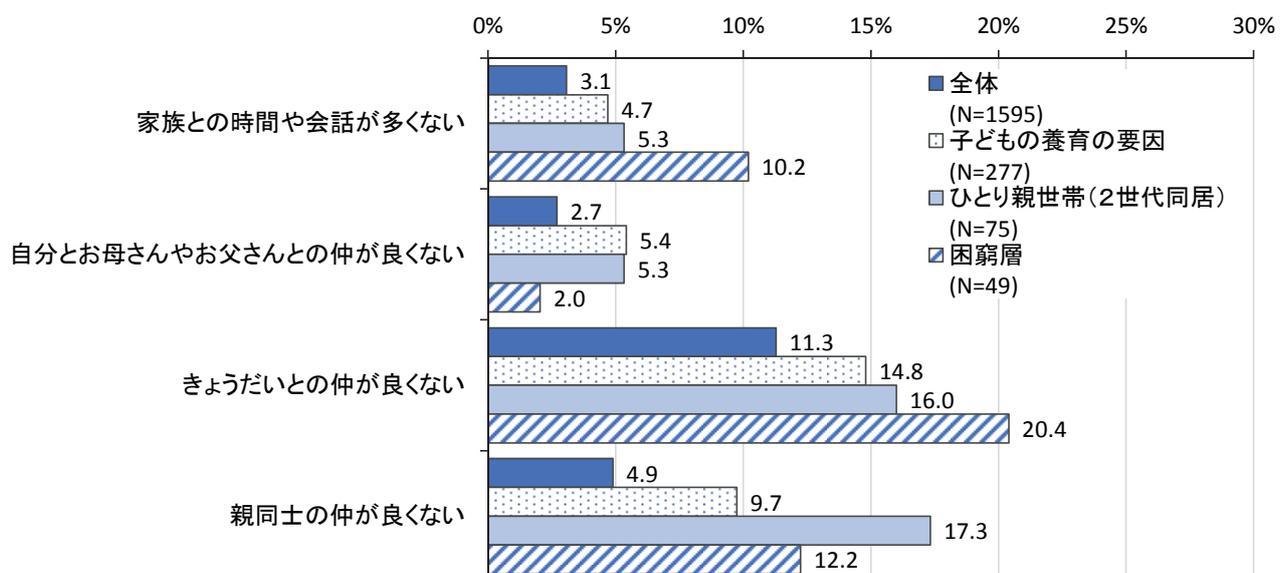
ヒアリング調査

- 支援者から、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっているのではないかと感じるとの指摘がありました。
- 実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。
- 保護者自身が「実の親に大事にされなかった」、「虐待を受けた」などの複雑な養育環境で育ち、「子どもの育て方がわからない」など、両親から受けた養育が子どもの養育に影響すると思われる事例が把握されました。

② 子どもの状況

- 自分や家族のことで、心配なことや困っていることとして、困窮層の子どもに、家族との時間や会話が少なくないこと、きょうだいとの仲が良くないこと、親同士の仲が良くないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。

図表2-3-4-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)



ヒアリング調査

- 個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱えるのではないかとと思われる事例が把握されました。
- 乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることのある声が聞かれました。

(5) 子どもの生活状況（基本的な生活習慣）

用語解説 基本的な生活習慣

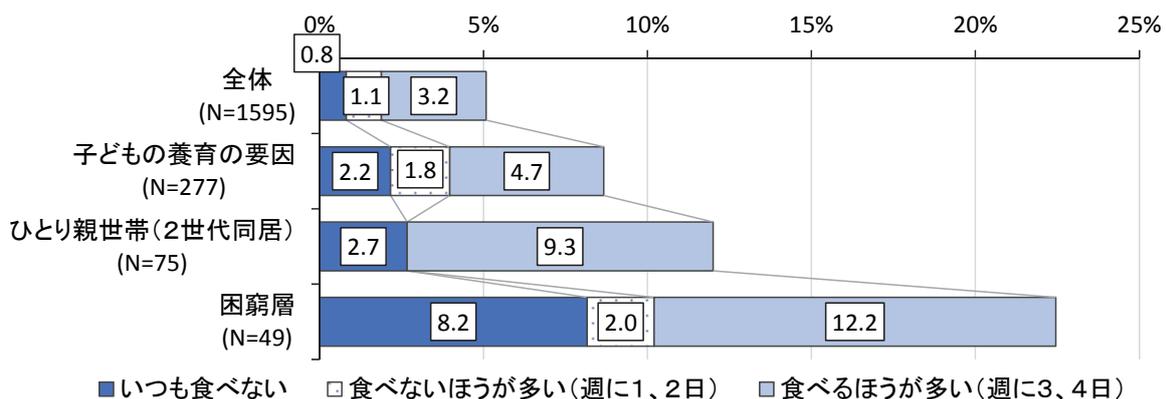
日常的に繰り返される生活に必要な行動を、「基本的な生活習慣」とよび、食事、睡眠、排せつ、衣類の着脱、身の周りを清潔にすることなどを指します。

「基本的な生活習慣」の形成は、就学前の時期である幼児期に身に付ける発達課題とされており、自分のことを自分でしようとする気持ちが芽生え、自立心や、自律性が育まれていくと言われています。

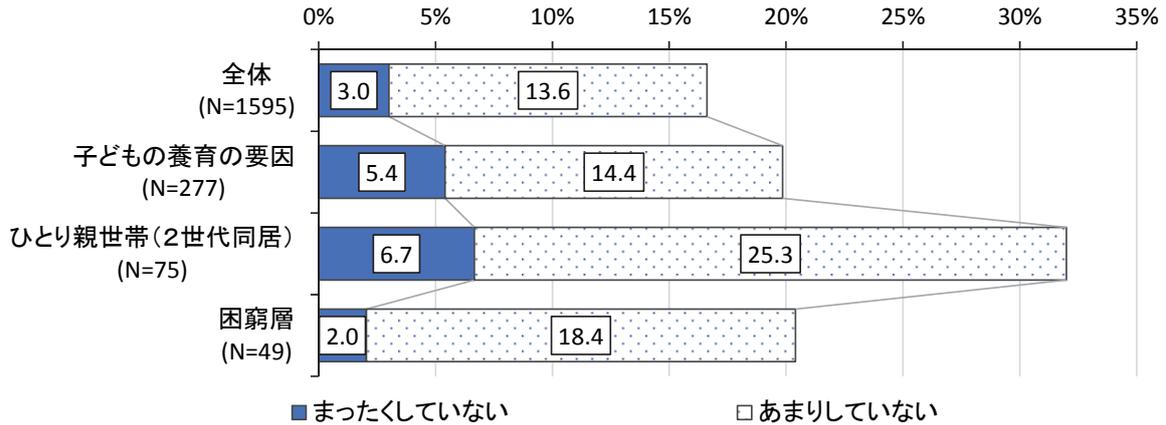
保育所保育指針解説（平成 30 年 2 月）では、「基本的な生活習慣や態度を身に付けることは、子どもが自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となる」とされています。

- 朝食を毎日食べない小学5年生の割合は、困窮層で2割超、ひとり親世帯（2世代同居）で1割超となっています。
- 毎日同じくらいの時間に寝ていない小学5年生の割合は、ひとり親世帯（2世代同居）で3割超となっています。

図表2-3-5-1 朝ごはんを食べる頻度（毎日食べない割合・小学5年生）

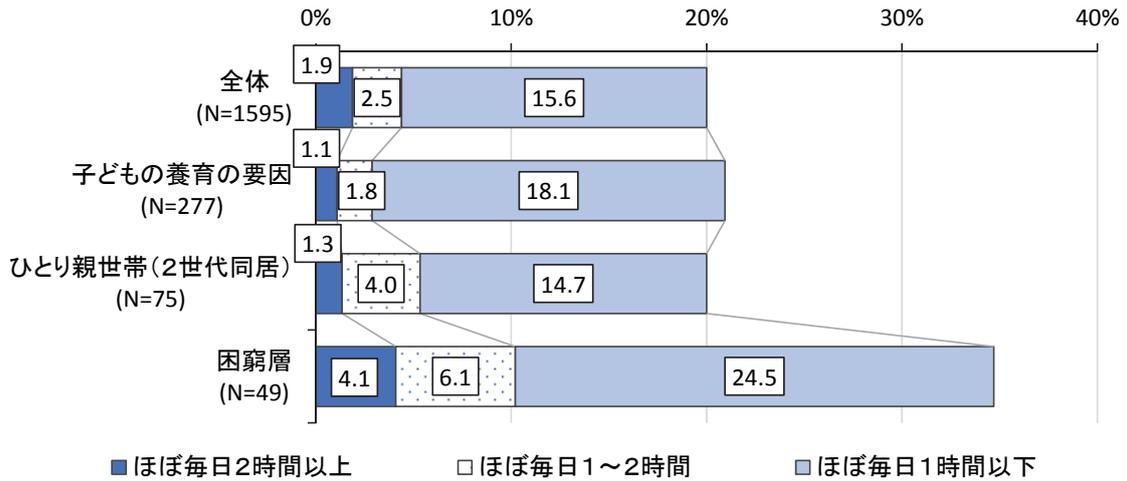


図表2-3-5-2 毎日同じくらいの時間に寝ていない割合(小学5年生)

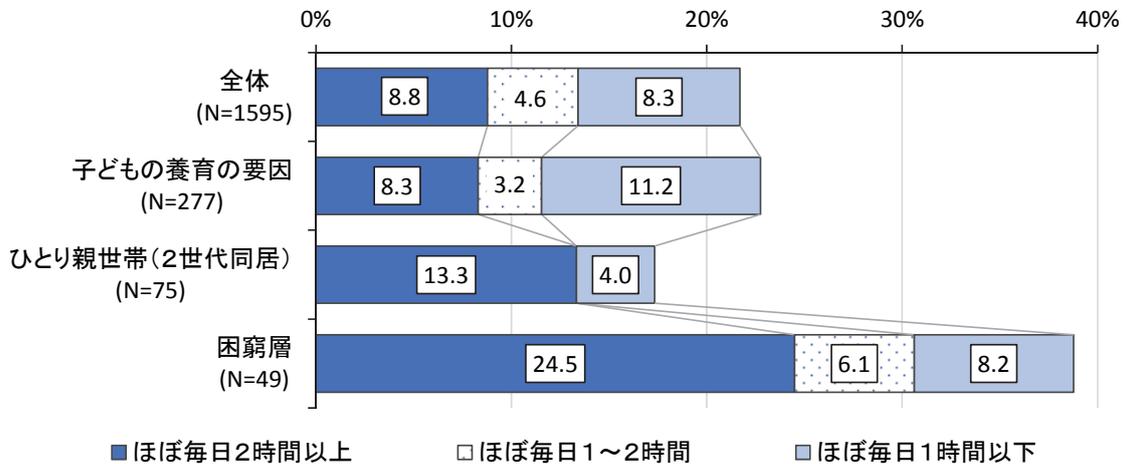


- 困窮層の小学5年生では、ほぼ毎日家事をする割合は3割強、きょうだいなどの世話をする割合は約4割となっています。

図表2-3-5-3 毎日家事(食事作りや掃除、洗濯など)をする割合(小学5年生)



図表2-3-5-4 毎日きょうだいなどの世話をする割合(小学5年生)



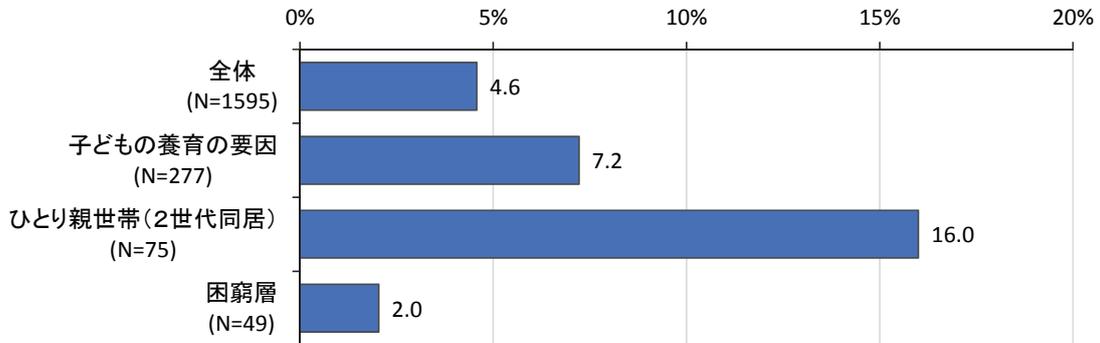
ヒアリング調査

- 支援者からは、子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあると思われるとの声がありました。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けているのではないかと指摘されました。
- 子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあるのではないかととの声がありました。
- 個別事例では、保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭で、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例も把握されました。

(6) 子どもの居場所

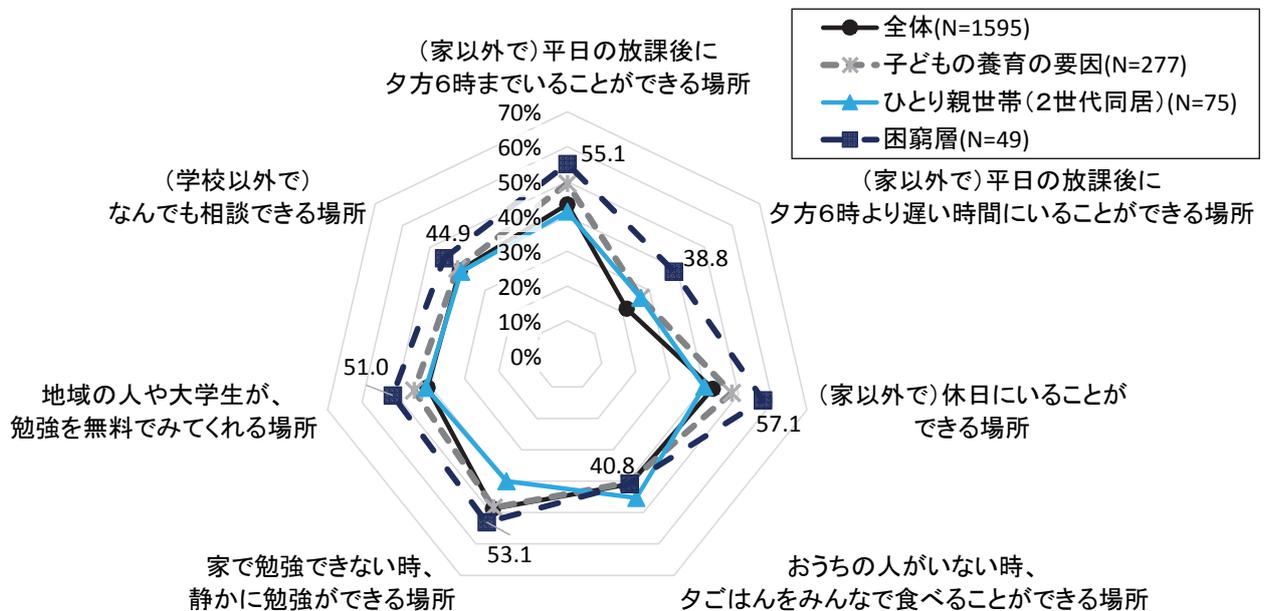
- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後を一人で過ごしています。

図表2-3-6-1 平日の放課後をひとりですごす割合（小学5年生）



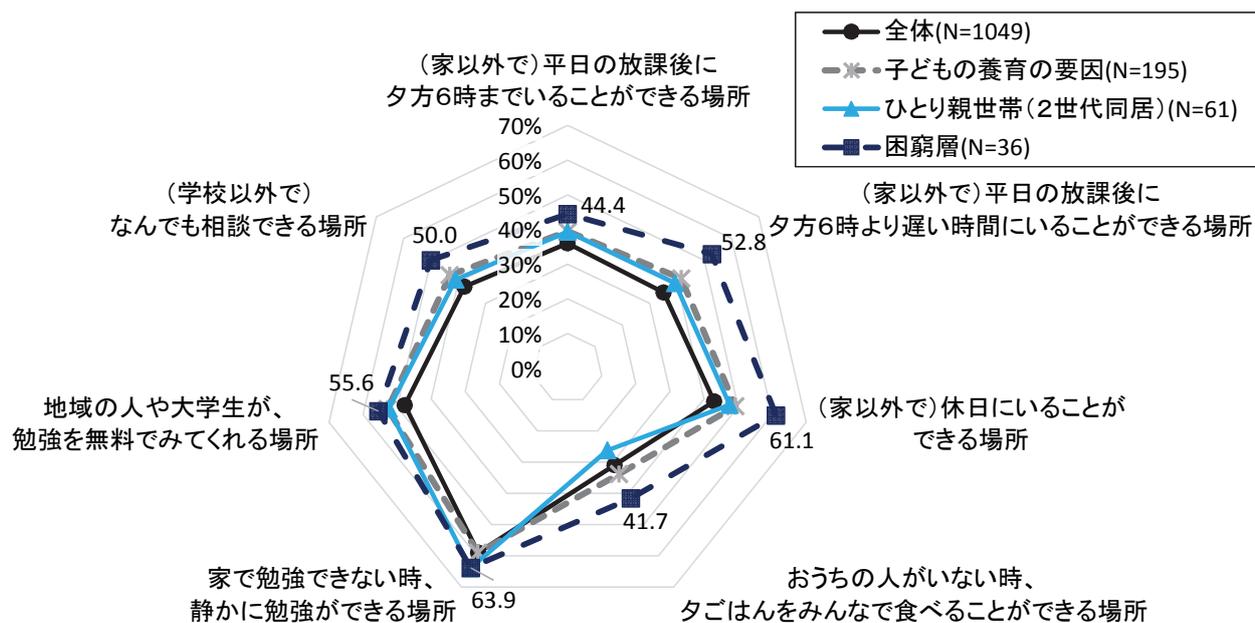
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強ができる場所のニーズが高い傾向にあります。
- 困窮層の子どもでは、静かに勉強ができる場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料で勉強をみてくれる場所に対するニーズも高い傾向にあります。

図表2-3-6-2 小学5年生の居場所等へのニーズ



※数値は、困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

図表2-3-6-3 中学2年生の居場所等へのニーズ



※数値は困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

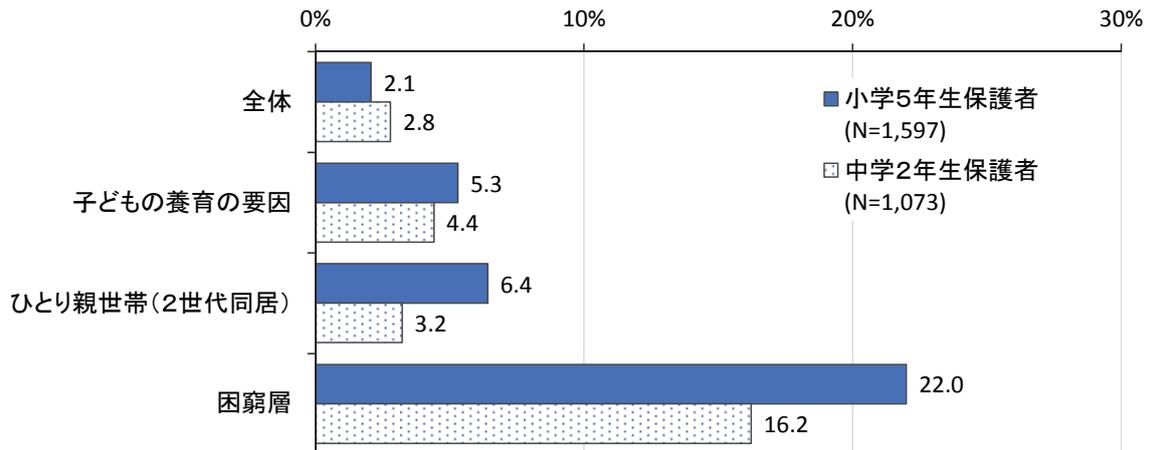
ヒアリング調査

- 放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後に一人で過ごす低学年の子どもが少なからず存在するため、経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後や小学校の長期休み中の居場所を利用できる仕組が市域に広がっていくことが必要だという課題が挙げられました。
- 不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

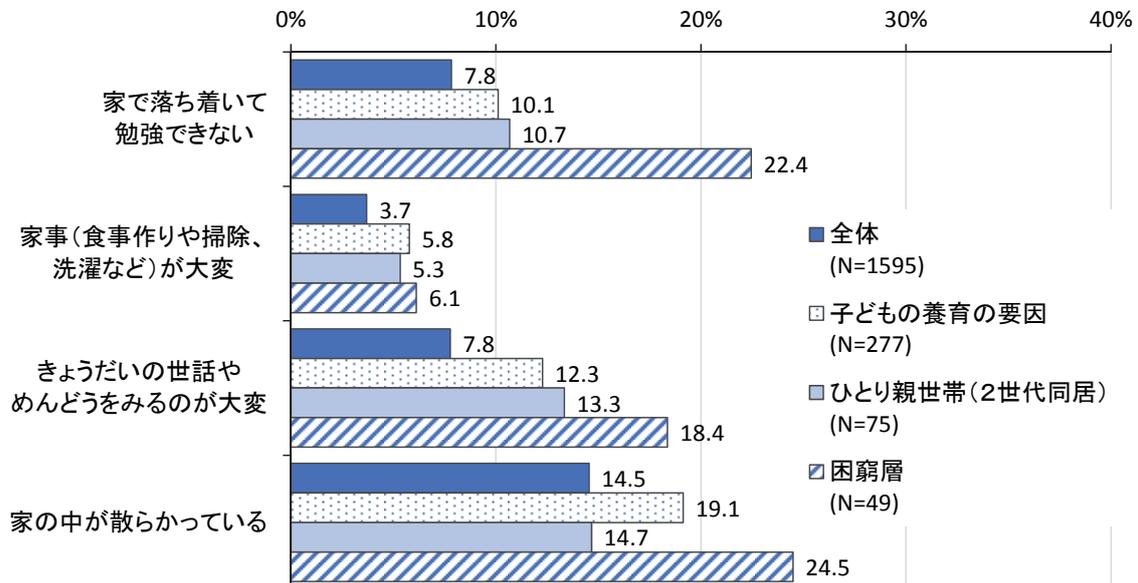
(7) 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることができる場所がないと回答しました。
- 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていることとして、困窮層の小学5年生の約2割が、家で落ち着いて勉強できないことと回答しました。

図表2-3-7-1 経済的理由で、子どもが自宅で学習をすることができる場所がない割合

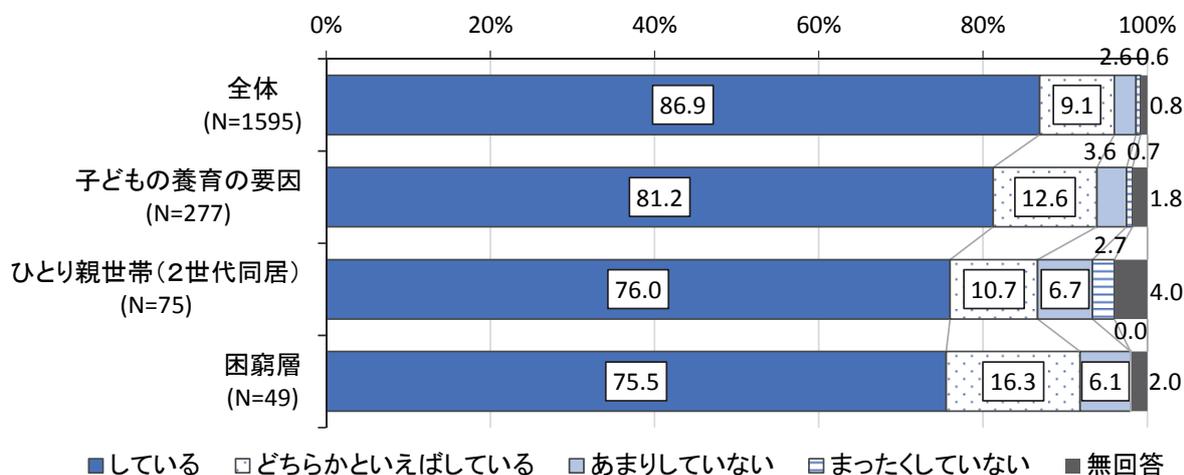


図表2-3-7-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)

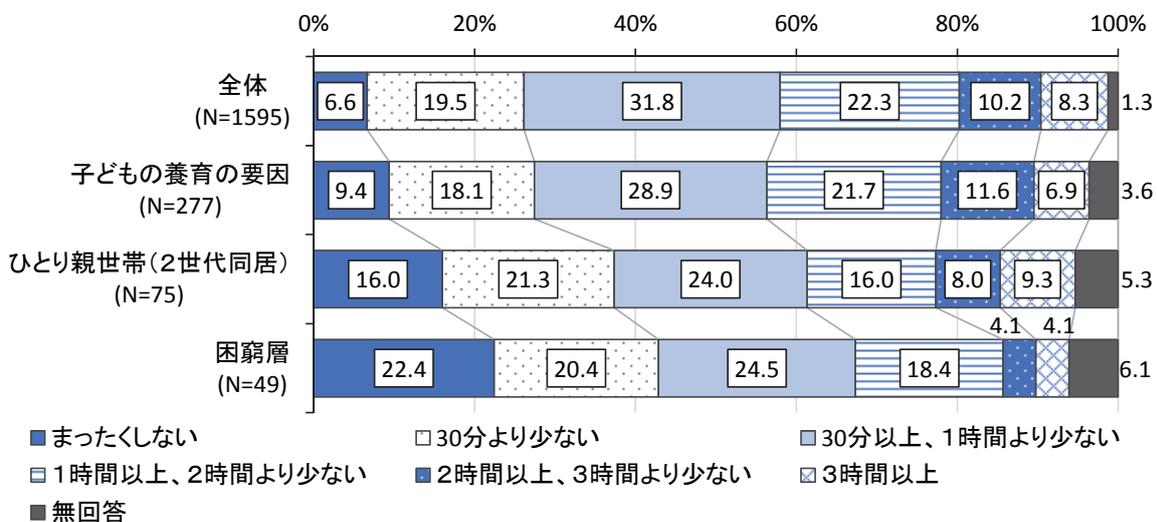


- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、全体と比較して学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-7-3 学校の宿題をしている(小学5年生)



図表2-3-7-4 学校の授業以外の平日の勉強時間(小学5年生)



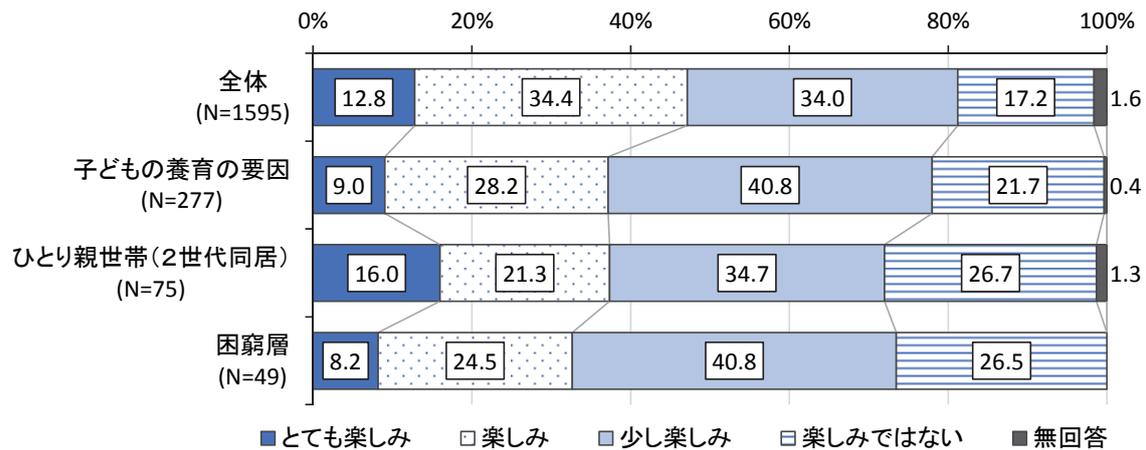
ヒアリング調査

- 支援者からは、学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえるとの指摘がありました。

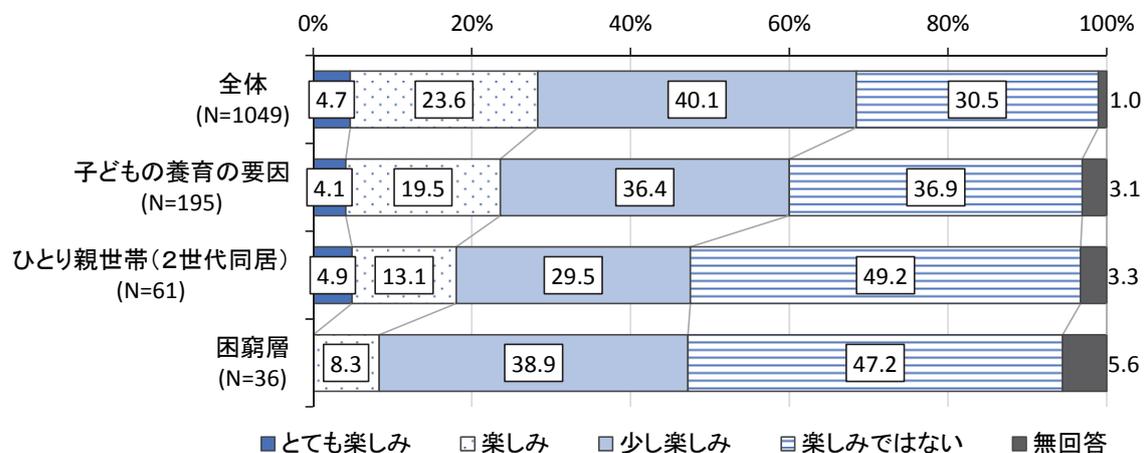
(8) 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもは、学校の授業が楽しみではないと回答した割合が、全体と比較して高い傾向にあります。
- 小学5年生と比較して、中学2年生の方が、授業が楽しみでないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-8-1 学校生活(授業)について (小学5年生)

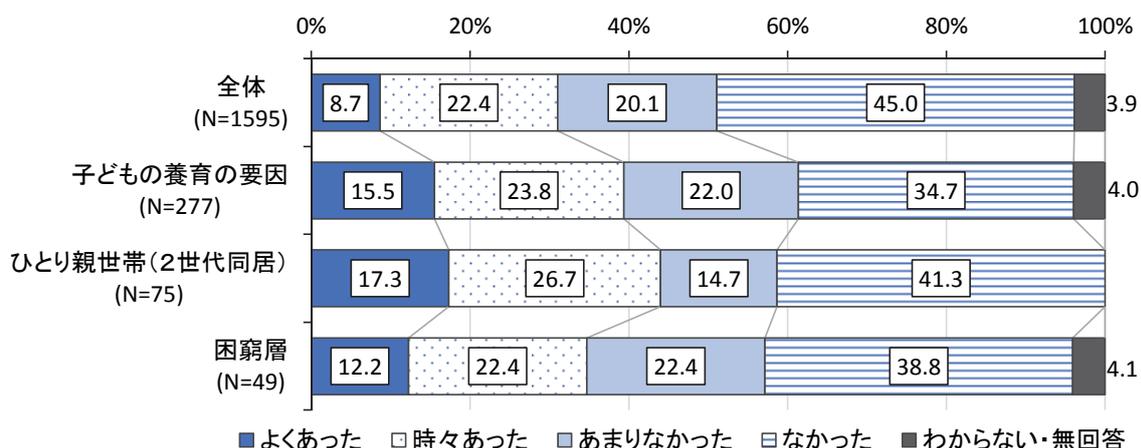


図表2-3-8-2 学校生活(授業)について (中学2年生)

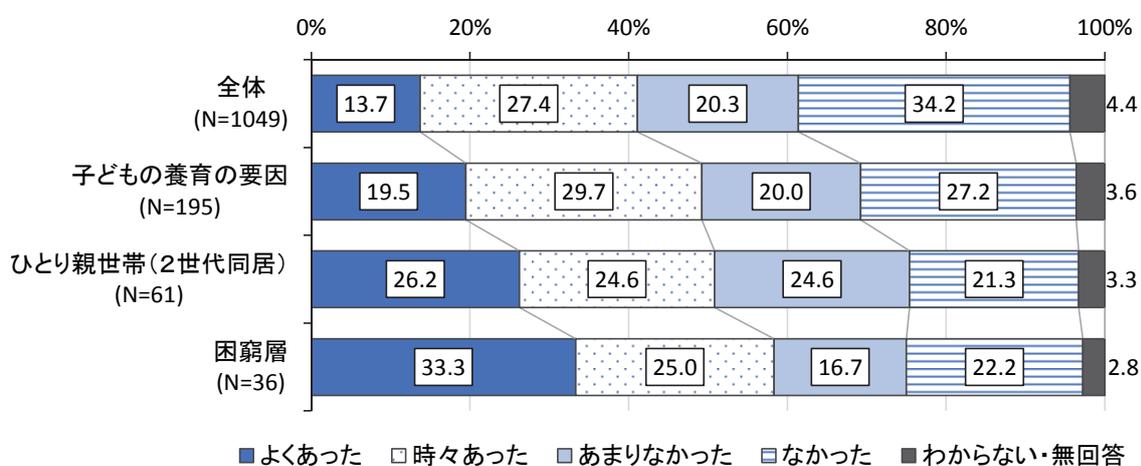


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」と回答した割合が、全体と比較して高い傾向にあります。
- 中学2年生では、困窮層の約6割、ひとり親世帯（2世代同居）の約5割が、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答しました。

図表2-3-8-3 学校に行きたくないと思ったこと（小学5年生）

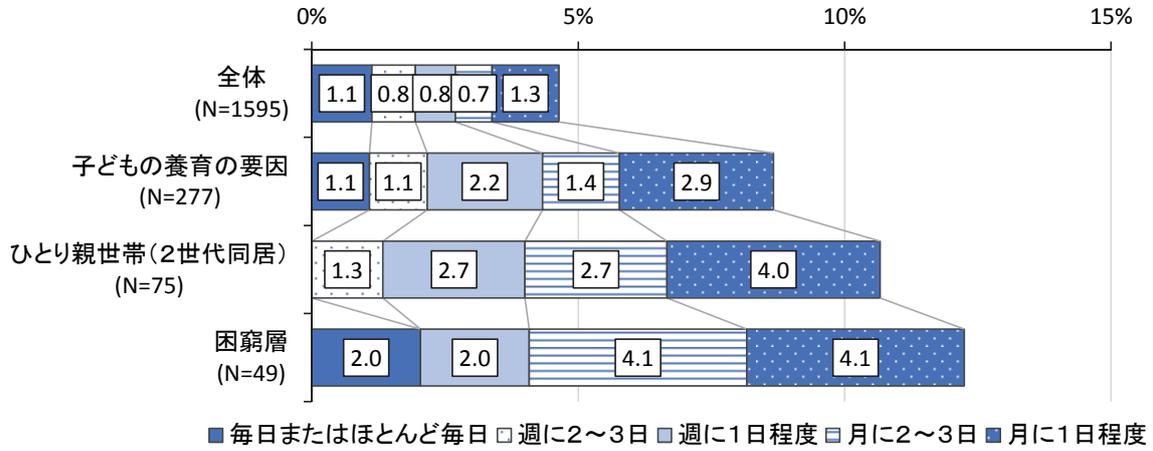


図表2-3-8-4 学校に行きたくないと思ったこと（中学2年生）

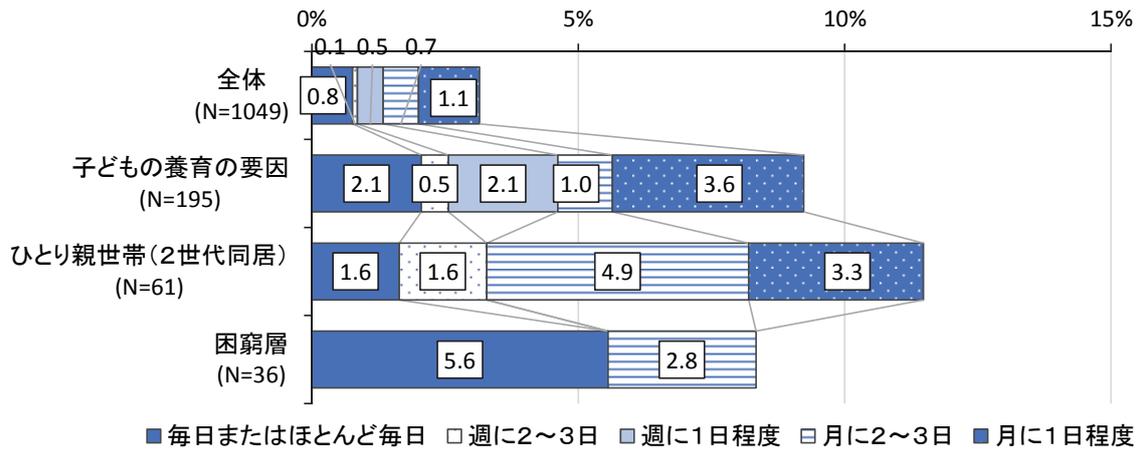


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、月1回以上学校に遅刻することがある割合が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-8-5 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・小学5年生）

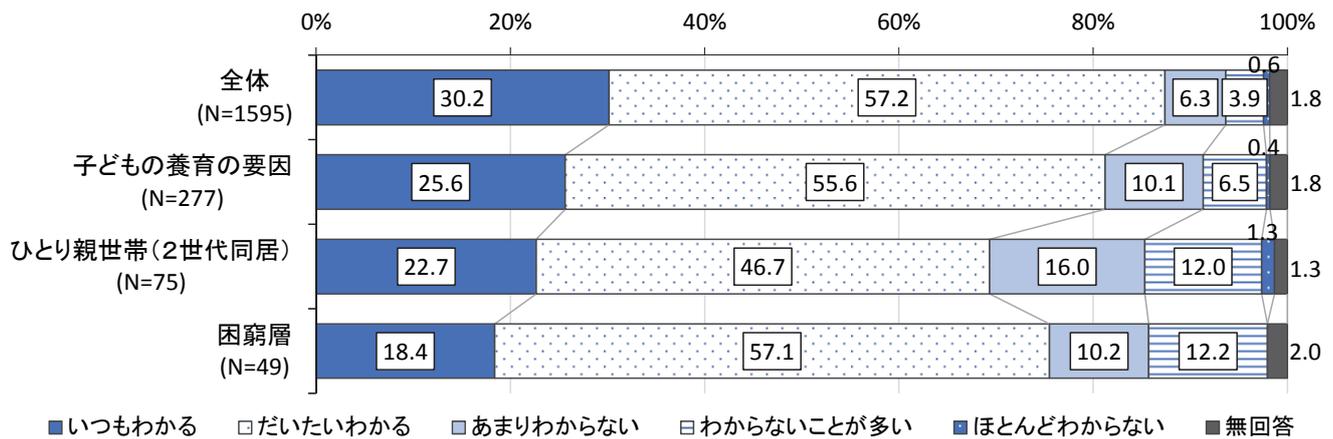


図表2-3-8-6 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・中学2年生）

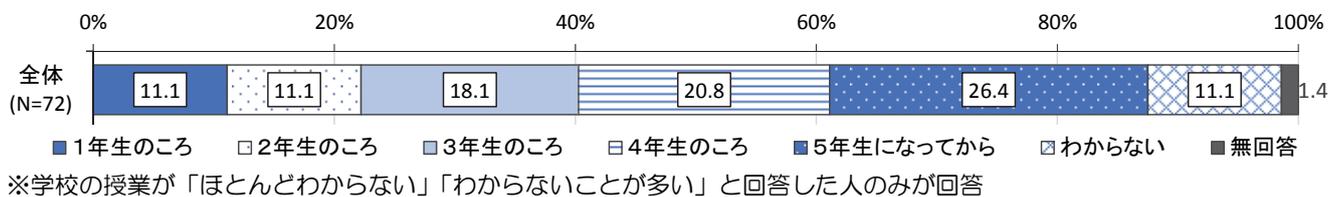


- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年（1・2・3年生）のころから授業がわからなかったと回答しました。
- 困窮層の中学2年生の約半数が、学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しました。

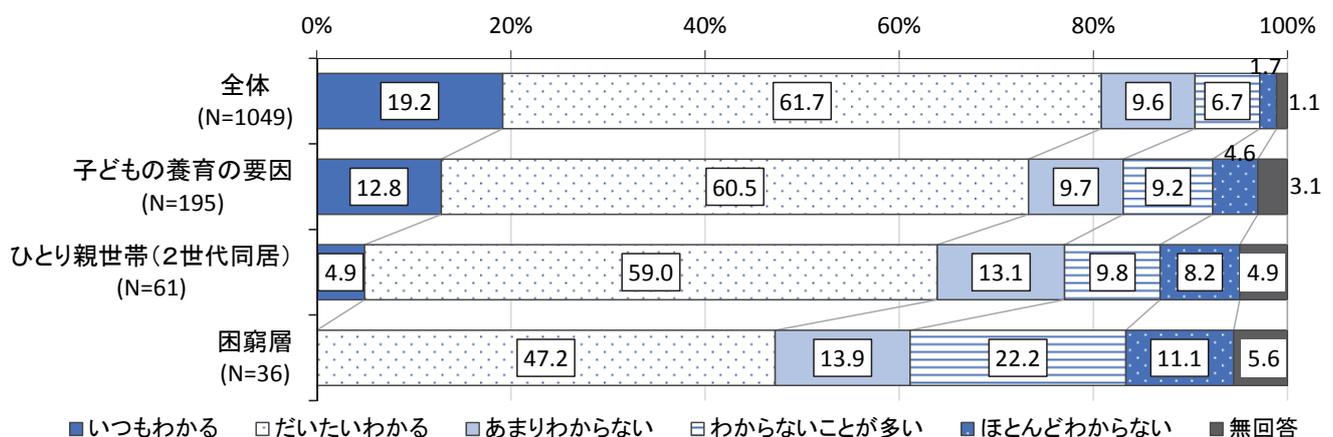
図表2-3-8-7 学校の授業がわからないことがあるか(小学5年生)



図表2-3-8-8 授業がわからなくなった時期(小学5年生)

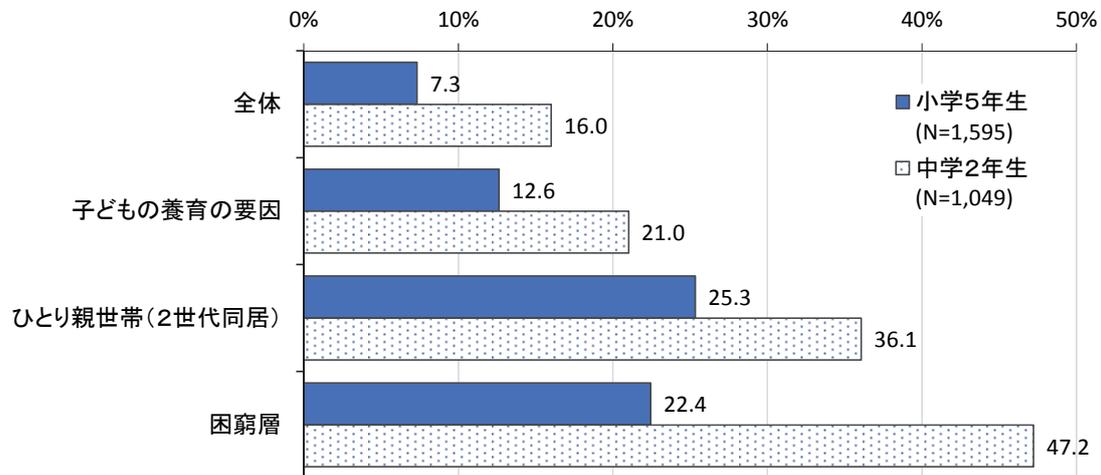


図表2-3-8-9 学校の授業がわからないことがあるか(中学2年生)



- 学校で困っていることとして、困窮層の中学2年生の2人に1人、ひとり親世帯(2世代同居)の中学2年生の3人に1人が、「勉強がよくわからない」と回答しました。

図表2-3-8-10 学校で困っていること — 勉強がよくわからない



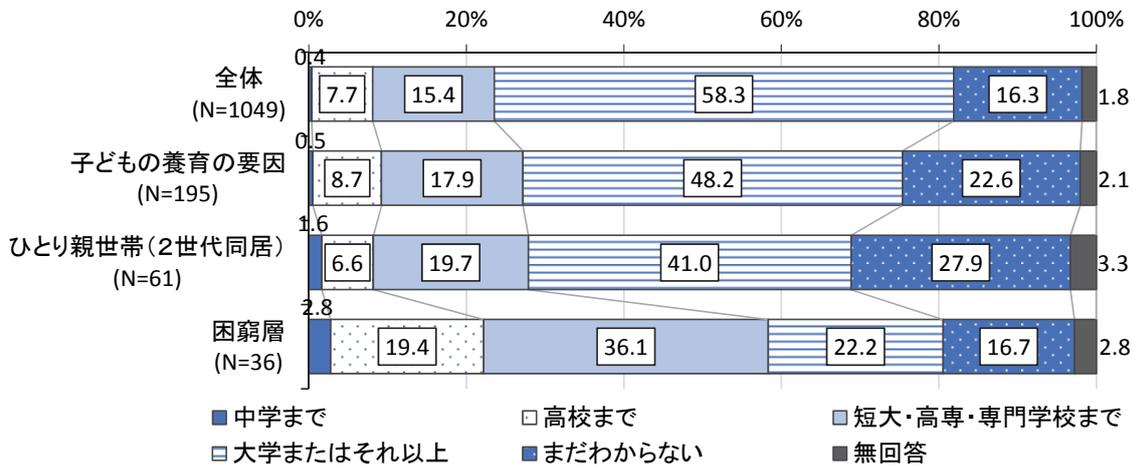
ヒアリング調査

- 登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例も把握されました。
- 個別事例の中で、学習状況に遅れがある子どもの背景に、未就園で小学校に入学した例、保護者が学習状況に対する関心が低い例、ネグレクト傾向がある例、学習ができる環境が家庭にない例なども把握されました。

(9) 子どもの進路・将来展望

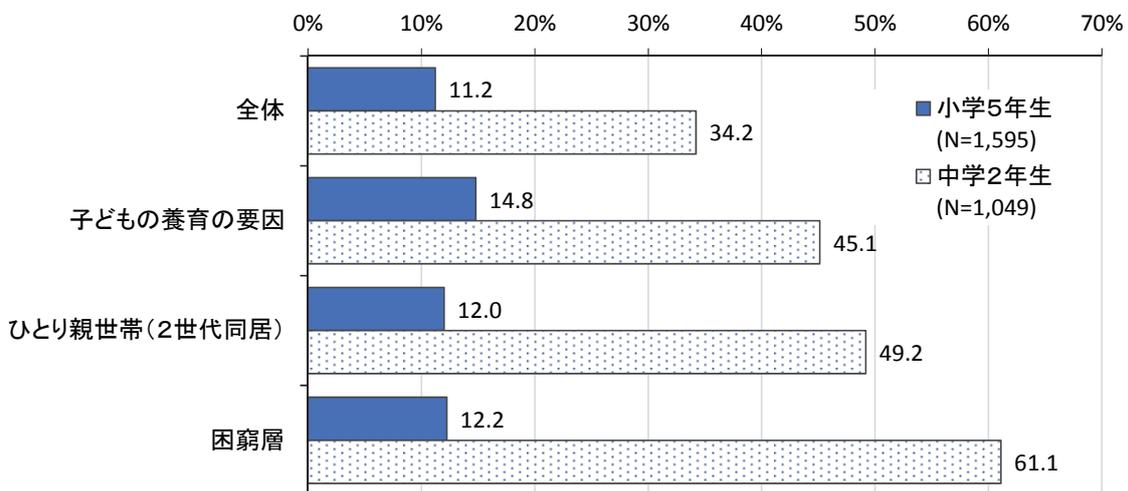
- 困窮層の中学2年生のうち「大卒またはそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体の約6割と比較して低くなっています。

図表2-3-9-1 将来、どの段階まで進学したいか(中学2年生)



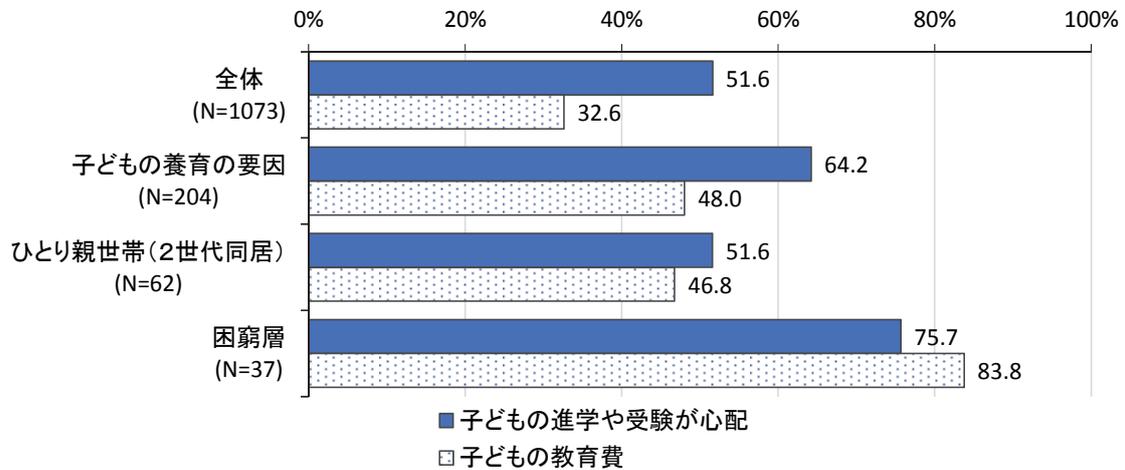
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯(2世代同居)の中学2年生の約半数が、将来(進路)のことが不安と回答しました。

図表2-3-9-2 学校のこと困っていること — 将来(進路)のことが不安



- 子育てに関する悩みごととして、困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が、「子どもの教育費」、「子どもの進学や受験が心配」と回答しました。

図表2-3-9-3 子育てに関する悩みごと(中学2年生保護者)



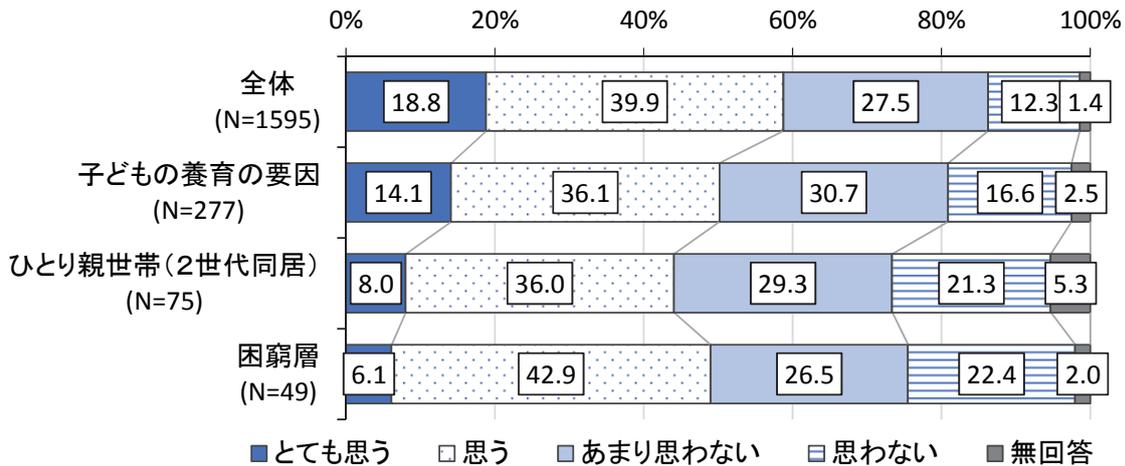
ヒアリング調査

- 中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中に、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景がある事例等が把握されました。
- 支援者からは、生活保護受給世帯の子どもなど、働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在し、子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることが課題として挙げられました。
- 生活保護受給世帯の子どもが、大学等に進学する場合、「世帯分離」の問題や、奨学金の返済という将来の大きな負担が残るため、進路支援をするうえで大きな課題となっているとの声が聞かれました。
- 支援者からは、児童養護施設にいる子どもが、高校の中退、大学等への進学、自立をする場面で、生活面、精神面、金銭面で苦勞をすることが課題として挙げられました。

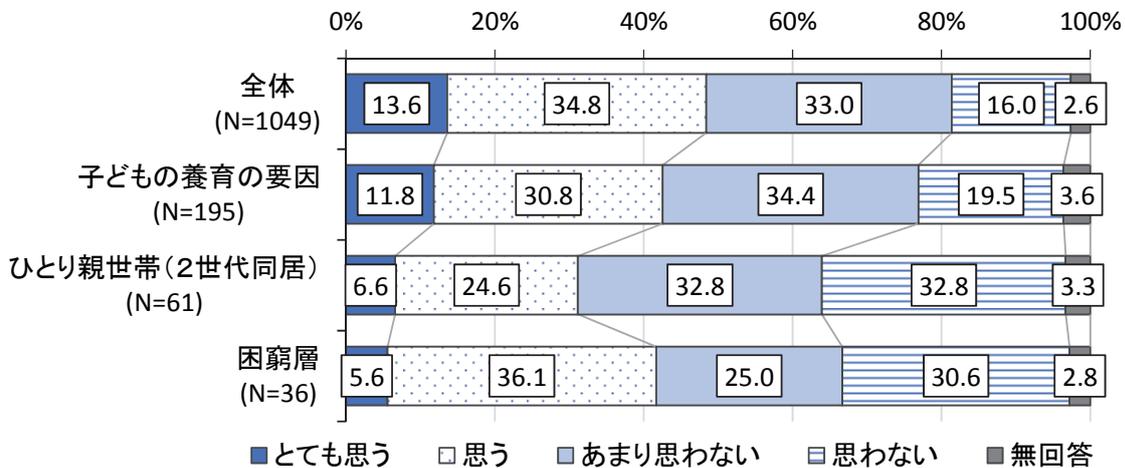
(10) 子どもの自己肯定感

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。
- ひとり親世帯（2世代同居）の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。

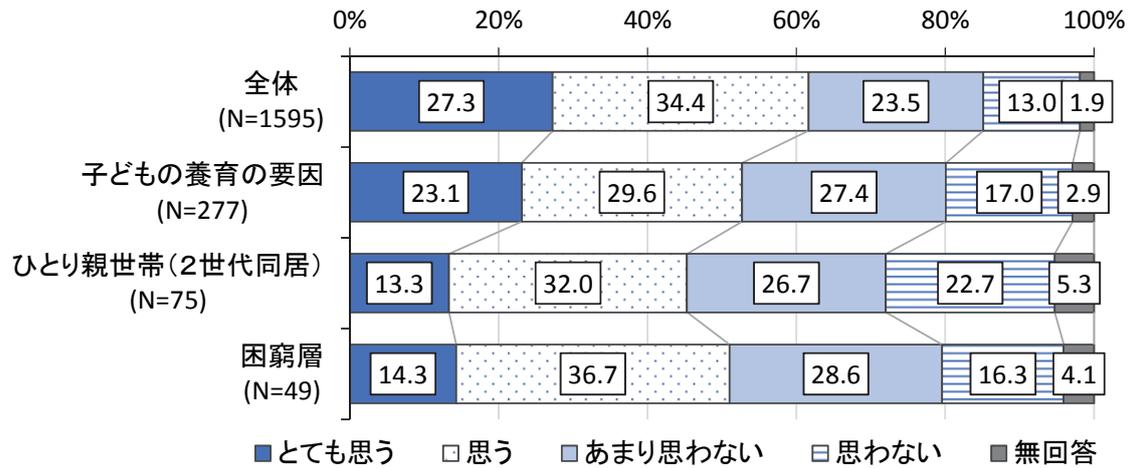
図表2-3-10-1 自分のことが好きだ(小学5年生)



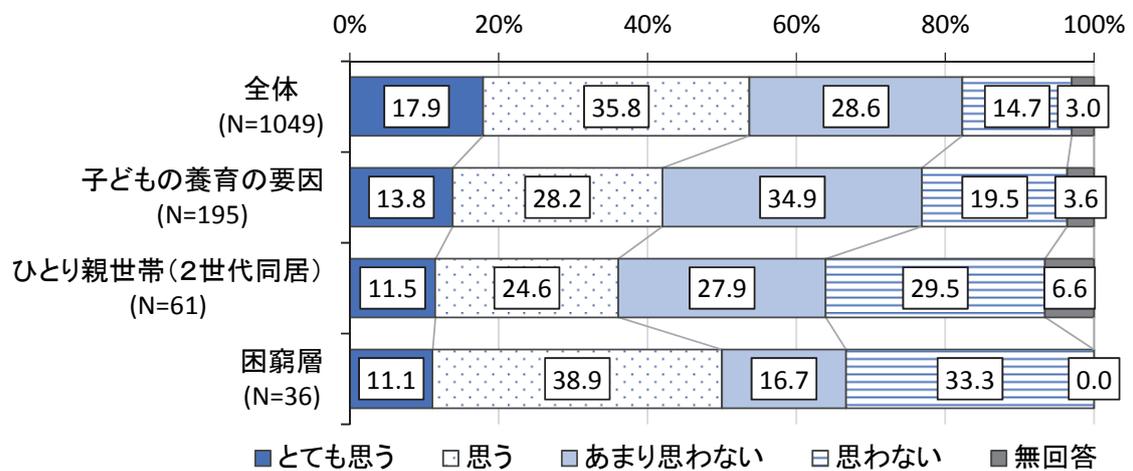
図表2-3-10-2 自分のことが好きだ(中学2年生)



図表2-3-10-3 自分は価値のある人間だと思う(小学5年生)



図表2-3-10-4 自分は価値のある人間だと思う(中学2年生)



ヒアリング調査 関わりを通じた子ども・若者の変化

支援者とのヒアリング調査の中で、子どもに寄り添う、受けとめる、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもたちの変化が見られたという事例が複数把握されました。

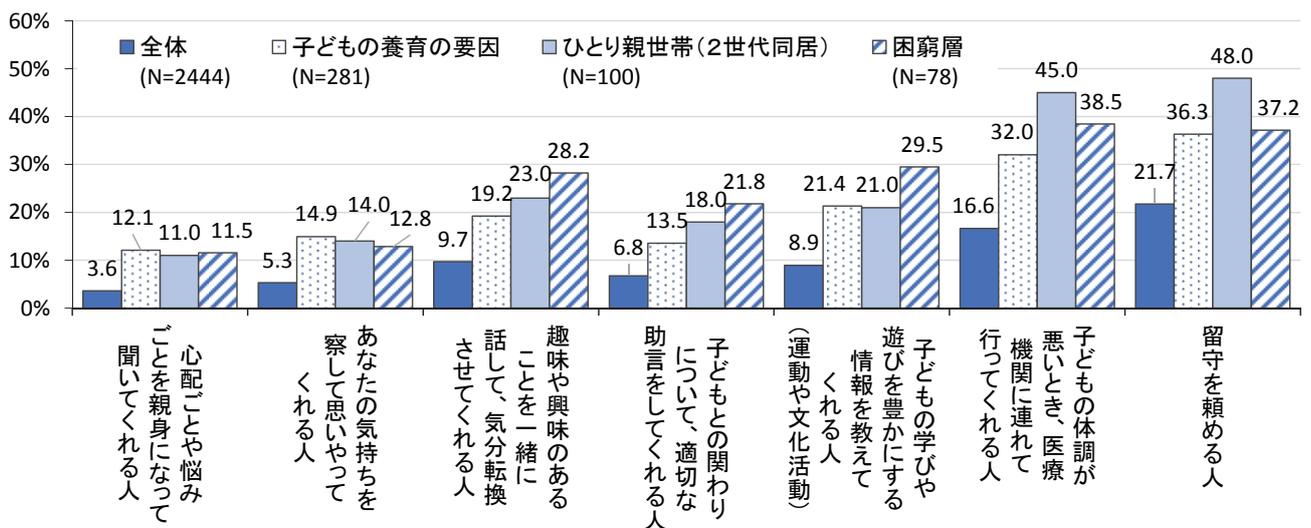
- 子どもたちのありのままを受けとめて寄り添うようにスタッフが接し方を変えて、子どもが少しずつ色々なことを話してくれるように変化していった。居場所に来たときの挨拶、食事のときの挨拶、手洗い、風呂に入って清潔を保つなど、基本的な生活習慣の部分ができるようになった。
- 子どもたちの自己肯定感を高めるような声かけ、関わりを心がけた。具体的には、黙って子どもの話を聞く、否定をしないでまず肯定から入る、見守る、見届けるといった関わりなど。少し自信が持てるようになったのか、不登校だったが、中学校に通うようになった。
- 「自分を大切に思ってくれる大人の存在」「頼ってよいと思える大人の存在」を認知できると、毎日の生活の営みの中で、少しずつ子どもたちが変わっていく。子どもに対し、もっと共感する、認める、たくさん褒めるなどを毎日繰り返し、関わり続けることが、子どもの変化につながっていく。

(11) 社会的孤立・支援につながらない

① 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。

図表2-3-11-1 同居家族を含め、支え手伝ってくれる人が「いない」と回答した割合
(5歳児保護者)



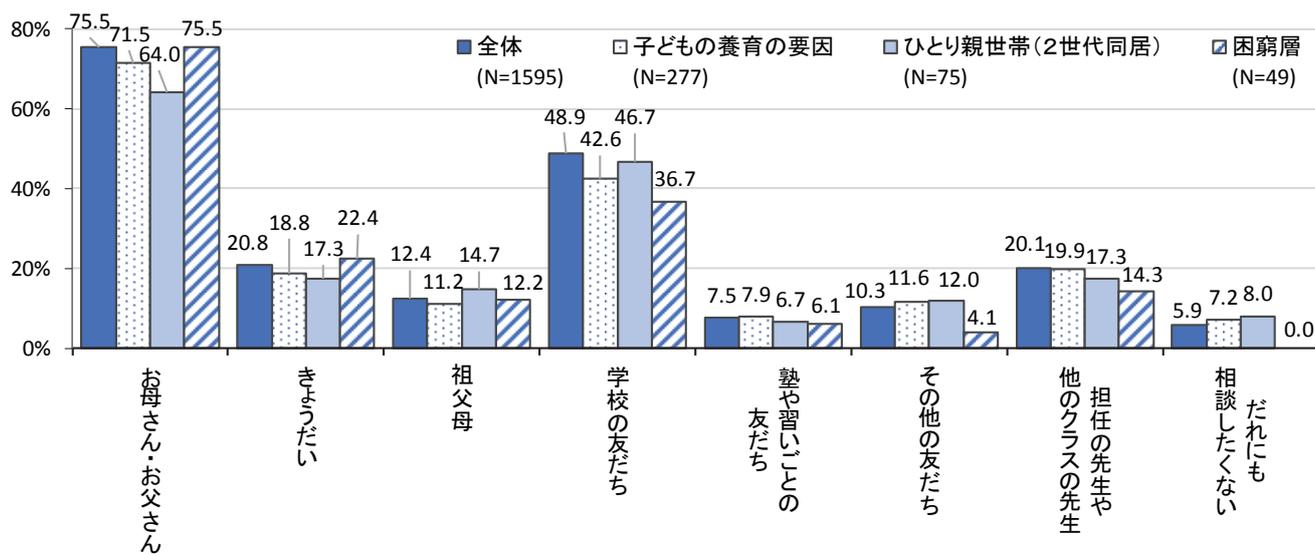
ヒアリング調査

- 個別事例の保護者に、周囲とのコミュニケーションや人間関係の構築が苦手、実の親やきょうだいとの関係が希薄など、身近に相談できる人や頼れる人が少ない事例もみられました。一部に、保護者が過去に実の親から虐待を受けた等の背景があり、関係が疎遠となった事例も把握されました。
- 支援者からは、保護者が発達障がいや精神疾患等を抱えているケースで、コミュニケーションが苦痛で、人と話をしたくないということを周りにわかってもらえない苦しさがあることが当事者からの訴えとしてあったことが挙げられました。
- 自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につなげられない場合もあることが課題として挙げられました。
- 子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外見など外側から見えにくいこと、近隣とのつながりが希薄で世帯が孤立していること、支援者間に個人情報の壁があること、転出入が増えており状況の把握が難しいことなどにより、早期発見が困難で必要な支援につながらない場合もあるとの指摘がありました。

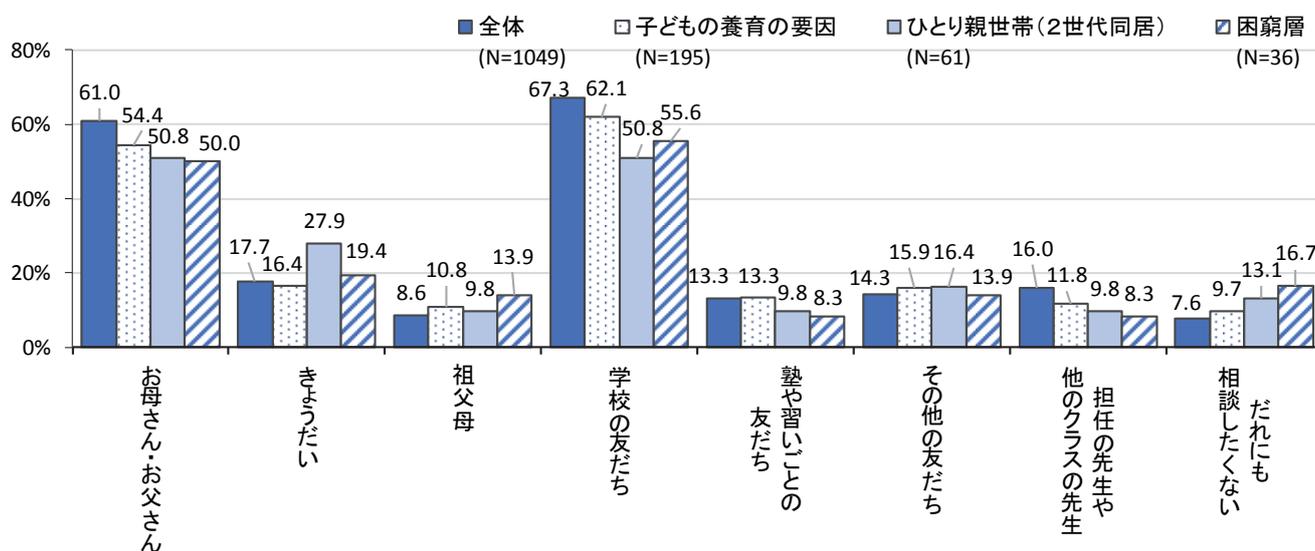
② 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。
- また、悩みがあっても大人の人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。

図表2-3-11-2 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(小学5年生)

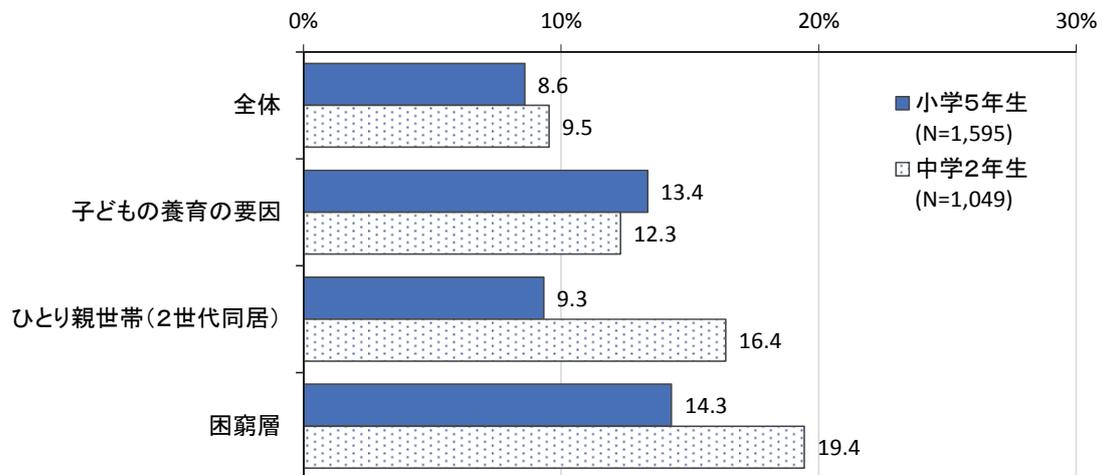


図表2-3-11-3 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(中学2年生)



図表2-3-11-4

学校のことで困っていること—悩みがあっても大人の人にうまく相談できない



ヒアリング調査

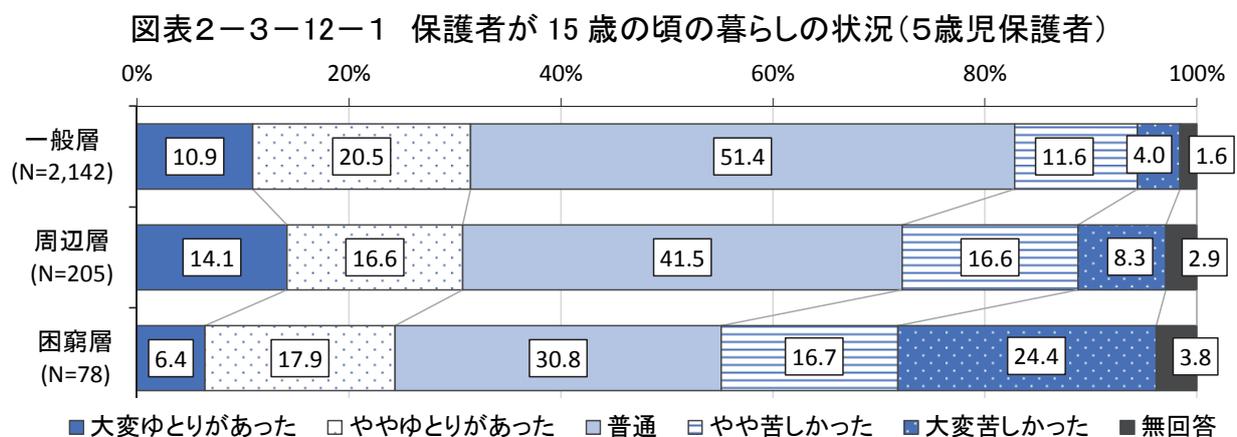
- ヒアリング調査では、個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な孤立する、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題のある事例もありました。
- 支援者からは、子どもが自ら周囲に対して SOS を出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘もありました。

(12) 困難の世代間連鎖

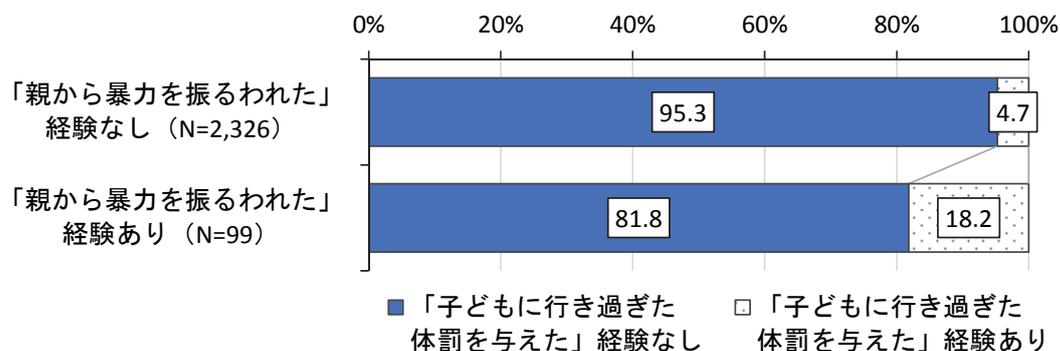
- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮^{※1}、親からの暴力^{※2}、ネグレクト、離婚経験について、保護者が子どもが生まれた後に経験したと回答した割合が相対的に高い傾向がみられました。

※1 困窮層の5歳児保護者は、保護者が15歳の頃の暮らしの状況を「やや苦しかった」「大変苦しかった」と回答した割合が相対的に高い

※2 5歳児保護者のうち、「親から暴力を振るわれた」と回答した保護者は、「子どもに行き過ぎた体罰を与えた経験」があると回答した割合が相対的に高い



図表2-3-12-2 親からの暴力と、子どもへの行き過ぎた体罰の経験(5歳児保護者)



ヒアリング調査

- 子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト(育児放棄)」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- 実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者自身が「どのように子育てをしたらよいかわからない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ

(1) 実態調査から把握した各領域の課題の概要

① 保護者・子どもの心身の健康

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、心身の健康状態がよくない傾向があり、特にうつ傾向や自殺念慮の経験が相対的に高い傾向がみられました。うつ傾向のある保護者は、子どもの頃に親からの虐待や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰などの虐待の経験を回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査の個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が挙げられました。
- ヒアリング調査では、保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっていると推測される事例が把握されました。また、保護者の精神疾患等の影響等から朝起床することができず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ているのではないかと指摘された事例が把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。
- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、困窮層や子どもの養育の要因層で相対的に高い傾向にあります。
- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）で相対的に高い傾向にあります。

② 保護者の就労状況

- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。
- 5歳児をもつひとり親世帯（2世代同居）の母親の9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割で、全体と比較して高い割合となっています。
- ヒアリング調査の個別事例では、保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど、不安定な就労状況や無業の事例もありました。

③ 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 困窮層の保護者の9割超が暮らし向きが苦しいと回答しており、困窮層の7割が急な出費のための貯金がないと回答しました。
- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の4割超が回答しました。また、衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の6割が回答しました。
- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができない割合が高く、子育てに関する悩みごととして「子どもの教育費」と回答した割合は困窮層の中学2年生保護者の8割にのぼっています。
- 困窮層の中学2年生の4割が「家にお金がない」ことが悩みと回答しています。また、「家にお金がない」ことが悩みと回答した中学生は、大学への進学を希望する割合が低い傾向があります。子育て世帯の生活の困窮や家計のひっ迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていると言えます。
- ヒアリング調査の個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯も把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

④ 親と子の愛着関係・基本的信頼感

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、(元)配偶者等から暴力を受けた経験、行き過ぎた体罰を与えた経験、育児放棄になった経験、自殺を考えた経験があると回答した傾向が高くなっています。
- ヒアリング調査の支援者からは、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっているのではないかと指摘がありました。
- ヒアリング調査では、実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の子どもに、きょうだい間や、親同士など家族間の仲が良くないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。



- ヒアリング調査の個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱えるのではないかとと思われる事例もみられました。
- ヒアリング調査では、乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることのあるとの声が聞かれました。

⑤ 子どもの基本的な生活習慣

- 困難を抱える子どもは、朝食を毎日食べない、毎日同じ時間に寝ていないなど、生活習慣が整っていない傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあると思われるとの声がありました。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けているのではないかと指摘されました。
- ヒアリング調査では、子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあるのではないかとの声がありました。保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭では、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例が把握されました。

⑥ 子どもの居場所

- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後を一人で過ごしていると回答しています。
- ヒアリング調査の支援者からは、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後に一人で過ごす低学年の子どもが少なからず存在すること、経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後の居場所を利用できる仕組みが市域に広がっていくことが必要ではないかと指摘がありました。
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強ができる場所のニーズが高い傾向にあります。困窮層の子どもでは、静かに勉強ができる場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料で勉強を見てくれる場所に対するニーズも高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

⑦ 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることができる場所がないと回答しました。困窮層の小学5年生の約2割が、家庭での困りごととして、家で落ち着いて勉強できないことを回答しました。
- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、全体と比較して、学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえるとの声がありました。

⑧ 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもが、学校の授業が楽しみではないと回答した割合、学校に遅刻する割合、学校に行きたくないことがよくあったと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。
- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年（1・2・3年生）のころから授業がわからなかったと回答しました。困窮層の中学2年生の約半数が学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しました。
- ヒアリング調査では、学齢期の子どもで、体調不良を訴えたり、教室に入れないなどの登校をしづる子どもが増加している印象があるとの指摘がありました。また、登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例も把握されました。

⑨ 子どもの進路・将来展望

- 困窮層の中学2年生のうち「大卒またはそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体と比較して低くなっています。
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯（2世代同居）の中学2年生の約半数が、将来（進路）のことが不安と回答しました。
- 子育てに関する悩みごととして、困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が「子どもの教育費」、「子どもの進学や受験が心配」と回答しました。
- ヒアリング調査では、中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中には、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景がある場合もあることが把握されました。

- ヒアリング調査では、働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在し、子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることは、世代間の負の連鎖を断ち切るという視点からも重要であると考えられるとの指摘がありました。

⑩ 子どもの自己肯定感

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。また、ひとり親世帯（2世代同居）の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。自分のことが好き、自分には価値があると感じる、いわゆる「自己肯定感」が、相対的に低い傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、子どもに寄り添う、受けとめる、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもの変化が見られたという事例が複数把握されました。

⑪ 社会的孤立・支援につながらない

(ア) 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、保護者の身近に頼れる人が少なく、自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につなげられないことが課題との指摘がありました。

(イ) 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。また、悩みがあっても大人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。
- ヒアリング調査の個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な傾向、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題のある事例もありました。
- ヒアリング調査では、子どもが自ら周囲に対してSOSを出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘がありました。

- ヒアリング調査では、子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外側から見えにくく、個人情報への壁があり、早期発見が困難で必要な支援につながらないとの指摘もありました。

⑫ 困難の世代間連鎖

- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮、暴力（行き過ぎた体罰）、ネグレクト、離婚経験について、世代を越えて連鎖する傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト（育児放棄）」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- ヒアリング調査では、保護者自身が実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者が「どのように子育てをしたらよいかわからない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

(2) 本市の現状と調査結果から把握した課題のまとめ

本市は、高度経済成長を背景として、数多くの工場を誘致し工業都市としての発展を遂げるとともに、市内や都市圏に働く人たちの生活の場として、道路や公園、下水道などの社会基盤を備えた良好な市街地を形成し、住宅都市としても発展してきました。しかしながら、都市としての成熟期を迎える中で、大規模工場の移転に伴う新たな大型商業施設の進出や、大型集合住宅の開発、小規模宅地開発などを背景に、核家族化が進むとともに、高齢化の進展や独居高齢者の増加など、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなどの支え合いの機能が弱まっています。

こうした、子どもや子育て家庭がおかれている状況が変化する中で、子どもや子育て家庭を取り巻く問題は多様化、複雑化しています。子育て家庭の孤立化、共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加、親世代のライフスタイルの変化、親になるための経験の不足といった家族機能の弱体化と相まって、近隣のつながりの希薄化、地域の子育て力の低下により、子育てへの不安や負担感を感じながら子どもと向き合わざるを得ない状況を作り出しています。

調査結果からも、こうしたことを背景とした課題が浮き彫りになっています。

調査の中で把握した困難を抱える子どもの背景には、子どもだけでなく保護者を含め、疾病や障がい、経済的困窮、不適切な生活習慣や学習環境、多様な経験の不足、低い自己肯定感、社会的孤立等、様々な側面で課題を抱えている傾向がみられました。

子ども・若者は、それぞれの発達段階に応じて、親子の愛着関係など基本的信頼感の形成、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、基礎学力の獲得、自己肯定感の育成など、周囲

の力を借りながら、社会的自立に向けて成長していくことが望まれます。調査結果からは、困難を抱える子どもは、こうした発達課題を獲得しにくい成育環境におかれていることが推察されます。子どもの発達段階のできるだけ早期に重点を置いた、切れ目ない支援が求められます。

子ども・若者や子育て家庭が抱える課題を、複合化・深刻化させないために、予防的な関わりや、課題に対する早期の対応が重要ですが、すでに、複数の重層的な課題を抱えている場合には、分野横断的な「世帯丸ごと」の対応が必要です。

また、孤立して支援につながらず困難を抱えている子ども・子育て家庭へのアウトリーチの取組や、支援につながることをより容易にする取組を検討することが必要です。複雑に絡み合う課題を抱える子どもや保護者を支援し、困難の世代間連鎖を断ち切るために、関係機関の連携・協働体制のより一層の強化が求められています。

さらに、子どもの頃に厳しい環境に育った保護者の困難状況が、子どもに連鎖する傾向にあることが推察されます。子どもや子育て家庭が抱える困難を自己責任とする考えから、社会全体が受けとめる課題と捉え、地域全体で取り組むことが重要です。子ども・若者、子育て家庭への「あたたかいまなざしとつながり」のあるまちづくりが求められています。





第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画のめざす基本的な方向性

(1) 計画のめざす基本的な方向性

だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、
すべての子どもに等しく保障するという

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、
子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、

すべての子どもの教育の機会が等しく保障され、

だれひとり取り残さず、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができる

あたたかい地域共生のまちをめざします。

本計画は、藤沢市子ども・子育て支援事業計画がめざす将来像の副題「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」を、計画のめざす基本的な方向性と定め、その実現に向けて施策を推進します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

視点1 子ども・若者の権利を第一に尊重

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、生まれ育つ環境に関わらず、その生活や成長を権利として保障されることが求められています。

社会のあらゆる分野において、子ども・若者の年齢や発達の程度に応じて、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなくてはなりません。そのための土壌として、子ども・若者が安心して声をあげることのできる環境づくりとともに、関わる側が子ども・若者の気持ちに気づく力、子ども・若者自身が意見を発信する力を高めることも重要です。子どもや若者を対象とする施策の推進にあたっては、第一に子ども・若者に視点を置いて実施されるよう配慮する必要があります。

用語解説

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、子どもを権利を持つ主体と位置づけ、大人と同じく、一人の人間として持っている権利を認めています。「子どもの権利条約」に定められている権利は、大きく4つに分けることができます。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

育つ権利

医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること

守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

視点2 予防的な関わり、早期の発見、早期の対応

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難が深刻化する前に、できるだけ早期に気づき、具体的な支援につなげていくことは重要な取組です。母子保健、藤沢版ネウボラ、幼児期の教育・保育、学校教育、放課後児童クラブなど、すべての子どもを対象とする施策・事業は、生まれ育つ環境に左右されず、支援の届きにくい子どもや子育て家庭を含めて広く接点を持つことから、本計画のプラットフォームと位置づけます。

すべての子どもを対象とし、すべての子どもに届くこれらの施策は、本計画の基盤であり、質の充実を図ることが不可欠です。プラットフォームでは、子ども・若者や子育て家庭の抱える課題や状況の変化に、接点を持つ関係者が早期に気づき、関係者と情報を共有し、必要な人を必要な支援に効果的につなぐ役割が求められます。

あわせて、支援が必要な子ども等にいち早く気づき、支援につなぐことができるよう、子ども・若者、子育て家庭に関わる様々な専門職の養成や確保、専門性を高めるための研修の充実や、関係者間の連携を促進するための取組の充実が求められます。

視点3 子ども・若者、子育て家庭に対する、切れ目ない包括的な支援

困難を抱える子どもや若者の背景には、その家族もまた重層的、複合的な困難を抱えていることがあります。子ども・若者や子育て家庭が直面する状況や抱えている問題は多様であるため、子どもや若者の生活状況や取り巻く環境に応じて、教育の支援、健康の支援、生活の安定への支援、就労の支援、経済的支援など分野横断的に包括的な取組を推進することが求められます。

あわせて、子ども・若者の成長・発達段階に応じて切れ目なく施策を実施するよう配慮する必要があります。親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期、学校教育段階、卒業して社会的自立に至るまでの継続的な視点で、支援が途切れることのないよう連携体制を構築していくことが重要です。

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援、子育て家庭を含めた分野横断的な包括的支援を実現するために、必要な情報の共有や、関係者間の共通理解の醸成、連携の促進が求められます。また、市の関係機関・団体だけでなく、国や県、民間の企業や団体、地域とネットワークを構築し、連携しながら対策を推進することが重要です。

視点4 支援が届かない、届きにくい子ども・若者、子育て家庭への支援

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭ほど、必要な支援制度を知らない、手続きがわからないなどの状況があり、行政や支援者に相談するなどの SOS を発することがないまま社会的に孤立し、必要な支援を受けることなく問題が深刻化して、一層困難な状況におかれてしまうことが指摘されています。

子ども・若者、子育て家庭の抱えている困難な状況は、外見からは見分けがつかない場合もあり、関係者や地域の人々が日常的な接点の中の会話や様子の変化から気づき、必要な支援等につなぐことが大切です。

支援にたどり着かない世帯に、効果的に気づきアウトリーチする手法を検討するとともに、既存の事業や取組における情報提供や手続きの方法を、伝わりやすさ、利用しやすさ、相談しやすさの観点から改めて検討することが重要です。

視点5 困難の世代間連鎖を断ち切る、公正の観点からの支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困をはじめとする困難の世代間連鎖を断ち切り、すべての子どもが夢や希望を持てる社会をめざしています。困難の世代間連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困をはじめとする困難を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもや若者のことを第一に考えた適切な支援が、包括的かつ早期に講じられていく必要があります。

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けた子ども、若年で親になった世帯の子ども、外国につながる世帯の子どもなど、支援の緊急度や必要性の高い子ども・若者に対して優先的に施策を講じるよう、公正の観点から配慮する必要があります。取組の実施にあたっては、子ども・若者や子育て家庭に対する差別や偏見を助長することのないよう十分に留意することが求められます。



視点6 地域社会全体で「共育(ともいく)」の取組を推進

「子育ては家庭の自己責任」、「貧困は自己責任」という考え方も社会に未だ根強く存在しています。こうした状況が、社会の偏見や無関心を生む要因の1つとなっているという指摘もあります。

本市では、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて」、子ども・若者の貧困をはじめとする困難状況は、社会全体で受けとめて取り組むべき社会的課題であることを明確に位置づけます。生まれ育つ環境に関わらず、子ども・若者をあたたかく見守り、支える環境を社会全体で構築することが重要です。子どもたちがおかれている実態に関する発信や啓発、本計画や関連する制度の普及、関係者の意見交換の場づくり等により、市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参加できるように取組を推進することが必要です。

子ども・若者への支援は、未来を支える積極的な人材育成の側面を持ちます。一人ひとりの子ども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送っていけるよう伴走することは、これからのまちや地域の活力、地域産業を担う人材の育成にもつながります。また、子ども食堂や学習支援など、民間や地域に根差した取組が活発になることで、世代を越えた、新たな、あたたかい地域のつながりが生まれています。こうした動きも捉えながら、社会全体で取り組んでいく機運を醸成することが求められます。

2. 計画の施策方針

(1) 計画の施策方針

だれひとり取り残さない、あたたかい地域共生社会の実現に向けて、6つの基本的な視点を踏まえて、次のとおり計画の施策方針を定めます。

施策方針	12の課題との対応
1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ	⑪社会的孤立・支援につながらない
2 子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する	①保護者・子どもの心身の健康
3 暮らしや子育てを支援する	①保護者・子どもの心身の健康 ③家計のひっ迫と子どもへの影響 ④親と子の愛着関係・基本的信頼感 ⑤子どもの基本的な生活習慣
4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する	⑦子どもの学習環境と学習習慣 ⑧子どもの学力・学校生活 ⑨子どもの進路・将来展望
5 修学、就労、自立に向けた支援をする	②保護者の就労状況 ⑨子どもの進路・将来展望
6 地域全体で共に支える基盤をつくる	⑥子どもの居場所 ⑪社会的孤立・支援につながらない
施策方針全体	⑩子どもの自己肯定感 ⑫困難の世代間連鎖

実態調査で把握された12の課題に対して、6つの施策方針を包括的に推進します。

施策方針1「気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ」では、困難を抱える子ども・若者、子育て家庭が支援につながりにくいという課題に対し、状況が深刻化する前に早期

に発見して支援につなげるために、プラットフォームを中心とした関係者の連携体制を充実・強化します。

施策方針2「子どもの医療や障がいに関する相談・支援を充実する」では、子どもの心身の健康や、障がいに関連する課題に対して、医療や障がいに関する相談・支援分野から施策を推進します。

施策方針3「暮らしや子育てを支援する」では、子ども・若者、子育て家庭の生活や子育てを支援することで、家計のひっ迫による子どもへの影響、親子の愛着、子どもの基本的な生活習慣の課題が改善されることをめざします。

施策方針4「教育を受ける権利の保障と学びを支援する」では、子どもの学習習慣、学力、進路など、学びに関する課題に対して、学校教育における学力保障の取組や、多様なニーズに応じた支援教育の推進、教育機会均等のための環境整備に取り組みます。

施策方針5「修学、就労、自立に向けた支援をする」では、子どもの社会的自立や保護者の就労の課題に対して、困難を抱える子ども・若者に向けた進路相談や自立支援の取組、保護者に対する就労自立支援を推進します。

施策方針6「地域全体で共に支える基盤をつくる」では、子どもの居場所と社会的孤立の課題に対して、市民の意識啓発や機運醸成、子どもの居場所や、多様な経験の提供をはじめとする地域や民間の主体的な取組への支援により、子どもを中心としたあたたかい地域共生社会をめざします。

施策方針1から6を、総合的に推進することで、子どもの自己肯定感を高め、困難の世代間連鎖を断ち切ることをめざします。

日本の若者は諸外国と比較して自己を肯定的に捉えている割合が低い¹など、子どもの自己肯定感が相対的に低いことは国の課題ともなっています。本市の実態調査からも、子どもの自己肯定感が全体的に低く、中でも困難を抱えた子どもがより低い傾向にあることがわかりました。また、親から子への困難の世代間連鎖があることもわかりました。神奈川県「自己肯定感を高めるための支援プログラム」によると、子ども・若者が自己肯定感を持つことで、困難に直面しても粘り強く対処できるようになると指摘されています。子ども・若者の自己肯定感については明確に対処する事業はなく、子ども・若者と日常的に接する大人が、個々に寄り添った関わりを持つことが重要であると考えられます。実態調査からは、子どもに寄り添い、伴走する関わりをとおして、子どもの自己肯定感が高まり、子どもが自ら変化する姿がみられたことが把握されました。

それぞれの施策の実施における共通の方針として、子どもや子育て家庭に寄り添い、子どもが素の自分を肯定的に認めることができるような支援をすることによって、自己肯定感を向上させることをめざします。

¹ 内閣府「令和元年版子ども・若者白書」

(2) SDGsの視点を踏まえた施策の展開

本計画の施策方針をSDGs達成に向けた取組として位置づけます。地域や企業などを
含む多様な担い手と連携しながら、SDGsの10の領域の達成に向けて計画を推進します。
また、各施策方針と特に関連が深いSDGsは次のとおりです。

	施策方針	特に関連が深いSDGs
1	気づく・受けとめる・ 必要な支援につなぐ	10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に
2	子どもの医療や障がいに関する 相談・支援を充実する	3 すべての人に健康と福祉を
3	暮らしや子育てを支援する	2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 16 平和と公正をすべての人に
4	教育を受ける権利の保障と 学びを支援する	4 質の高い教育をみんなに
5	修学、就労、自立に向けた 支援をする	4 質の高い教育をみんなに 8 働きがいも経済成長も
6	地域全体で共に支える 基盤をつくる	11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう
計画全体		1 貧困をなくそう 2 飢餓をゼロに 3 すべての人に健康と福祉を 4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と公正をすべての人に 17 パートナシップで目標を達成しよう

※SDGsの概略は、本計画3頁の「④持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成28年12月決定）」を参照

3. 計画の体系

基本的な
方向性

だれひとり取り残さない あたためかい地域共生社会の実現に向けて

基本的な
視点

視点1
子ども・若者の
権利を第一に尊重

視点2
予防的な関わり、
早期の発見、
早期の対応

視点3
子ども・若者、
子育て家庭に
対する、
切れ目ない
包括的な支援

視点4
支援が届かない、
届きにくい
子ども・若者、
子育て家庭への
支援

視点5
困難の世代間連鎖
を断ち切る、
公正の観点からの
支援

視点6
地域社会全体で
「共育(ともいく)」
の取組を推進

施策方針

施策方針1
気づく・
受けとめる・
必要な支援に
つなぐ

施策方針2
子どもの医療や
障がいに関する
相談・支援を
充実する

施策方針3
暮らしや
子育てを
支援する

施策方針4
教育を受ける
権利の保障と
学びを支援する

施策方針5
修学、就労、
自立に向けた
支援をする

施策方針6
地域全体で
共に支える
基盤をつくる

施策の柱

柱1 妊娠・出産、育児への
切れ目ない支援の推進

柱2 学校をプラットフォームとした
取組の推進

柱3 切れ目ない相談支援の充実

柱1 子どもの医療への受診支援

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

柱1 子どもの適切な養育に関わる
支援の充実

柱2 暮らしを支える支援の充実

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

柱1 学校教育における
学力保障の取組

柱2 多様なニーズに応じた
支援教育の推進

柱3 教育機会均等のための
環境整備

柱1 子ども・若者に対する
修学・就労・自立支援の充実

柱2 保護者に対する
就労・自立支援の充実

柱1 子どもが主役の地域共生
社会に向けた啓発・機運醸成

柱2 地域活動の担い手の
育成・活動団体への支援

柱3 多様な体験の充実

柱4 すべての子ども・若者を包摂
する居場所・つながりの確保

柱5 学校・家庭・地域の連携・協働
の推進





第4章 施策の展開

施策方針1 気づく・受けとめる・必要な支援につなぐ

近年の核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化から、実態調査では子育てに関する不安を身近な親族や地域で相談することが難しい家庭が、特にひとり親世帯（2世代同居）、困窮層、子どもの養育の困難層で多い傾向にあることがわかり、そうした家庭を早期に支援につなげていく必要があります。

本市では、妊娠期から青年期までライフステージごとに、多岐にわたる支援や教育を行っています。こうした、すべての子ども・若者を対象とする施策・事業のそれぞれがプラットフォームであることを認識し、個々の家庭の困りごとに気づき、当事者のニーズや課題を受けとめ、必要な支援につなげていかなければなりません。

また、困難を抱えた子ども・若者と子育て家庭を継続的に支えていくためには、関係機関の連携が不可欠であり、ライフステージの移行により支援が途切れることのないよう、さらに連携を深めるため、情報共有のあり方などを検討していきます。

柱1 妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の推進

① めざす方向性

就学前の子ども・子育て世帯が貧困をはじめとする様々な不利を背負うだけでなく、社会的に孤立して一層困難な状況におかれてしまうことがあります。それらの兆しに気づき、実態を把握することは大変難しく、困難を抱えていることや支援が必要なことを当事者が発信することができず、必要な支援が届かないことが課題となっています。

このような状況を少しでも早い段階から把握し必要な支援につなぐことは、子どもや子育て家庭が抱える課題を早期解決するために重要です。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時から出産・産後へと継続的に地区担当保健師である母子保健コーディネーターが寄り添い、切れ目ない支援に取り組んできました。これからも、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事

業などの様々な機会を捉え、子どもや保護者の心身の状況や養育環境を把握し、産前・産後母子支援事業から学齢期への接続を含めて、関係機関と連携・協働しながら切れ目ない支援の充実をめざします。

あらゆる困りごとに包括的に対応できるよう、保育所や幼稚園等の幼児教育・保育施設も含め、保健・福祉・医療等の様々な関係機関がそれぞれの機能を最大限に活用し、早期発見、早期対応のための気づき・受けとめ・必要な支援につなぐ基盤強化に取り組みます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
1	安全な妊娠・出産、育児への切れ目ない支援（利用者支援の充実）	子育て世代包括支援センター等を拠点に、母子保健サービスを妊娠期から継続的に提供することで、安全な妊娠期を過ごし、無事出産を迎え、安心して子育てができるように支援します。	母子保健コーディネーターである地区担当保健師を中心にあらゆる支援の必要性を考慮し、保健福祉医療各分野における関連機関との連携の充実を図り、早期把握、早期対応に努めます。 妊娠から出産・子育て期をとおして、子育てと子どもの成長発達に関わる生活環境の変化や養育状況の変更等安心して育児を行うことができるようあらゆる支援・子育てに関わる情報提供と、サービスにつなげる支援に努めます。	子ども健康課
2	訪問による相談事業	妊産婦・新生児訪問指導事業として、こんにちは赤ちゃん事業（ハローベビィ訪問）・乳幼児訪問指導事業・未熟児訪問指導事業・慢性疾患児訪問指導事業を実施します。	乳幼児期の各種健診や個別支援をとおして把握した、子どもや子育て家庭の生活困窮等の支援を要する課題に対して、主に乳幼児期の全戸訪問事業などの自宅への訪問等の機会を通じて必要な情報の提供や関係機関の支援につなぐなど、包括的な支援の実施に努めます。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
3	産前産後サポート事業	妊娠期からおおむね産後1年間を中心とした産前産後の妊産婦の健康状態における課題把握と、子どもの成長過程による子育ての大変さなど変化へ早期に対応することで、安全・安心な産前産後を過ごすことができるよう支援します。	産前産後の特有の母の心身の変化に対応し、少しずつ子育てに慣れ、負担なく子育てが行えるよう、子育て支援センターや保健センター等での育児相談につなぎ、早期対応に努めます。	子ども健康課
4	健診後の支援のための相談事業	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおして、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごと等に関わる早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	子ども健康課
5	乳幼児健診等の充実	健やかな発育・発達のために、乳幼児健診の充実を図り、健診に関する満足度の向上をめざします。	疾病の早期発見・早期治療や適切な相談対応等を行い、子どもの発育発達を保護者が確認でき、安心して子育てができるよう、成長発達を確認できる乳幼児健診の充実を図ります。	子ども健康課
6	妊娠届によるハイリスク妊婦の早期発見	母子健康手帳交付時の面談や、保護者が提出する妊娠届出書、母子保健アンケートの情報、妊婦健診の受診状況をもとに、経済的不安や支援状況の発見の機会としています。母子保健アンケートをもとに保健師による相談を行います。	産前産後の妊産婦の孤立化を防ぐため、困りごとに応じた相談窓口を周知します。	子ども健康課 子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
7	子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、妊娠期から就学前までの子育てに関する相談・情報提供・講習会の実施や子育てひろばの開催など様々な子育て支援事業を行います。	子育て支援センターにおける利用者の相談内容や様子から保護者の抱える様々な困難を発見し、気持ちに寄り添いながら受けとめ、必要に応じて専門的な支援につなぎます。また、地域における巡回子育てひろば等の充実を図ります。	子育て企画課
8	つどいの広場事業の充実	子育てに対する不安感の軽減を図るため、主に乳幼児をもつ子育て中の親と子の交流や子育てアドバイザーによる子育て相談、地域の子育て情報の提供などを行います。	つどいの広場の委託業者との連携・情報共有を行い、子育て家庭のニーズを把握し、困りごとの早期発見・対応につなげます。	子育て企画課
9	子育てふれあいコーナー事業の推進	地域子どもの家や児童館等において、保育士と子育てボランティアによる子育て中の親と子の交流、情報提供、子育て相談を実施します。	遊びをとおして、気軽に相談できることで子育てに対する不安や悩みを軽減するとともに、親子の交流の促進を図ります。	子育て企画課
10	子育てに関する情報提供の充実	藤沢市ホームページをとおした子育て情報発信のほかに、安心して子育てができるよう、各種子育て支援サービスの情報をまとめた冊子「ふじさわ子育てガイド」やスマートフォンアプリを活用した「子育てアプリふじさわ」による情報発信の充実を図ります。	情報発信のさらなる充実を行います。子育て支援が身近にあることを知ってもらい利用につなげていきます。	子育て企画課
11	保育所・幼稚園等での相談	保育所等入所申込時における保育課窓口での相談のほか、保育所・幼稚園等への入所後に施設長等が相談を受けた場合において、関係機関と連携した対応を図ります。	保育所・幼稚園等が保護者から相談を受けた場合、速やかに関係機関と連携が図れるよう体制を整えます。	保育課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
12	ファミリー・サポート・センター事業	安心して子育てができるよう、0歳児から小学6年生までの子どもがいる家庭を対象として、地域の人たちによる会員相互援助組織「藤沢市ファミリー・サポート・センター」を運営し、保護者の仕事と育児の両立等を支援します。	子育ての手助けを希望する方（おねがい会員）の多様なニーズに対応できるようにするため、広く事業の周知を行うことにより、子育ての手助けができる方（まかせて会員）の増員を図ります。	子ども家庭課

柱2 学校をプラットフォームとした取組の推進

① めざす方向性

児童生徒の家庭環境等を踏まえた指導体制を充実させるためには、支援が必要な児童生徒や保護者を早期に発見し、福祉制度等の必要な支援につなげていくことが大切です。

そのために、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全校に配置し、学校教育に関する悩みや問題を抱える児童生徒とその保護者・担任に対する相談支援を行います。

また、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、児童生徒が抱える課題に応じて、関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
13	学校教育相談センターにおける相談体制の充実	児童生徒の学校生活への適応等を図るため、市立学校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣、学校教育相談センターでの教育相談・就学相談及び相談支援教室における不登校児童への相談支援を行います。	相談内容や学校生活の様子から、児童生徒・保護者の抱える様々な困難を発見し適切な支援につなげます。 学校からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが関係機関等との連携を図ります。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
14	小学校・中学校での相談の充実	学校において、児童生徒や保護者に対し、全教職員が様々な機会を捉えて相談支援を行います。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携し、課題を抱えた児童生徒に対する適切な対応を図ります。	全教職員がカウンセリングマインドを持ち、児童生徒のサインを受けとめ、適切な支援を行うために、教育相談体制の充実を図ります。	教育指導課
15	相談窓口の設置と関係機関と連携した体制づくり、外国籍児童生徒の就学保障の取組	外国籍の子どもたちの就学には、家庭への適切な支援の取組が必要であり、関係各課が連携して支援を行うことで就学しやすい環境を整えます。また、法的には就学義務のない外国籍の学齢児童生徒に対しても就学案内を行い、就学保障に取り組めます。	関係各課、関係機関との連携により、外国籍児童生徒の就学状況の把握に努め、また、就学案内を行うとともに、新入学の学齢の子ども保護者には多言語による就学案内を行い、就学機会の提供を進めます。	教育指導課 学務保健課
16	就学支援相談の実施	教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、就学相談を実施します。	就学にあたり、子どもの実態や保護者のニーズに応じたきめ細やかな対応に努めます。	教育指導課
17	教職員研修の充実	学校教育の充実に向けて、各種研修の充実を図ります。	いじめ防止、支援教育、子ども理解、地域理解等の課題解決に向けた研修を充実させます。	教育指導課
18	就学援助制度の周知（就学前支給）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	就学援助を必要とする家庭に支援が行き届くよう、制度や申請手続きなどの周知をはじめ情報提供を行います。特に小学校へ入学する子どもがいる家庭には、個別の案内、周知を行い、支援につなげます。	学務保健課
19	児童生徒のSOSの出し方に関する教育	いのちを支える自殺対策における取組として、小・中学生を対象に、専門のプログラムに沿って、地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施します。	保健所と学校が連携しSOSの出し方に関する教育の実施に向けて検討を進め、児童生徒自身が誰かに相談したり、助けを求められる体制を整えていきます。	保健予防課 教育指導課

柱3 切れ目ない相談支援の充実

① めざす方向性

ライフスタイルや世帯構成の多様化などにより、家族や親族の支え合いでは解決の難しい課題が増えてきました。様々な背景から生活困窮の状態に至る場合がありますが、そのような状況にある世帯が、困窮状況や不安、悩みを身近な人に打ち明けたり、相談したりすることができない、または頼れる人がいない孤立した状況にあり、行政の相談窓口につながりにくい人たちがいるということも課題となっています。

本市ではこうした問題に対し、子ども家庭総合支援拠点、生活困窮者自立支援制度の活用や、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域団体等との連携により、切れ目ない相談支援を充実していきます。

また、家庭の生活困窮などの困難は把握することが難しいことから、地域子どもの家・児童館・放課後児童クラブ等の市の事業や地域で活動するコミュニティソーシャルワーカーなどの関係機関との連携により支援が必要な世帯を把握し、つなげていく取組を推進します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
20	母子保健からの児童虐待予防及び早期対応	母子保健事業の中から、虐待のリスクの高い状況を早期に把握し、関係機関との連携により、子どもの安全と心身の健やかな発育・発達を支援します。	母子保健事業における虐待や生活困窮等他機関の支援を必要とされる状況を把握した場合には、関係機関と連携を図り、対応について協議し、子どもの安全を確保し、発育発達に関する支援につなぎます。	子ども健康課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
21	子ども家庭総合支援拠点の運営	<p>子どもの養育に困難を抱える家庭についての相談に対し、保育士、保健師、心理職等の専門性を活かした指導・助言を行うとともに、個々の家庭状況に応じ、活用できる社会資源の情報提供や関係機関との連絡調整など、課題の解決に向けた継続的な福祉的支援を実施します。</p> <p>特に支援が必要な家庭に対しては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携して支援を実施します。</p>	子ども家庭総合支援拠点として、子どもや保護者等から受けた相談について調査や実情の把握に努め、必要な情報提供や指導及び助言を行うとともに支援につなげます。	子ども家庭課
22	放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が就労などの理由により不在となる家庭の児童の健全育成、保護者の子育て支援、就労支援を図るため、放課後児童クラブの充実を図ります。	放課後児童クラブでの生活における気づきに注意し、必要に応じて学校や地域住民で構成される運営委員会等につなぐことで、子どもの支援を行います。	青少年課
23	青少年指導員育成事業	青少年指導員の育成を図り、地域における健全育成活動を推進するため、青少年指導員を対象に研修を行うとともに、青少年の育成事業を実施します。	学校からの推薦を受けた子育て世代の新任指導員だけでなく、現任の指導員に対しても研修を通じてスキルアップを図り、健全育成活動ができるように地域のサポート事業を行います。	青少年課
24	非行防止推進活動	青少年の問題行動を早期に発見し、非行防止を図るため、青少年指導員、街頭指導員、特別街頭指導員が巡回し、青少年に声をかけて指導を行います。また、青少年の深夜外出や喫煙・飲酒・薬物乱用などの非行防止に向け、夏休み期間中に警察関係団体・青少年関係団体等と協力して夜間パトロールを行い、啓発・指導を行います。	青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進するため、学校・家庭・地域・警察・関係機関等と連携した取組を進めます。また広く市民に対して、健全な社会環境と非行防止について関心を持ってもらえるよう事業をとおして啓発します。	青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
25	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	放課後の子どもの居場所の充実を図るとともに、見守りを行う地域住民を通じて子どもの変化といった気づきを共有することにも留意し、支援を行います。	青少年課
26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	保護者と子ども・乳児が参加できる事業を実施することや、見守りを行う地域住民を通じ、子どもの変化等の気づきを共有することによって、子どもの支援を行います。	青少年課
27	福祉総合相談支援の充実	生活上の悩み、子育てや医療など多岐にわたる総合的な相談に対応するため、相談体制の充実と、相談業務に従事する職員の資質向上を図るとともに、地区福祉窓口業務における市民センター、村岡公民館と関係各課との連絡調整等を行います。 福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとを抱えながらも相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	地区福祉窓口相談員が、多岐にわたる様々な相談に対応するため各市民センター及び村岡公民館と、関係各課と情報共有や連携を行うとともに、職員の資質向上に向けた研修機会の充実を図ります。 また、福祉総合相談を行う中で、子どもを取り巻く環境から、その世帯の課題を整理し、必要な支援につなぎます。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
28	地域福祉における手続・相談体制の充実	市民センター及び村岡公民館に地区福祉窓口を設置し、福祉や保健、子ども・子育てに関する手続き、相談及び情報提供を行います。	申請等の諸手続きとともに、初期対応型相談窓口として生活上の多様な相談に対応しながら、地域の支援機関や活動団体等との連携の要となるよう体制を整えます。	地域包括ケアシステム推進室（市民センター・公民館）
29	生活困窮者自立支援の充実	自立相談支援事業を通じ、バックアップふじさわ、バックアップふじさわ社協（CSWの配置）により、生活に困窮している方が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、様々な支援を一体的かつ計画的に行うことにより自立の促進を図ります。	生活に困窮している世帯への支援において、それぞれの抱える課題が多岐にわたり複合的であることに留意し、まずは困っている状況を受けとめ、課題を整理し、課題解決に向けた支援策を提案し、自立に向けた伴走的支援を行っていきます。	地域包括ケアシステム推進室
30	地域での相談・連携の取組（民生委員児童委員、主任児童委員との連携）	福祉総合相談を行う中で、生活上の困りごとはあるが相談窓口につながりにくい方々に対して、地域の関係機関や地域活動団体等と連携して、子どもの生活状況についても把握し、必要な相談支援が届くよう体制の充実強化を図ります。	各地区定例会や、主任児童委員連絡会の席で委員間での情報共有やケースの検討をし、共通理解を深めます。主任児童委員連絡会や研修会等で、関係相談窓口と意見交換をする機会を設け、連携を強化することで具体的な支援につなげます。	福祉健康総務課
31	障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	障がい福祉課

施策方針2 子どもの医療や障がいに関する 相談・支援を充実する

本市では経済的な理由からためらうことなく、子どもが必要なときに必要な医療が受けられるよう、小児医療費助成の対象者を2019年（平成31年）4月から中学生まで拡大しました。今後も、制度の継続性を勘案しながら、より充実を図ります。

実態調査では、困難を抱える保護者は、心身の健康状態に課題のある傾向があり、そのことが、家庭の生活状況や子どもの生活習慣に影響を与えているのではないかと推測される事例が把握されました。また、以前から医療費の助成をしてきた5歳児・小学5年生においても、困難を抱えやすい家庭では虫歯の罹患率が高い傾向にあり、医療機関を受診しなかった理由として多忙を挙げる割合が高くなっています。このため、子どもの健康維持のためには経済的な助成制度だけでなく、保護者に時間的、精神的な余裕が生まれるような支援も必要となっています。

また、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもとその保護者には、より一層配慮した対応が必要なことから、障がいや発達に関する相談窓口について関係機関に周知をするとともに相互の連携を深め、保護者が躊躇することなく相談ができるよう取り組んでいきます。

柱1 子どもの医療への受診支援

① めざす方向性

すべての子どもたちが必要な医療サービスを安心して受けられることができるよう、小児医療費、ひとり親家庭等医療費の助成により、子どもの健康増進と子育て家庭の医療費に係る経済的負担を軽減するとともに、長期にわたる療養が必要な子どもを支援するため、各種医療費助成制度や対策事業の周知及び利用促進を図ります。

また、医療専門スタッフによる電話健康相談サービスであるふじさわ安心ダイヤル24を引き続き実施することで、休日・夜間における不安解消に取り組めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
32	ひとり親家庭への経済的支援（医療費助成）	母子家庭、父子家庭、父母のいない子どもの養育者家庭などひとり親家庭等に、医療費の助成を行います。	ひとり親家庭等に医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、福祉医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きや児童扶養手当申請時に制度周知を行います。	子育て給付課
33	小児医療費助成事業	中学校修了前までの児童の入通院（中学生は所得制限有。保護者の所得が児童手当の所得制限限度額未満）の医療費の助成を行います。	医療費の助成を行うことにより、必要な医療を受けやすくします。また、小児医療証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、住民異動手続きとの連携や、未申告者への申請勧奨のほか、広報等による制度周知を行います。	子育て給付課
再掲 4	健診後の支援のための相談事業	4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳6か月児健診等の、乳幼児健診の機会を捉え、保健師による相談を行っています。未受診者に対しても、相談できるよう働きかけます。	各種乳幼児健診をとおし、子育て期の生活の状況を把握することで、困りごとに関する早期の情報把握に努め、適切な情報提供と早期対応に心がけます。	子ども健康課
34	育成医療給付事業	障がい児等の健全な育成を図るために必要な医療の給付を行います。	必要な医療の給付を行うことにより、障がい児等の健全な育成を支援します。また、育成医療受給者証は申請に基づき交付されるため、申請漏れのないよう、指定医療機関との連携強化を図ります。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
35	小児慢性特定疾病児童に対する支援	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病医療費助成の対象児童に対し、日常生活用具を給付します。また、日常生活用具は申請に基づき給付されるため、申請漏れのないよう、制度周知を行います。	子育て給付課
36	未熟児養育事業	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の支援を行います。また、申請漏れのないよう、指定医療機関及び関係部署との連携を密にし、必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子育て給付課
37	ふじさわ安心ダイヤル 24	24 時間 365 日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	地域保健課
38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	専門医や専門職による相談や、家庭訪問等をおし、医療が必要な方が受診につながるよう支援を行います。 また、自殺未遂者緊急介入支援事業や、自殺未遂者・家族個別支援事業等の事業をおし、相談者の受診、療養支援、家族支援を行います。	保健予防課
39	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳 1～3 級の方、精神障がい者保健福祉手帳 1 級及び 2 級の方、知能指数 50 以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	福祉医療給付課

柱2 障がい児等の相談・支援の充実

① めざす方向性

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもが相談・支援につながらないことにより、子どもの発達への理解、対応が遅れるとともに、養育者のストレスが高まることから、子どもの養育に影響を及ぼす場合があることから、障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもの早期発見と適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化に取り組みます。

また、本市では児童福祉法に基づき、利用者からの相談を受け、18歳未満の障がい児を対象に障がい児支援サービスの支給決定を行い、障がい児通所支援事業所では療育の提供や相談・支援を実施しています。子どもにとって学校・家庭以外の居場所やつながりの場にもなっており、利用者数、事業所数ともに年々増加している状況です。

引き続き、障がいのある子どもや若者が、身近な地域で安心して生活できるよう、障がい児通所支援事業所や関係機関と連携して支援の質の確保に努め、障がい児が適切なサービスを受けられるよう障がい児福祉の向上を図ります。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
40	子ども発達相談の充実	発達に特別な支援が必要な子どもに関する相談を受け、発達の状態に応じた対応の仕方について助言を行い、必要に応じて適切な支援につなげます。 また、保育所や幼稚園等を巡回し、子どもの成長につながる支援方法の助言を行うとともに、発達障がいの理解を促すための啓発事業を実施します。	一人ひとりの特性や能力に応じた助言を行うとともに、家族のニーズも考慮した適切な支援につなぎます。 また、発達に支援の必要な子どもに一貫した支援を行うため、サポートファイルの活用を進め、関係機関が連携した支援に取り組みます。	子ども家庭課
41	障がい児支援サービス	障がいのある子どもやその家族に対し、障がい福祉サービスや障がい児通所支援サービスの支給決定を行い、子どもの自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図ります。	適正な支給決定を行うため、障がい児やその家族のニーズを把握し、適切なサービスを受けられるよう、事業所と連携して障がい児福祉の向上を図ります。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
42	特別支援保育事業	認可保育所、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園等に対し、障がい児や集団生活で特別な支援が必要な子どもに手厚い保育が行われるよう経費の助成等を行います。	集団の中で社会性の向上や情緒の発達を促すとともに、障がい児に対する理解を深め、障がい児の発達支援の推進を図ります。	保育課 子ども家庭課
43	「育てにくさ」を感じている親への支援	保護者が子どもの発育や発達についての問題に気づき、理解を深め、孤立することなく育児ができるよう支援します。	保護者が子どもの発達に関する理解を深め、子どもが適切な発達支援サービス等につながるよう、生活基盤での課題から適切な支援を利用しづらい家庭を含め包括的に支援します。	子ども健康課
再掲 31	障がい者相談支援事業	障がいのある方やその家族に対し、障がい福祉サービスを利用するために必要な情報提供や関係機関との調整等、障がいに関する様々な相談に対応することで、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。	多様な相談ニーズに対応するため、障がいに係る相談支援体制の充実を図り、身近な場所で必要な情報や支援をワンストップで得られる環境の整備を図ります。	障がい福祉課
44	太陽の家 しいの実学園	知的発達の遅れや肢体不自由のある子どもに対して、日常生活や遊び、機能訓練などを実施し、障がい児の発達を促します。	児童発達支援センター利用希望者は増加傾向にあり、引き続き障がい特性に応じた質の高い支援の徹底を図ります。	障がい福祉課
45	補装具の給付	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障がい者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、神奈川県立総合療育相談センターが補装具を必要と認めた方に支給します。	引き続き、対象となる利用者に対して交付決定を行い、日常生活・職業生活・学校生活を少しでも容易に送ることができるよう補装具費を支給し、身体障がい児者及び難病患者の日常生活の向上を図ります。	障がい福祉課

施策方針3 暮らしや子育てを支援する

子どもや子育て家庭が困りごとを抱えている要因となっているのは、経済的困窮だけではなく、保護者のダブルワークなどによる時間的な余裕の不足、親族を含め相談相手となるような人とのつながりが乏しいなどいくつもの要因が複合的に絡み合っており、1つの要因を取り除いたとしても課題の解決には至りません。

そのため、暮らしや子育て等を支えるために、生活保護、生活困窮者自立支援、ひとり親家庭支援などによる経済的支援を行うとともに、生活習慣等を身に付ける生活支援事業や子どもの養育を支える事業などを組み合わせて、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行っていきます。

また、支援の仕組みや申請方法等がわかりにくいとの声もあることから、必要な支援が必要としている子どもに届くよう、よりわかりやすい情報提供をしていきます。

柱1 子どもの適切な養育に関わる支援の充実

① めざす方向性

本市では、子どもやその保護者が、心豊かに安心して地域で生活するための支援として、保護者の仕事や病気に対応するため、夜間や宿泊を伴う子どもの預かりを行うトワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施しています。

また、様々な理由により子どもの適切な養育が困難な状況にある家庭を対象に、子どもの養育に関する専門的指導や助言、育児・家事の援助を行う養育支援訪問事業を行っています。

さらに、児童虐待の防止としては、藤沢市要保護児童対策地域協議会の構成機関等が連携し、支援が必要な家庭に対して継続的な指導・助言を行うとともに、必要なサービスの利用等につなげられるよう支援していきます。

また、経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象に、子どもの生活支援事業により居場所を提供し、基本的な生活習慣の習得や学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行っています。

このような取組を個々の子どもや家庭の状況に合わせて行うことにより、子どもの養育に関わる支援の推進を図ります。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
46	養育支援訪問事業	養育の支援が特に必要である家庭を対象に、保健師・保育士などによる専門的相談支援やヘルパーによる育児・家事援助を行い、子どもの適切な養育の確保を図ります。	養育についての支援が特に必要な家庭に対しては、保健師等による養育に関する専門的な指導・助言や、ヘルパー派遣による育児・家事の援助を導入し、子どもの安定した養育を確保します。	子ども家庭課
47	子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）	子育て中の保護者が、病気や仕事などの理由により一時的に家庭で子どもの養育が困難になった場合に、夜間又は宿泊を伴う子どもの預かりを行う、トワイライトステイ事業やショートステイ事業を実施します。	本事業の支援を必要としている家庭へ情報が行き届くよう、引き続き周知に努めます。	子ども家庭課
48	子どもの生活支援事業	経済的に困難を抱えるなど、養育環境に課題がある家庭の子どもを対象として、夕方から夜までの時間を安心して過ごすことができる場を提供し、基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、食事の提供等の支援を行います。	養育環境に課題があり、支援を必要としている子どもに居場所を提供することで豊かな人間性や社会性を育みます。また、来所する子どもとその家庭状況等を把握し、必要な支援につなげていきます。	子ども家庭課
49	要保護児童対策地域協議会の運営	子どもの家庭における安定した養育を確保するため、要保護児童及びその家庭についての相談を受けるとともに、「藤沢市要保護児童対策地域協議会」の構成機関が各々の専門性を活かして連携し、児童虐待の予防、早期発見及び迅速な対応と家庭への指導・支援を行います。	子どもの虐待の発生予防、早期発見につながるよう、関係機関との連携強化を図るとともに、市民や関係機関に対して啓発活動を行います。	子ども家庭課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
50	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実（子ども支援員による日常生活支援、養育支援）	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活援護課

柱2 暮らしを支える支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、家賃や公共料金の滞納、借金、ひっ迫した家計状況などの経済的な不安定さは、保護者のダブルワークなどの無理な働き方、子どもの生活リズムや健康状態、学校生活や進路などの子どもの課題にもつながっている事例が把握されました。特に、子どもが保護者に代わり、家事やきょうだいなど家族の世話を担うヤングケアラーの子どもなど、家庭の生活状況が子どもの育ちに与える負の影響を軽減するために、必要な支援につなぐことが求められています。

支援の必要な世帯を早期に把握し、世帯の暮らしを支え、生活の安定を図るために、生活困窮を抱える世帯に対する自立に向けた様々な支援を提供しつつ、子どもの健やかな育ちを視野に入れた寄り添った支援に努めます。

また本市では、ひとり親世帯を含め住宅に関する困りごとを抱える子育て世帯を、市営住宅入居者募集時に優遇制度の対象とし、居住の安定の確保に努めてきました。さらに、2017年（平成29年）から、国で新たな住宅セーフティネット制度が開始されたことから、住宅に関する困りごとを抱える子育て世帯等に向けた制度の活用に向けて検討します。



② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
51	生活困窮者自立支援事業 (住宅確保給付金、家計改善支援事業)	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援に向けて、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金事業、家計改善支援事業を行っています。</p> <p>住居確保給付金事業については、離職により住居の喪失の恐れのある方を対象に一定期間住宅費を支給するとともに、ハローワークを利用した常用就職に向けた支援を行います。</p> <p>家計改善支援事業については、債務の支払いや家計の収支バランスが整わないため、困窮状態に陥っている方に対し、家計分析を行うとともに、家計の改善に向けた支援を行います。</p>	<p>離職により生活基盤が崩れ、住居喪失の恐れのある世帯(保護者)に対し、ハローワークと連携し常用就職に向けた支援を行うことで、子どもの生活環境を変えることなく、安心して過ごせる支援を行います。</p> <p>収入はあるが、収支が合わない、債務があるなど家計に関する課題に対し、客観的な視点で相談者自らが気づき、行動できるよう支援を行います。また、子どもの進学など将来のための貯金ができるよう意識づけに向けた支援を行います。</p>	地域包括ケアシステム推進室
52	生活保護制度による支援	生活困窮者に対して、国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給し、最低限度の生活を保障します。	生活困窮者に対して最低限度の生活を保障するため必要な保護を行い、自立のための支援を行います。	生活援護課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
53	ひとり親家庭への子育て・生活支援	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭等日常生活支援事業を行います。	ひとり親家庭の子育てや生活に関する様々な相談からニーズや課題を把握し、バックアップふじさわ等市内各部及び関係機関と連携し、相談者に寄り添った継続的な支援を行います。 ひとり親家庭の親が日常生活の中で子育てをしながら就労や就学等をするにあたり、一時的に家事支援や育児支援が必要となった場合に支援員を派遣し、生活の安定と負担感の軽減を図ります。	子育て給付課
再掲 39	障がい者等医療費助成事業	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、入通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	障がいのある方に対し、入院・通院の医療費の自己負担分（入院時標準負担額を除く）を助成します。	福祉医療給付課
54	障がい者福祉手当の給付	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
再掲 37	ふじさわ安心ダイヤル24	24時間365日、保健師等の専門スタッフが健康相談・医療相談・育児相談・介護相談・メンタルヘルス相談・医療機関情報提供等について電話で対応します。	相談者が抱える問題を専門スタッフが聴き取ることにより、不安を解消できるよう努めます。また、必要な医療機関等の情報提供を行います。	地域保健課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 38	精神保健対策事業（精神保健福祉相談、専門職による随時相談・家庭訪問、自殺未遂者緊急介入支援事業、まごころホットライン、地域生活支援）	地域における精神保健福祉の正しい理解と精神障がい者の自立と社会参加、地域移行の推進等を図るため、地域や関係機関との連携による普及啓発事業及び専門医や専門職による相談事業などの精神保健対策事業を行います。	精神疾患により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な相談支援を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	保健予防課
55	難病対策事業（医療・日常生活等の相談事業、保健師の家庭訪問による相談事業）	長期にわたり療養を必要とする難病患者及びその家族の日常生活や療養上の不安の解消を図るため、訪問相談や難病講演会、難病患者と家族のつどい等を開催し、在宅療養の支援を行います。	難病により、子どもの養育に課題がある保護者に対して、適切な保健指導を行うとともに、子どもの生活の安定につながるよう、関係機関と連携を図ります。	保健予防課
56	助産施設・母子生活支援施設への入所支援	経済的理由により病院等に入院して出産することができない妊産婦が、助産施設に入所して出産できるよう、出産に係る費用の給付を行います。 日常生活において複合的な課題を抱え、継続的な専門的支援が必要と判断した母子家庭について、母子生活支援施設への入所支援を行います。	助産施設入所の申請時に、妊婦が抱える不安や悩みに気づき、ニーズに合った情報提供を行うことで、必要な支援につなぎます。 母子生活支援施設への入所後においても、定期的な面接等により自立に向けた支援を行います。	子育て給付課
57	市営住宅の環境整備	住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	今後も継続して、住宅に困窮するひとり親世帯や子育て期にある多子世帯などに対して、市営住宅入居者募集時に優遇制度を継続し、入居しやすい環境をつくとともに、健康で安全な暮らしやすい生活環境を整備します。	住宅政策課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
58	住宅確保要配慮者への支援	住宅確保要配慮者への支援を図るため居住支援協議会を設置し、住宅確保のための支援及び入居後における居住の継続が可能となるような具体的支援を実施します。	行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅市場において自力で住宅を確保することが難しい低額所得者、高齢者、障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者が、自ら住宅を確保できる体制を構築するとともに、入居後の見守りや、居住継続に関する課題などへの支援体制を構築し、安心して暮らせる環境をめざします。	住宅政策課 地域包括ケアシステム推進室

柱3 子どもに届く経済的支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、経済的な理由で、家族が必要とする食料や衣料が買えない、子どもを習い事等に通わせることができない、子どもの進学希望に格差があるなど、子育て世帯の生活の困窮や家計のひっ迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていることがうかがええました。

子育て家庭の生活の安定を図るため、中学校修了前までの児童を養育している家庭には児童手当を支給し、ひとり親または養育者家庭には児童扶養手当を支給するとともに、県の貸付制度等を案内することで、経済的支援の充実を図ります。

あわせて、子どもに支援を届ける方法としては、現物給付がより直接的であることを踏まえて、様々な情報提供を行い、金銭面以外の支援を組み合わせることで効果を高めていきます。

平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、ひとり親世帯のうち養育費についての取り決めをしている割合は、母子世帯で42.9%、父子世帯で20.8%に留まっています。また、母子世帯の母が「現在も養育費を受けている」と回答した割合は24.3%、父子世帯の父では3.2%となっています。わが国のひとり親世帯の相対的貧困率が先進国の中でも突出して高い背景に、ひとり親世帯が養育費を受け取っていないことが指摘されています。本市では、母子・父子自立支援員による相談等の機会を捉えて、離婚する当事者に対して養育費等の取り決めの重要性について周知をしていきます。



② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
59	児童手当の支給	中学校修了前までの児童を養育している家庭等に、児童手当・特例給付の支給を行います。	児童手当法に基づき、児童を養育している家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、手当を支給します。	子育て給付課
60	ひとり親家庭への経済的支援（児童扶養手当、養育者支援金、神奈川県母子父子寡婦福祉資金貸付金）	ひとり親家庭等または養育者家庭に、児童扶養手当の支給を行います。 父または母に代わり児童を養育している祖父母等に、養育者支援金の支給を行います。 神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進及び子どもの福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。 父または母の代わりに児童を養育している祖父母等に対し、公的年金等を受給していることにより全部または一部が支給対象とならない児童扶養手当相当額を、生活の安定と子どもの福祉の増進を目的に養育者支援金として支給します。 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を図るとともに子どもの福祉の増進を目的として、神奈川県が実施する就学支度資金や修学資金等の貸付業務を行います。	子育て給付課
61	特別児童扶養手当の支給	精神または身体に中程度以上の障がいのある児童を監護している方に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	特別児童扶養手当の申請の際に状況を聞き取り、情報提供等を行うことで必要なサービスに適切につなぎます。	子育て給付課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
62	実費徴収に係る補足給付を行う事業	認可保育施設や幼稚園等を利用する児童の保護者が各園に支払う給食費、教材費、行事への参加費等の実費について、低所得者の負担軽減を図るため、費用の一部を助成します。	国が定める補足給付の基準に基づき、実費負担に対する助成を行うことで、低所得者の経済的な負担軽減を図ります。	保育課
63	障がい児福祉手当の給付	20歳未満の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする、身体障がい者手帳1級の一部及び2級の一部の方、知能指数20以下の方、精神障がい者保健福祉手帳1級またはその他常時介護が必要であると認められる方に支給します。	障がい児に対して手当を支給し、障がい児の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
再掲 54	障がい者福祉手当の給付	身体障がい者手帳1～3級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の方、知能指数50以下の方を対象とし、条例に基づき手当を支給します。	障がいのある方に手当を支給し、障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図ります。	障がい福祉課



施策方針4 教育を受ける権利の保障と学びを支援する

子どもが夢と希望を持って成長し、自ら選んだ将来を手にするためには、教育を受ける権利を保障し、意欲的に学ぶことができる環境を整えることが必要です。

学習の機会や意欲が生まれ育つ環境によって左右されることのないよう、ICT教育環境を活用するなど、すべての児童生徒に対して、わかりやすく、きめ細やかな指導を推進します。

柱1 学校教育における学力保障の取組

① めざす方向性

家庭環境等に左右されることなく、すべての児童生徒の学力が保障されるよう、小・中学校において放課後や夏季休業中に学習支援を行い、だれひとり取り残さないきめ細やかな指導を推進します。

全小学校の第1学年に対して市費講師を配置し、学習の基礎・基本の定着及び学習意欲の向上並びに集団生活への適応を促進し、教育効果の向上を図ります。

また、ICT教育環境を活用したわかりやすい授業を行うことにより、すべての児童生徒の学力保障に努めていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
64	新入生サポート事業	小学1年生に市費講師を配置し、基本教科を中心とした学習指導と、早期に学校生活に適應させるための生活指導を、担任とのチームティーチングによりきめ細やかに行う。	担任とのチームティーチングに必要とされる市費講師を適切に配置することで、小学1年生への適切な学習指導と生活指導につなげていきます。	学務保健課
65	小学校学習支援事業	児童の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、小学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立小学校全35校において実施します。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
66	中学校 学習支援事業	生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、中学校が放課後及び夏季休業中に実施する補習指導に学習指導員を派遣し、学校教育を支援します。	学習習慣を身に付けるとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、市立中学校全19校において実施します。	教育指導課
67	ICTを活用した学習環境の整備	教師が授業で活用するとともに、児童生徒が学習で活用できるパソコンを整備します。また、校内無線LAN、教室用プロジェクター等を整備することで、普通教室でICT機器を活用できる環境を整備します。	ICTを活用した学習を推進することで、児童生徒にとってよりわかりやすい授業が実現します。ドリルソフト等の活用で、個々の状況に応じた学習に取り組むことができます。	教育総務課

柱2 多様なニーズに応じた支援教育の推進

① めざす方向性

様々な困りごとを抱える児童生徒に対して、一人ひとりが自ら学んでいこうとする意欲と、社会の変化に主体的に対応できる能力を育てるため、個々のライフステージを見通したきめ細やかな教育計画のもと、関係機関との連携を深めながら、支援・指導を行うことが重要です。

本市では「ともに学び ともに育つ」学校教育をめざし、障がいの有無に関わらず、困りごとを抱えた児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援・指導を推進します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
68	学校生活を支えるための校内支援体制の推進	児童生徒に対する支援を、学校全体の課題と捉えて組織的な支援を行うため、児童支援担当教諭、生徒指導担当教諭、養護教諭、生徒支援担当教諭、スクールカウンセラー、管理職による校内児童生徒指導会議・児童生徒支援会議を充実します。	児童生徒指導上の諸課題に対し、必要に応じて関係機関との連携のもと、未然防止・早期発見・早期対応に努めます。	教育指導課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
69	特別支援教育の推進	<p>特別支援教育に携わる人材の育成を図るため、それぞれの支援の場の特徴や課題に応じて、研修の内容の充実に努めます。</p> <p>児童生徒の教育的ニーズに応じた適切な支援を図ります。</p>	<p>特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室を初めて担当する教員を対象に、基礎的、基本的な知識や技能を習得し、指導力の向上を図るため、研修を行います。</p> <p>特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、介助員、学校看護介助員を派遣します。</p> <p>特別支援学級の市立小・中学校全校設置をめざし、順次取り組みます。</p>	教育指導課
70	日本語を母語としない児童生徒の支援事業	<p>日本語指導の必要な外国につながる児童生徒に対して、学校からの要請に応じて、日本語指導員を派遣し、日本語学習及び学校生活への適応を支援します。</p>	<p>日本語指導員を派遣し、児童生徒の日本語の習熟度に応じた日本語指導及び学校生活への適応を支援します。</p> <p>国際教室の指導方法を各学校へ広めるなど、日本語指導を必要とする児童生徒が早期に日本語を習得できるような初期指導のあり方や、仕組づくりに努めます。</p>	教育指導課
71	不登校児童生徒対策の推進	<p>不登校児童生徒及びその保護者に対して、学校との連携を図り、未然防止、早期発見、早期対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図る等、各種取組を行い登校に向けての支援を行います。</p>	<p>不登校児童生徒を持つ保護者を対象に、おしゃべりひろばを実施し、情報提供や情報交換、個別相談等を行います。</p> <p>フリースクールと学校の連絡会を実施します。</p>	教育指導課

柱3 教育機会均等のための環境整備

① めざす方向性

児童生徒が家庭の経済状況等に左右されることなく、自らの可能性を高め、それぞれの夢に向かって挑戦できるように、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができる教育環境の整備を図ることを目的として、2017年（平成29年）に創設した藤沢市教育応援基金を、子どもたちの教育環境を充実させる様々な事業の原資として活用します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
72	藤沢市教育応援基金の活用	教育応援基金は、次の世代を担う子どもたちがその能力や可能性を伸ばすことができるよう、教育環境の整備を図るために設けている基金で、給付型奨学金事業をはじめ、教育環境の充実を図る様々な事業に活用していきます。	給付型奨学金事業だけでなく、教育の機会均等の環境整備のための事業への活用を検討します。	教育総務課
73	要保護準要保護児童生徒援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、入学準備金、学用品費、修学旅行費、社会見学費、医療費、学校給食費、めがね購入費、卒業アルバム費などを援助します。	子どもの貧困対策としての制度づくりを念頭に、支給費目等について見直しを検討していきます。	学務保健課

施策方針5 修学、就労、自立に向けた支援をする

将来の貧困を予防する観点から、子ども・若者の高等学校等への進学支援や、修学継続の取組は重要です。

国では、すべての意志ある生徒が高等学校等の教育を受けられるよう、授業料を対象とした高等学校等就学支援金制度や、低所得世帯を対象とした授業料以外の教育費負担を軽減する高校生等奨学給付金制度を実施しています。また、大学、短期大学、専門学校等の高等教育段階において、意欲と能力のある学生等が経済状況に関わらず修学の機会を得られるよう無利子奨学金制度や所得連動返還型奨学金制度を推進してきました。2020年度（令和2年度）からは、住民税非課税世帯等が経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないよう、修学支援新制度の実施により大学等の修学に係る経済的負担の軽減を図ることとなりました。

本市では、学ぶ意欲と能力のある子どもたちが、経済的理由により、高等教育への進学を諦めることのないよう、国に先駆けて、本市独自の給付型奨学金制度を創設しました。

また、生活困窮や困難を抱える若者・保護者の自立を促すため、生活困窮者やひとり親家庭等への就労自立支援、ユースワークふじさわや本庁舎内に設置されているジョブスポットふじさわなど関係機関との連携をさらに深め、支援を充実します。

児童養護施設で育ち、就職のために退所した若者については、職をなくすと住まいも失ってしまうことがあることから、退所者の支援をしている団体との連携について、方法も含めて検討していきます。

柱1 子ども・若者に対する修学・就労・自立支援の充実

① めざす方向性

本市独自の給付型奨学金制度については、国の修学支援新制度を補完する形で充実させ、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもたちが、それぞれの夢に向かっていくことができるよう支援していきます。

また、ニート、引きこもり、不登校等の問題を抱える子ども・若者に対する取組としては、従来の個別分野での縦割りの対応では限界があることから、本市では2013年（平成25年）に「ふじさわ子ども・若者計画2014」を策定し、分野横断的な支援に取り組んできました。

本市の、ニート、引きこもり等の困難を抱える若者の自立・就労支援に対する取組として、若者しごと応援塾（ユースワークふじさわ）と子ども・若者育成支援事業（ユースサポート）を実施しています。また、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活

支援事業を実施し、子どもの進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行っています。

困難を抱える若者の社会・経済的な背景やその状況に至るまでの経緯は多様かつ複雑であるため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな個別支援と就労に向けた各種プログラムの充実を図り、市や民間問わず、様々な関係機関と密接な連携をとり、支援や相談につなげていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
74	子ども・若者自立支援事業	子ども・若者が将来困難な状況にならないように、多様な人との交流によって、地域とのつながりや社会性を育むことができる居場所づくりを推進します。また、本市の困難を有する若者の支援機関であるユースサポート・ユースワークふじさわと連携し、困難を有する若者をボランティアとして受け入れることにより、社会的自立を支援します。	青少年施設において、ボランティアの受け入れを実施することにより、困難を有する若者たちがボランティア活動を通じて人との関わりを持ち、社会的自立や自身の気づきへの一助となるよう、支援を行います。	青少年課
75	ユースサポート・ユースワークふじさわ	ニート、引きこもり等の自立・就労に困難を有する若者に対し、専門スタッフによるきめ細やかな面談・相談、サークル活動、就労準備セミナー、ボランティア体験、就労体験等の各種プログラムを通じて、自立・就労に至るまで個別伴走型の支援を継続的に実施します。また、その保護者を対象に相談、交流会、セミナー等を実施します。	保護者セミナーや市民センターでの出張相談等を実施し、不安を抱える若者や保護者が相談できる場を充実させるとともに、自立や就労に向けたプログラムを充実させていきます。また、市の関係部課や民間の様々な教育機関・関係機関等と密に連携をとり、一人ひとりに必要な支援を行います。	産業労働課 青少年課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
76	子どものいる生活保護世帯等に対する支援の充実 (子ども支援員による教育支援)	子ども支援員を配置し、様々な困難を有する子ども・若者と、その保護者に対して、子どもの健全育成の視点に立ち、きめ細やかな寄り添い型の支援を実施することで、生活保護世帯等の社会的自立及び子どもの貧困の連鎖の防止を図ります。	対象世帯の子どもの養育環境の確保のための支援、並びに子どもに対する自立に向けた支援を行います。	生活援護課
77	高等学校就学及び就学継続のための相談と支援 (子ども支援員)	子ども支援員とケースワーカーが協力し、中学生の時期から、高校進学への動機づけ、高校等に関する的確な情報提供など、生活保護世帯等の子どもや保護者が高校進学等に意欲を持てるよう、学校等関係機関と連携し支援を行います。高校入学後は、子ども自身が主体的に高校生活の意義を考え、中途退学することなく卒業まで充実した時間を過ごせるよう支援を行います。	子どもの通学状況、学習状況に応じて関係機関と連携し、子どもを主体とした支援を行います。	生活援護課
78	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援や学習の場所・機会の提供を通じて、高等学校への進学及び卒業に向けた支援をすることで、子どもの社会的自立の促進と、貧困の連鎖の防止を図ります。また、子どもへの支援を通じて明らかになる保護者や世帯の抱える課題に対する支援を行います。	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援を行います。学習の場の提供を行うとともに、高校進学へ向けての支援、学びなおしの支援を行います。個別の学習能力に合わせた丁寧な支援を提供、また、必要に応じ、学校関係者とのケースカンファレンスへの出席、さらに高校進学のための説明会等への同行支援も積極的に行います。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
79	奨学金給付事業	大学等への進学を希望している高校生等を対象に、返済の必要がない奨学金の給付を行います。	2020年度（令和2年度）から始まる国の高等教育の就学支援新制度を補完する形で、事業の見直し・拡充を図ります。	教育総務課
80	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化	児童養護施設を退所した子どもに対する社会的自立に向けた支援に関する連携の強化を図ります。	児童養護施設退所者は、人生初めてのひとり暮らしと就職という大きな2つの試練に直面します。例えば、職場になじめず、仕事と住み込み先や寮などの居住場所を同時に失い生活困窮に陥るなどの様々な課題が存在します。児童養護施設を退所した後も、社会的自立に向けた支援が途切れないよう関係機関との連携を検討します。	子育て企画課

柱2 保護者に対する就労・自立支援の充実

① めざす方向性

実態調査では、働いている母子家庭の母親の半数以上がパート・アルバイト等の不安定な就労状況にありました。そのため職業生活の安定と向上に向けた支援が重要であることがわかりました。生活困窮世帯では、子どもの健康面や進学、就業の機会において様々な不利な状況があり、社会に出た後もその状況から脱却できず、生活困窮に陥る貧困の連鎖が課題となっています。

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮世帯の保護者の安定した就労が必要であり、稼働能力や適性職種等に応じた支援を行います。また就労に結び付いた後も、定着に向けた支援を継続するなど、保護者の就労により生活困窮から脱却し、子どもが適切な環境の中で成長できるようハローワークをはじめとする関係機関と連携し、保護者に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていきます。

また、就労意欲や基本的な生活習慣に課題を抱えるなど、保護者の就労が困難な場合には、暮らしの見通しを立てる中で、社会的自立に向けた支援を行います。さらに、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合

格支援事業など、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格等の取得支援を継続して実施します。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
81	ひとり親家庭への就労支援	母子・父子自立支援員による相談支援を行います。 ひとり親家庭の親が就業や転職に有利となる技術や資格を取得する場合、母子家庭等自立支援給付金の支給等を行います。	就労に関する相談から家庭状況や課題を的確に把握し、ジョブスポットふじさわ等の関係機関と連携し、より安定した生活基盤を築くための就労の確保に向けて継続的な支援を行います。 厚生労働省の指定する教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。 生活の安定に資する資格（看護師・保育士・介護福祉士など）を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了した際には修了支援金を支給します。 最終学歴が中学校である親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、修了時と認定試験合格時に受講費用（上限あり）として、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を支給します。	子育て給付課
82	生活保護世帯への就労支援	就労支援相談員とケースワーカーが協力し、就労可能な生活保護利用者に対して、求人情報の提供や求職活動を行う際の支援を行います。	就労による自立のために支援を行います。また就労が困難な場合には就労準備のための支援を行います。	生活援護課

施策方針6 地域全体で共に支える基盤をつくる

地域では、人口構造の変化やライフスタイルの変容などによる個人主義が広がり、人と人、家と家の壁が高くなり、簡単に孤立してしまう状況にあるとともに、様々な課題を抱えて生きづらさや暮らしにくさを感じている方がいます。実態調査においても、困難を抱えやすい家庭ほど、身近に相談できる人がいないとの回答率が相対的に高く、孤立傾向がみられました。

地域のコミュニティ機能が弱体化し、暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、様々な困難に直面した場合でも、誰もが居場所と役割を持ち、お互いが個性や背景に配慮し、存在を認め合い、支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

これまでの公的支援は、対象者別かつ機能別に行われてきましたが、現代社会においては、様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野にとらわれず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものです。

子どもの育ちの視点から、地域共生社会の取組を進めるにあたっては、常に、子どもを中心に進めることが大切です。世帯に対して支援を行う中で、子どもの視点が置き去りにされるようなことがないよう、公的支援はもとより、地域での支え合いにおいても、子どもの育ちを取組の真ん中に位置づけることが重要です。

地域の中で行われている様々な活動が、大人の視点からではなく、常に子どもと目線を合わせられるような活動となるように、情報交換の機会や、NPO・民間企業など地域の多様な活動主体と行政が連携していきます。その連携の形を柔軟に変えながら地域全体をプラットフォームとして、困難を抱えてしまった子どもや子育て家庭を課題の対象として特別視するのではなく、課題にしない地域づくりに取り組んでいきます。

柱1 子どもが主役の地域共生社会に向けた啓発・機運醸成

① めざす方向性

地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者をあたたかく見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民等がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。

地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを積極的に行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や担い手の育成を推進し、安心して過ごせる居場所事業などの推進や現状把握と解決に向けた取組を進めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
83	支援できる地域づくりの機運醸成	地域全体で様々な困難を抱える子ども・若者を見守り、支援できる地域づくりの機運醸成に向けて、地域住民がそれぞれの立場から主体的に参加できるような啓発活動（シンポジウム・ワークショップ・活動紹介など）を行います。	地域住民（団体）・民間企業・行政など多様な主体が、連携・協働できる関係づくりを行い、子ども・若者、子育て家庭が抱える多様化・複雑化した課題の解決を支える取組につなげます。	子育て企画課

コラム 市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」



市民ワークショップの様子

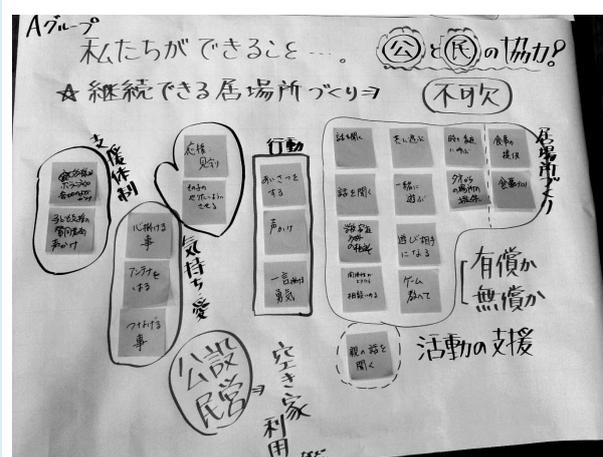
2019年（令和元年）8月に、本計画の策定に向けて、多様な主体が、連携・協働できる地域づくりに向けた機運醸成の取組の1つとして、市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」を、湘南台地区、湘南大庭地区、藤沢地区の市内3か所で開催しました。

ワークショップには、子育て世代の方、子ども支援の団体やNPO、地域団体、教育関係者、福祉関係者など、延べ146人が参加しました。

市民ワークショップでは、第1部で市が実施した「子どもと子育て家庭の生活実態調査」の概要と、調査結果から把握した課題を共有しました。第2部では、テーブルの進行役と参加者6人程度の小グループに分かれて、グループ内で意見交換を行いました。意見交換のテーマは、身近にいる気になる「あの子」について、どのような困りごとを抱えているのかを共有し、わたしたちが「あの子」にできることや「あの子」とできることについて対話をしました。最後に、グループでの意見交換の結果を、模造紙にまとめ、わたしたちが今できることについて、各グループから発表していただきました。

グループ発表では、「挨拶をする」「声をかける」など、まずは地域の中で声を掛けて顔見知りになる取組や、「一緒に食事を食べる」「一緒に遊ぶ」など、子どもが楽しめること、興味のあることを中心に関係性を築く取組、「居場所をつくる」「安心して相談できる場づくり」など、子どもを中心として地域に集まることのできる場をつくる取組などが、わたしたちにできることとして発表されました。

（グループ発表での提案の一部を次頁で紹介しています。）



グループ発表の提案を書いた模造紙



本計画では、「地域全体で共に支える基盤をつくる」を施策方針の1つに掲げています。ワークショップでいただいたご意見、ご提案は、計画の策定にあたり、施策方針6「地域全体で共に支える基盤づくり」に向けた施策の考え方に反映させていただきます。

また、本市の包括連携事業者である株式会社グッドイーティング様から、軽食と飲み物のご提供をいただき、あたたかく、活気ある雰囲気の中で開催することができました。

「あの子」のために、わたしたちが今できること（意見発表の一部を紹介）

最近、あいさつをすることが減ってきたという話がでました。「勇気を持っておはよう おかえり作戦」を実現できたらと思います。

食事を一緒につくる、遊ぶ、そういったところから。信頼関係を築くために、イベントをとおして子どもたちの話し相手になれたらと思います。

「ゆるいつながり」をキーワードに、子どもを中心に人が集まる、そっと一緒にいる、そんな場が重要なんじゃないかという話がでました。

支援があることを知らない情報の貧困がある。情報を持っている人が持っていない人に伝えられるよう、どこに行けばよいかなど皆が同じ情報を持っていることや、地域と行政の連携が大事なんじゃないかと思います。

子どもたちも、一人ひとり個性があってひとりの人間。ひとりの人間として相手をする事、もしかしたらこういう状況にいるかもしれない、そういうことを想像しながら子どもに関わっていくことが大事なのかな、と思いました。

不登校というのが1つのテーマとなっていて、小学校区につき1つ居場所をつくろう、という話がでました。子どもたちはそういうことを知らないで、どんどん知ってもらうことも大事だと思います。

安心でき、行きやすい居場所がほしい。一方で、誰でもその場に行けるわけではないのでアウトリーチも考えていかないといけないのでは。「夕方からの居場所」「ぐるぐる訪問」という意見がでました。

「ホップ」で、挨拶をする、そっで見守る。そんな風にして、あなたがいるのを知っているよ、と伝えたいと思います。「ステップ」で、親御さんと信頼関係ができれば、相談できるよ、お話聞くよと、そんなことができれば。「ジャンプ」で実現したいのは、不登校、貧困、発達の問題なども相談できる居場所です。段階を踏んでホップ・ステップ・ジャンプできたらいいな、と思います。

柱2 地域活動の担い手の育成・活動団体への支援

① めざす方向性

住民同士のつながりや支え合いを大切にしながら、誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを推進することは大変重要です。地域の顔見知りが増え、仲間をつくる活動を積み重ねることで、困りごとを抱えた方の些細な変化に気づくことにつながります。そのため、行政や市民活動支援施設などがコーディネートを行い、新たな参画を促す取組や交流機会の提供を進めます。

本市では、地域で育まれてきた住民主体の居場所や、多世代が集う場を支援するために、地域の縁側事業における運営費の一部補助等を行い、その活動を側面から支えています。2019年（令和元年）12月1日現在で、市内36団体が地域の縁側事業を展開し、地域の相談窓口としての機能も備えた場として、行政を含めた関係機関につなぐ相談支援ネットワークの中に位置づけています。

また、複雑化・多様化する暮らしの課題に柔軟に対応し、暮らしやすさを高めていくため、「藤沢市市民活動推進計画」の基本指針に基づき、地域活動への参画促進と活動を支援する体制の充実強化を進めます。さらに、地域社会の活力を高める多彩な取組が生まれ、活動団体相互の協力・連携や、学校、企業、NPO、市などが交流できるよう多様な活動団体の創出に取り組みます。

地域活動団体から要望の多い活動場所に関する支援については、地域の縁側の拡充と地域市民の家の利活用を進め、資金的な課題については、NPO運営相談サポートテラスやミライカナエル活動サポート事業などの周知を進め、共に支える地域基盤の創出に取り組みます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
84	公益的 市民活動 助成事業	市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体の組織基盤を強化するための取組対象として、公開プレゼンテーション等を実施する中で審査し、選定した団体に対して助成します。	協働事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	市民自治推進課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
85	市民協働推進事業	マルチパートナーシップの考えに基づいて、市民活動団体等と行政との協働による施策及び事業を進めるための啓発活動及び事業提案制度など体制整備を行い、市民ニーズへきめ細かく対応し、地域の課題を効果的に解決することをめざします。	助成事業との一本化に向けた見直しに基づき、団体活動の継続性や発展性を重視する中で、市民活動の立ち上げから団体の成長支援や多様な主体の協働まで段階に応じたサポートやコーディネートなどを検討し、市民活動団体の支援の充実をめざします。	市民自治推進課
86	地域まちづくり事業の推進	地域の意見を集約しながら把握した地域課題の解決に向けて、地域の特性を生かした事業を企画及び実施します。	地域の人材発掘としては、六会人材センター推進事業、片瀬地区人材・情報バンクセンター事業、小・中学生地域活動参加促進事業（明治地区）、地域人材発掘・育成事業（長後地区）、地域サポーター育成事業（湘南台地区）があるほか、情報発信やイベントを通じて活動団体を支援しています。こうした各地区の事業は、市が実施、支援等を行うものであり、地区集会等での意見を踏まえ、毎年見直しを行いながら進めます。	市民センター・公民館
87	市民との協働による子育て支援ネットワークづくり	子育て家庭などに対する情報提供や子育て支援グループの交流を目的に市民との協働による地域版「子育て応援メッセ」の実施を支援します。	それぞれの地域で子ども・若者が安心して過ごせる体制づくりのため、身近な地域の情報発信や交流を促す活動を支援します。	子育て企画課
88	子育てボランティアの養成	子育て支援に関する研修や情報交換会を行い、地域の子育てを支える人材の育成を行います。	受講しやすく内容の充実した研修を行い、子育てボランティアを育成します。	子育て企画課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
89	地域の自主的活動へのサポート・ネットワークづくり	市社会福祉協議会との協働により、地域の支え合いや助け合いにつながる活動の支援や、担い手の育成を推進するための仕組の構築及び強化を行います。また、公共施設等を活用した地域活動の拠点づくりや交流の場を提供する基盤づくりを進めます。	地域づくりの中で、地域で生活する方の困りごとを把握し必要な支援機関につなげていきます。また、その中で支え手と受け手の枠を越え地域の中で住民同士が支え合い、循環するような地域支援を行います。	地域包括ケアシステム推進室
90	農福連携による「食材の提供」	農家の方々からのご厚意による食材を、子どもへの「食」に関する支援を行う団体に提供できるよう、市、市社会福祉協議会、JA さがみの協働した取組を行います。	子どもの居場所に関する事業や子ども食堂に対し、JA さがみ、市社会福祉協議会との協働により子どもへの食材提供を行うことで、子どもたちに「食」を通じた様々な体験の場を提供します。	地域包括ケアシステム推進室 農業水産課
91	地域の縁側等地域づくり活動の推進	市社会福祉協議会との協働により、支え合いの地域づくりをさらに推進するために、地域の縁側事業や安全・安心ステーション事業、地区ボランティアセンター事業を実施する住民主体の活動団体等に対し、運営面としての補助金交付や相談支援などを行います。	地域の中に身近にあり、誰もが立ち寄れる場所、顔と顔の見える関係の中から、些細な困りごとなど発信することが難しい子どもや世帯に対し、必要な相談支援機関につなげる役割を担います。	地域包括ケアシステム推進室

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
92	空き家利活用の推進	「藤沢市空き家対策基本方針」に基づき、空き家の適正管理の促進、特定空き家の認定と措置及び空き家の利活用の推進などの空き家対策を行います。	空き家の利活用に向けては、空き家の改修工事費等に対する補助や、空き家所有者と地域貢献事業等を目的とした利活用希望者をつなぐマッチング制度の推進を図ります。	住宅政策課

柱3 多様な体験の充実

① めざす方向性

多様な体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があると考えられています。そのような体験活動の機会は、子どもの身近な場所で日常的に提供されていることが望ましいと考えられ、学校はもちろん、地域やその他活動する様々な場所で得られることが大切です。

地域においてその機会を提供する公民館においては、料理教室やスポーツ、工作講座、映画会等を開催する子ども教室や、卓球やバドミントン等の開放事業をとおして、様々な分野の知識や技術に触れる機会をつくり、学ぶ意欲を高めていくきっかけづくりを継続していきます。また、学校や学年を越えてふれあう機会を提供して、子どもの居場所づくりや仲間づくりの支援も引き続き行っていきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
93	公民館での子ども開放事業の実施	子どもたちが様々な遊びなどの体験や異年齢での交流ができる機会を提供するため、公民館において子どもたちが自由に利用できる開放事業を実施します。	学習室の開放事業を実施して学習の場を提供するとともに、体育室の開放事業としては、子どもが参加しやすい卓球やバドミントン等を実施します。	生涯学習総務課

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
94	アウトリーチ事業（学校訪問事業）	合唱指導、卒業制作指導、オペラ体験、各種楽器の体験など、学校の希望に合わせた指導者を派遣します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	プロの音楽家や声楽家による芸術鑑賞の機会の提供や、歌唱・演奏等の指導をとおして、児童生徒に文化芸術に触れる機会を提供することで、豊かな感受性を育むことをめざします。	文化芸術課
95	音楽・演劇鑑賞事業	子ども向けのわかりやすく楽しい楽曲で構成したファミリーコンサートや、誰もが知っている演目を気軽に観劇することができるミュージカルを開催します。（本事業は、出資団体である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	身近な場所で親子一緒に楽しむことができる鑑賞の機会を絶やさず提供していきます。	文化芸術課
96	学校体育施設開放の充実	子どもに親しみのある小・中学校の体育施設を開放することで、スポーツ活動の充実を図り、心身の健全育成を図ります。	校庭、体育館、プールなどの学校体育施設を有効活用し、子どもが気軽にスポーツができる環境整備を図ります。	スポーツ推進課
97	ブックスタート事業	1歳6か月児健診を受診する子どもとその保護者を対象に、健診終了後、ボランティアや図書館職員が絵本を読んだり、メッセージを伝えたりしながら絵本を手渡し、絵本を介した心ふれあう時間を持つきっかけをつくります。	子育て支援の施策の1つとして、絵本を介して子どもとその保護者がかけがえないひとときを過ごすことを応援するとともに、「藤沢市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの豊かな心と健やかな成長を育むため、1歳6か月のすべての子どもとその保護者に対してブックスタート事業を実施します。また、会場において子育てに関わるリーフレット類を配布します。	総合市民図書館（子育て企画課・子ども健康課）

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
98	地域でのおはなし会の開催	おはなし会ボランティアと連携して、おはなし会を行い子どもが本に親しむ機会をつくります。	子どもと子どもに関わる大人に向けて、誰でも参加できるおはなし会などを開催し、文字や文化に触れ、読書に親しむことのできる機会や環境の整備に努めます。	総合市民図書館
99	技能振興関係事業	ものづくりなどの技能職に関心を持ってもらえるように、若年者を対象とした技能職職場体験を実施します。また、技能者の後継者育成及び技能者の仕事を身近に感じてもらうため、技能者が小・中学校等を訪問し、技能の講演・実演・体験教室を実施します。	市内の技能者による職場体験や講演・実演を通じ、日々の生活に不可欠なものづくりなどを行う技能職に対する理解を深めます。	産業労働課

柱4 すべての子ども・若者を包摂する居場所・つながりの確保

① めざす方向性

保護者の就労状況による経済的格差の拡大や、家族形態の多様化に伴い、子ども・若者の成育環境も多様化しています。実態調査では、ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後をひとりで過ごしていることがわかりました。このことから、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後にひとりで過ごす低学年の子どもが少なからず存在することが懸念されます。

また、不登校など学校に通っていない子どもやニートや引きこもりの若者などが、社会的孤立に陥ることのないよう、誰でも受け入れ、信頼できる大人との出会いの場となるような地域の居場所が求められています。

このような背景から、地域子どもの家・児童館、青少年施設等の既存の居場所事業のみならず、保護者が中心となり地域の子どもたちを支える活動を担う子ども会をはじめ、地域社会や関係機関・団体が連携し、すべての子ども・若者の健全育成を支援する取組の充実が求められています。必要な支援の提供と、安心できる居場所づくりの推進に向け、多様な主体との連携に取り組んでいきます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
再掲 25	放課後子ども教室推進事業	放課後などに小学校の余裕教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な居場所（遊び場）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。	全児童対策の事業という面と並行しつつ、学習支援プログラムの導入も検討し、実施校の拡充を図ります。	青少年課
再掲 26	地域子どもの家・児童館等青少年施設の充実	青少年施設（地域子どもの家・児童館・青少年会館・少年の森・SL 広場）の整備を進めるとともに、適切な管理運営を図り、地域における子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。また、各施設を拠点とした青少年の自立と社会参加を推進する事業を実施します。（本事業は、出資法人である（公財）藤沢市みらい創造財団が実施しています。）	指定管理者による施設の管理運営や様々な事業を実施することで、青少年の居場所の充実を図ります。また、各施設の特性や地域性を活かした事業を展開することにより、地域で活動する人材の発掘や団体の交流を図ります。さらに、地域子どもの家・児童館等については、開園時間の延長や飲食等の新たな取組について検討を行います。	青少年課

柱5 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

① めざす方向性

急激な少子高齢化やグローバル化の進展に伴う激しい社会環境の変化の中で、地域においては、地域社会の支え合いの希薄化、家庭の孤立化などの課題が顕在化し、学校においてはいじめや不登校、貧困などをはじめ子どもを取り巻く問題が複雑化、困難化しており、地域総ぐるみで対応することが肝要であり、地域と学校がパートナーとして連携・協働する組織的、継続的な仕組みが必要です。

こうした社会的背景を踏まえ、2015年（平成27年）12月に中央教育審議会は地域における学校との協働体制のあり方について、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動を推進するよう提言されました。



子どもたちが信頼できる大人と関わりを持ち、愛情を注がれることにより、自己肯定感や他人を思いやる心など、豊かな心が育まれることが期待できるため、人とのつながりを大切にしながら、学校・家庭・地域の連携・協働を進めます。

② 主な施策の展開

番号	事業名	事業内容	取組の方向	担当課
100	学校・家庭・地域連携協力体制推進事業	「学校・家庭・地域連携推進会議会長会」に業務委託を行い、中学校区を基本に市内に設置された15の地域協力者会議において、各地区の実情に応じた子どもたちの健やかな成長を支援する事業を実施します。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入に向け、検討を進め、地域学校協働活動が推進されるように、関係各課等が連携を図ります。	<p>会長会を年4回開催し、各地域が抱える課題や特徴的な取組について情報交換を行い、効果的な三者連携の推進を図ります。</p> <p>学校運営協議会制度の導入に向けた庁内における組織体制づくり、準備委員会の立ち上げ等、具体的な推進体制を整備し、モデル校を選定して検証を行います。</p> <p>関係各課等が連携しながら、地域における学校支援の取組等を基盤に、地域学校協働活動が推進されるよう検討を進めます。</p>	教育総務課 市民自治推進課 生涯学習総務課





第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の対象となる子ども・若者、子育て家庭に向けた支援は多岐にわたり、かつ、複合的な支援を必要とすることが多く、それぞれに適切な支援をするために各関係機関で連携・協働することがより一層求められています。

施策の推進にあたっては、関係各課や関係団体の役割、専門領域、制約などに関する相互理解を深め、必要な支援を必要な子ども・若者に届けるため、効果的に機能する連携・協働体制の強化を図っていきます。

また、本計画は子ども・子育て支援や青少年等に関連する団体の代表者や有識者で構成された「藤沢市子ども・子育て会議」により、計画のPDCAサイクルに基づく検討を毎年度実施します。

市民一人ひとりに本計画について広く周知するとともに、地域や民間企業など多様な主体を広く巻き込みながら、連携して、協働することで、「だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会」を実現します。

2. 計画の実施状況の点検・評価

本市では、本計画の策定にあたり、本市の子ども・若者、子育て家庭の実態把握のためのアンケート調査や、子ども・若者、子育て家庭と日常的に接点を持つ関係者へのヒアリング調査を実施して、事業や取組の実施状況の把握と検証を行いました。

本計画の策定後は、関係各課や関係団体において、点検や自己評価等を行った後、「藤沢市子ども・子育て会議」において、本計画に基づく施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価します。

また、次期の計画を策定する際には、本計画と同様に実態調査を実施し、本市の子ども・若者、子育て家庭を取り巻く状況や社会情勢の変化、施策の実施状況を踏まえて、適宜必要に応じて、対策等の見直しや改善に努めます。

3. 計画の指標

本計画の施策方針を総合的に推進するにあたり、計画の総合的な指標として「子どもの居場所」と「子どもの自己肯定感」を設定し、その改善に向けて取り組むこととします。

「子どもの居場所」は、子どもにとって、家庭でも学校でもない第3の安心できる場として位置づけられます。居場所は、子どもの身近な場所で信頼できる大人と出会うことをとおして、社会的孤立の防止や、将来のロールモデルを得ること、困りごとを抱えた子どもの気づきにつながるなど、様々な可能性を持つ重要な場です。また、「あたたかい地域共生社会」が具体的に育まれる場でもあります。居場所事業における行政の役割を検討し、すべての子どもが通える範囲に、自分らしくいられる居場所が市域に広がるよう、居場所事業の箇所数を指標とします。居場所の指標は、計画初年度に地域の多様な主体による居場所も含め把握し、毎年度、継続して把握することとします。

「子どもの自己肯定感」については、子どもの自己肯定感が高まることで、困難に直面しても粘り強く対処できるようになると指摘されており、計画の推進状況を総合的に把握する成果指標とします。それにより、本計画の施策方針に位置づけられるすべての事業を推進することにより向上させることをめざします。子どもの自己肯定感は、計画策定時に合わせて実施する実態調査により把握することで、施策の効果を測定するものとします。

	指標名	方向性	指標の概要	直近値
1	子どもの居場所		市が把握した多様な主体による居場所事業の箇所数	— (計画初年度に把握)
2	子どもの自己肯定感		「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した小学5年生の割合	61.7% (2018年度)
			「自分は価値のある人間だと思う」に「とても思う」「思う」と回答した中学2年生の割合	53.7% (2018年度)

資料編



1. 藤沢市子ども・子育て会議、部会委員名簿

(1) 藤沢市子ども・子育て会議委員

① 2019年（令和元年）7月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	特定非営利活動法人はばたき 子育てアドバイザー（保育士）	あずま きよこ 東 喜代子
	子育て支援グループゆめこびと 事務局	ありた るみこ 有田 留美子
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	かじがや みつとし 梶ヶ谷 充敏
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい あらた 栴居 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 わかふじ幼稚園園長	はたの えつこ 秦野 悦子
	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお やすこ 神尾 康子
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会委員長	こばやし みゆき 小林 美幸
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら ひろゆき ○竹村 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合副議長	さとう だいすけ 佐藤 大輔
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう たえこ 齊藤 多江子
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ まゆみ ◎増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ ひろみ 大澤 弘美
	藤沢助産師会会長	なかた たみこ 中田 民子
市民公募委員	市民公募委員	いしかわ みほこ 石川 美保子
		こばやし のぶあき 小林 伸明
		とまる さとみ 都丸 里己
		はらた たける 原田 建
		わたなべ ともこ 渡辺 智子

委員区分	選出団体・役職等	氏名
市職員	子ども青少年部長	むらい 村井 みどり
	子育て企画課長	かわぐち こうへい 川口 浩平
	子ども家庭課長	たぶち ゆうこ 田淵 裕子
	保育課長	なかがわ あをい 中川 あをい
	子育て給付課長	いわた まもる 岩田 守
	青少年課長	かとう じゅんいち 加藤 淳一
	子ども健康課長	あべ すずむ 阿部 進

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順

※氏名に付されている◎は委員長、○は副委員長

② 2020年（令和2年）3月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会副会長	いの 猪野 ぎょうこ 恭子
	公益財団法人藤沢市みらい創造財団 青少年事業部参事	かじがや 梶ヶ谷 みつとし 充敏
	株式会社ストーブカンパニー代表取締役 よつば保育園代表	さいとう 齋藤 つとむ 勤
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長・高谷保育園園長	ますい 栴居 あらた 新
学校教育に従事する者	特定非営利活動法人藤沢市私立幼稚園協会 学校法人和敬学苑理事長・むらおか幼稚園園長	やました 山下 たかし 隆
	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお 神尾 やすこ 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ 内田 せいいち 誠一
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	いながき 稲垣 いちろう 一郎
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副委員長	まつお 松尾 よしこ 良子
事業主を代表する者	藤沢商工会議所専務理事	たけむら 〇竹村 ひろゆき 裕幸
労働者を代表する者	湘南地域連合議長代行	さとう 佐藤 だいすけ 大輔
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	日本体育大学 児童スポーツ教育学部准教授	さいとう 齋藤 たえこ 多江子
	関東学院大学 社会学部教授	しづや 澁谷 まさし 昌史
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ 〇増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ 大澤 ひろみ 弘美
	社会福祉法人みその 聖園子供の家	みむろ 御室 みさこ 美佐子
市民公募委員	市民公募委員	くんじ 郡司 ひさこ 壽子
		はやた 早田 みえこ 美枝子
市職員	子ども青少年部長	むらい 村井 みどり

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順
 ※氏名に付されている◎は委員長、〇は副委員長



(2) 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会委員

① 2019年（令和元年）7月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会高谷保育園園長	ますい あらた 柵居 新
学校教育に従事する者	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお やすこ 神尾 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ せいいち 内田 誠一
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会委員長	こばやし みゆき 小林 美幸
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	湘南ケア アンド エデュケーション 研究所所長	ますだ まゆみ ○増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ ひろみ 大澤 弘美
市民公募委員	市民公募委員	はらだ たける 原田 建

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順

※氏名に付されている○は部会長

② 2020年（令和2年）3月31日現在

委員区分	選出団体・役職等	氏名
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	藤沢市青少年指導員協議会副会長	いの 猪野 ぎょうこ 恭子
	藤沢市民間保育園園長会 社会福祉法人高谷福祉会理事長・高谷保育園園長	ますい 榎居 あらた 新
学校教育に従事する者	藤沢市立小学校長会 八松小学校校長	かみお 神尾 やすこ 康子
	藤沢市立中学校長会 大清水中学校校長	うちだ 内田 せいいち 誠一
	神奈川県立学校長会議鎌倉・湘南地区会議 湘南高等学校校長	いながき 稲垣 いちろう 一郎
主任児童委員	藤沢市民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡会副委員長	まつお 松尾 よしこ 良子
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	関東学院大学 社会学部教授	しづや ○澁谷 まさし 昌史
	湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長	ますだ 増田 まゆみ
その他市長が必要と認める者	神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長	おおさわ 大澤 ひろみ 弘美
	社会福祉法人みその 聖園子供の家	みむろ 御室 みさこ 美佐子
市民公募委員	市民公募委員	ぐんじ 郡司 ひさこ 壽子

※敬称略、「学校教育に従事する者」以外は委員区分による五十音順
※氏名に付されている○は部会長



2. 計画策定の経過

(1) 平成30年度・令和元年度藤沢市子ども・子育て会議、部会の開催経過

開催年月	開催経過等
2018年（平成30年） 7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催 ● 平成30年度第1回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催 ● 平成30年度第2回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査を実施
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催
2019年（平成31年） 2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成30年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催
2019年（令和元年） 7月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度第1回藤沢市子ども・子育て会議開催
8月	<ul style="list-style-type: none"> ● 藤沢市子ども・子育て会議委員改選 ● 令和元年度第2回藤沢市子ども・子育て会議開催 ● 令和元年度第1回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催
9月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度第2回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度第3回 子どもと子育て家庭の生活実態調査等検討部会開催 ● 令和元年度第3回藤沢市子ども・子育て会議開催
2020年（令和2年） 2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度第4回藤沢市子ども・子育て会議開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度第5回藤沢市子ども・子育て会議開催

(2) 市民ワークショップ

本計画の策定に関わる市民参加の取組の1つとして、また、多様な主体が、連携・協働できる地域づくりに向けた機運醸成の取組の1つとして、市民ワークショップ「子どもが主役のまちづくり」を開催しました。

市民ワークショップは市内3か所で全3回実施しました。市民ワークショップには延べ146人が参加し、市民と行政が連携できる取組などについて、活発に意見交換が行われました。

回	開催日時	会場	参加人数
第1回	8月3日(土) 9:30~12:30	湘南台公民館 ホール	市民 13人 傍聴 6人 市民活動推進センター 3人 事務局 14人
第2回	8月10日(土) 9:30~12:30	湘南大庭公民館 体育室兼ホール	市民 25人 傍聴 12人 市民活動推進センター 4人 事務局 13人
第3回	8月24日(土) 9:30~12:30	藤沢市役所3階 3-3、3-4 会議室	市民 28人 傍聴 11人 市民活動推進センター 4人 事務局 13人

(3) 市民シンポジウム

令和元年8月に開催した市民ワークショップのまとめとして、市民シンポジウム「子どもが主役のまちづくり」を開催しました。第1部で講演会、第2部でパネルディスカッションを開催し、「子どもが主役のまちづくり」を考える機会とさせていただきました。

開催日時	2019年(令和元年)11月24日(日)14時~16時
会場	藤沢市藤沢公民館・労働会館等複合施設(Fプレイス)
開催内容	第1部 講演会：子どもとつくる ^{まち} 地域づくり ^{こえん} ~子縁社会の創造~ 講師：沖縄大学名誉教授 加藤 彰彦氏 第2部 パネルディスカッション コーディネーター：沖縄大学名誉教授 加藤 彰彦氏 パネリスト：長後ファイト実行委員会代表 高見 広海氏 パネリスト：湘南大庭地区民生委員児童委員協議会会長 森 もと江氏 パネリスト：藤沢市副市長 小野 秀樹

(4) パブリックコメントの実施

① 実施概要

件名	「(仮称) 藤沢市子ども共育計画 (素案)」について
公募期間	2019年(令和元年)12月10日(火)～ 2020年(令和2年)1月17日(金)
配布資料等	「(仮称) 藤沢市子ども共育計画 (素案)」
配布資料の 閲覧場所	子育て企画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・ 公民館又は市ホームページ
周知方法	広報ふじさわ12月10日号、市ホームページ
意見等を 提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所などを有する方、 その他利害関係者
意見公募方法	所定の意見提出書又は任意の用紙に、氏名・住所・意見等の必要事項を記入し、郵送、ファックス、持参、市ホームページ用の専用提出フォーム(電子申請)の方法で子育て企画課にご提出いただきました。

② 実施結果

計画の素案に対して、2人から13件のご意見をいただきました。パブリックコメントでいただいた意見を検討し計画推進の参考とするとともに、意見に対する市の考え方を市のホームページに公表しました。

3. 関係法令等

(1) 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

（子ども・若者育成支援施策の基本）

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（子ども・若者育成支援推進大綱）

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
 - 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - ハ 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（国民の理解の増進等）

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

（社会環境の整備）

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（意見の反映）

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（子ども・若者総合相談センター）

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であつて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
 - 二 医療及び療養を受けることを助けること。
 - 三 生活環境を改善すること。
 - 四 修学又は就業を助けること。
 - 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。
- 2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。



3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

（子ども・若者支援調整機関）

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

（子ども・若者指定支援機関）

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

（指定支援機関への援助等）

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

（設置）

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務等）

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務
- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。



(2) 子供・若者育成支援推進大綱（概要）

平成 28 年 2 月 9 日(火) 子ども・若者育成支援推進本部決定

子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法(平成 21 年法律第 71 号)に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定める。

第 1 はじめに

- 全ての子供・若者が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。
- 子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。なお、一人一人の子供・若者の立場に立って、生涯を見通した長期的視点、発達段階についての適確な理解の下、最善の利益を考慮する必要がある。
- 全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指す。

第 2 基本的な方針(5つの重点課題)

1. 全ての子供・若者の健やかな育成
 - 基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
 - 心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
 - 地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進
2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援
 - 年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
 - 家庭等に出向き支援するアウトリーチ(訪問支援)の充実
 - 子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化
3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備
 - 地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
 - インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用
4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成
 - 官公民連携による地域における共助機能の充実
 - 総合的な知見を有するコーディネーターの養成
5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
 - グローバル人材、科学技術人材の育成
 - 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成
 - 地域づくりで活躍する若者の応援

第3基本的な施策

1. 全ての子供・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 日常生活能力の習得

- インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進等
- ② 学力の向上
- ③ 大学教育等の充実

(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実等
- 妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実

② 子供・若者に関する相談体制の充実

- 困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
- 子ども・若者総合相談センターの充実
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等

③ 被害防止のための教育

(3) 若者の職業的自立、就労等支援

- ① 職業能力・意欲の習得
- ② 就労等支援の充実

(4) 社会形成への参画支援

2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援

(1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

- 子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
- アウトリーチ(訪問支援)に携わる人材の養成等

(2) 困難な状況ごとの取組

① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等

- 地域若者サポートステーションによる支援の充実等

② 障害等のある子供・若者の支援

③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等

④ 子供の貧困問題への対応

- 国民運動の取組の展開、充実等

⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援

(3) 子供・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

- 児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応等
- ② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策

3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築

① 保護者等への積極的な支援

② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働

③ 地域全体で子供を育む環境づくり

- 放課後子ども総合プランの推進
- 社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進等

④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり



(2)子育て支援等の充実

(3)子供・若者を取り巻く有害環境等への対応

- 安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
- ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施等

(4)ワーク・ライフ・バランスの推進

4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成

(1)地域における多様な担い手の養成

- 子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進等

(2)専門性の高い人材の養成・確保

- 総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
- 教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

(1)グローバル社会で活躍する人材の育成

- 留学支援の充実等

(2)イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

- 先進的な理数教育の支援等

(3)情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成

- 情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成

(4)地域づくりで活躍する若者の応援

- 地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
- 「地域おこし協力隊」の推進等

(5)国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成

- 国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
- 世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成

(6)社会貢献活動等に対する応援

- 内閣総理大臣表彰の創設

(3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議

（設置及び所掌事務等）

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。

5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年六月一九日法律第四一号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下この項において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



(4) 子供の貧困対策に関する大綱（概要）

I 目的・理念

○現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。

○子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

1. 分野横断的な基本方針

- (1) 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- (2) 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- (3) 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- (4) 地方公共団体による取組の充実を図る。

2. 分野ごとの基本方針

- (1) 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- (2) 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- (3) 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- (4) 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- (5) 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- (6) 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

III 子供の貧困に関する指標

1. 教育の支援

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率、高等学校等中退率、大学等進学率
- 児童養護施設の子供の中学校卒業後進学率、高等学校等卒業後進学率
- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）、中学校卒業後進学率、高等学校等卒業後進学率
- 全世帯の子供の高等学校中退率、高等学校中退者数
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある小学校の割合、中学校の割合
- スクールカウンセラーの小学校配置率、中学校配置率
- 就学援助制度に関する周知状況
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の小学校実施状況、中学校実施状況
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）

2. 生活の安定に資するための支援

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）
- 食料又は衣服が買えない経験（ひとり親世帯、子供がある全世帯）
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯（重要な事柄の相談・いざというときのお金の援助）
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位（重要な事柄の相談・いざという時のお金の援助）

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯、父子世帯）
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯、父子世帯）

4. 経済的支援

- 子供の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）
- ひとり親世帯の貧困率（国民生活基礎調査、全国消費実態調査）
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合（母子世帯、父子世帯）
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合（母子世帯、父子世帯）

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

1. 教育の支援

(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

- 幼児教育・保育の無償化／幼児教育・保育の質の向上

(2) 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等／少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障

(3) 高等学校等における修学継続のための支援

- 高校中退の予防のための取組／高校中退後の支援

(4) 大学等進学に対する教育機会の提供

- 高等教育の修学支援

(5) 特に配慮を要する子供への支援

- 児童養護施設等の子供への学習・進学支援／特別支援教育に関する支援の充実／外国人児童生徒等への支援

(6) 教育費負担の軽減

- 義務教育段階の就学支援の充実／高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減／生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減

(7) 地域における学習支援等

- 地域学校協働活動における学習支援等／生活困窮世帯等への学習支援

(8) その他の教育支援

- 学生支援ネットワークの構築／夜間中学の設置促進・充実／学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

2. 生活の安定に資するための支援

(1) 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援

- 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援／特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援



(2) 保護者の生活支援

- 保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の育児負担の軽減

(3) 子供の生活支援

- 生活困窮世帯等の子供への生活支援／社会的養育が必要な子供への生活支援／食育の推進に関する支援

(4) 子供の就労支援

- 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援／高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援／子供の社会的自立の確立のための支援

(5) 住宅に関する支援

(6) 児童養護施設退所者等に関する支援

- 家庭への復帰支援／退所等後の相談支援

(7) 支援体制の強化

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化／社会的養護の体制整備／市町村等の体制強化／ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進／生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進／相談職員の資質向上

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

(1) 職業生活の安定と向上のための支援

- 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現

(2) ひとり親に対する就労支援

- ひとり親家庭の親への就労支援／職業と家庭の両立／学び直しの支援／企業表彰

(3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

- 就労機会の確保／学び直しの支援／非正規雇用から正規雇用への転換

4. 経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

VI 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

ともいく
藤沢市子ども共育計画

2020年（令和2年）3月



発行：藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

TEL：0466-25-1111（代表）